

2000年3月

# 京都国際専門家会議 及び 公開フォーラム

## 報告書

1999年9月14-15日  
国立京都国際会館

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

**無断転載を禁じます。**

**(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）**  
**2000年3月発行**

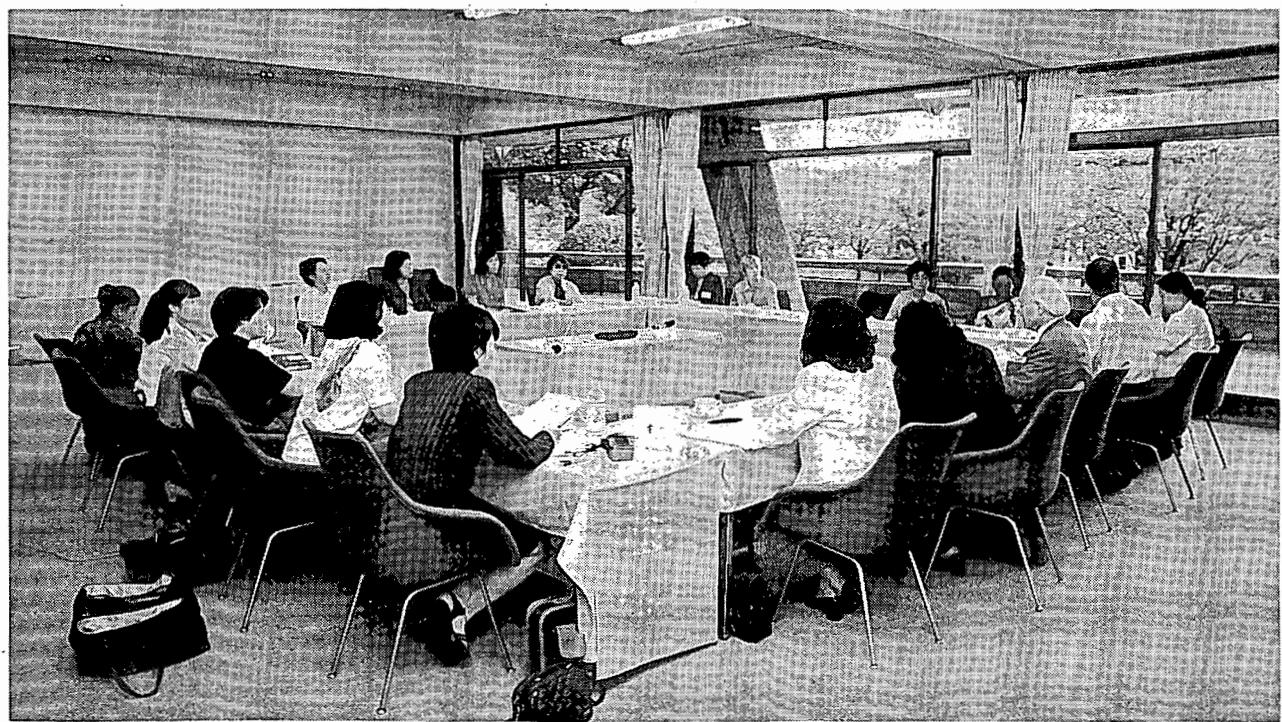
## 目 次

---

京都国際専門家会議 「武力紛争下における女性の人権」	1
基調講演 武力紛争下の女性の人権 同志社大学 安藤仁介	3
カンボジア 母親と娘：暴力の絶えざる悪循環の被害者 メン・ホ・リン	6
インド 和平樹立のプロセスとジェンダーの視点 ラニ・ジェスマラニ	12
インドネシア インドネシア軍と女性に対する暴力 ヌウル・シャバニ	16
パキスタン 暴力を繰り返さないために ムサラット・ヒラリ	26
スリランカ-1 平和建設と女性の参加 サロジャ・シバチャンドラン	29
スリランカ-2 武力紛争の中間段階における問題と女性の人権 ナンディニ・サマラシング	35
ベトナム 武力紛争下の女性の人権 ドン・ティタン・メイ	38
日本-1 和解に関する国際法枠組みの必要性 田中文子	42
日本-2 防止のためのさらなる措置に向けて 大谷美紀子	46
日本-3 21世紀における国連の役割 軽部恵子	57
地域外 平和の文化と異文化が与える課題 アン・バウンティング	60
UNHCR 女性難民に対する保護 シャルザド・タジバクシ	66
公開フォーラム 「女性と暴力」	73
第一部 各国からの報告	75
パキスタン	77
インド	79
インドネシア	82
スリランカ	85
ルワンダ	87
ベトナム	91
カンボジア	93
第二部 国連、国際社会の取り組み	101
国連人権高等弁務官事務所 ジョン・パチエ	102
国連難民高等弁務官事務所 シャルジャド・タジバクシ	107
国連人権専門委員会 安藤 仁介	114
参加者リスト	119

## 専門家会議

# 武力紛争下における女性の人権



## 武力紛争下の女性の人権

同志社大学教授

安藤仁介

### 序論

本シンポジウムは、武力紛争下(内戦、民族紛争、宗教戦争といった状況下)でいかに女性の「人権」を守るかを考えると同時に、紛争後の平和樹立にジェンダーの視点に立って取り組むことを目的に開かれた。これに即して、私はまず、女性に独特の人権があるのか、それがあるとして、その権利を守るためにどのような特別の措置が必要かについて考えたい。次ぎに、武力紛争に関する国際法を、内戦、民族・宗教戦争に適用できるかどうかを考察したい。女性と子どもの人権はこうした状況においてもっともおびやかされる可能性が大きい。次いで、武力紛争下で女性の人権を守る最善の方法を論じ、最後に、武力紛争下における人権擁護のための規範づくりとその実施に、女性が広く参加することを提案したい。

### 1 女性に特有の人権とは

私見では、一般に人権に関して二つの基本的前提がある。ひとつは、人間一人ひとりが持つ人権である。もうひとつは、個々人は自分に責任のない事柄を理由に、人権擁護の面で不利な立場に置かれるべきではないということである。その結果、男性も女性も平等にすべての人権を享受する権利がある。実際、人権を享受することで、すべての男性と女性は法的制約の範囲内で、自分の可能性を最大限に發揮できるべきである。

すると、女性だけが享受できる特別の人権があるのだろうか。個人的には、私はそれがあるとは考えない。しかしながら、女性には男性にない特別の資格があることは認める。その特別の資格が出産と育児という特別の責任に伴うものであることも認める。歴史的に見るとさまざまな点で、この責任が人権の享受という面で、女性を男性に比べて不利な立場に置いてきた。男性と女性で成り立っている人間社会はこうした不利な立場をなくす制度を打ちたてるべきであり、男性も女性も共に、人権

が十分に守られるよう保障されるべきである。

## II 武力紛争下における人権

従来の国際戦争法は現在、武力紛争に関する国際法とよばれ、一定の前提に立って確立された。たとえば、戦争は外交の延長した形態である。すなわち、平和的な外交手段では達成しえなかつた政治目的を達成しようとする強制的手段が戦争である。したがって、戦争で行使される手段はその目的達成に絶対的に必要かつ妥当なものを超えるべきではないし、したがって無制限なものではない。ここからその他の前提として、戦闘員（軍隊の構成員）は非戦闘員（民間人）と区別され、敵対行為は軍隊の構成員の間でのみ行われ、戦争行為の非戦闘員への影響は可能なかぎり少なくすべきだといった事柄が引き出される。

したがって、各国の軍事マニュアルでは、無防備な地域への爆撃を禁止し、民間人や民間の財産を守ることが決められている。したがって、武力紛争の国際法は全体として人権をそれなりに尊重しているのであり、この法を一国内部での内戦、民族／宗教紛争に適用することを拒む理由は何もない。

残念ながら、戦闘員が常に武力紛争法を忠実に守るとはかぎらない。ここでも、歴史を見れば、この法が頻繁に踏みにじられ、非戦闘員の中でも攻撃されやすい人びと、とりわけ女性と子どもに影響を及ぼしてきたことがわかる。こうした法に反する行為は、国境の内部でおこる内戦、民族／宗教紛争でとくに起きやすく、上述の私の考えに反する。

## III 武力紛争下の女性の人権保護

さほど新しいものではないが、武力紛争下の女性の人権保護にとって以下の点は不可欠である。  
(1) 第一に、武力紛争を防止し封じ込めるために、あらゆる試みがなされるべきである。その中には、外交努力、和解の努力、紛争の平和的解決がふくまれる。(2) 武力紛争が始まつたら、非戦闘員は紛争地域から切り離し、移動させなければならない。国際社会は安全な地域への移送を助ける義務がある。(3) 軍隊ないし準軍事組織の構成員は武力紛争法、とくに非戦闘員の保護に関連する部分を熟知すべきである。(4) 法に反する行為があつた場合、直ちに調査し、必要であれば加害者に対する起訴、処罰を行わねばならない。これは従来、国の軍事法廷の責務であるが、

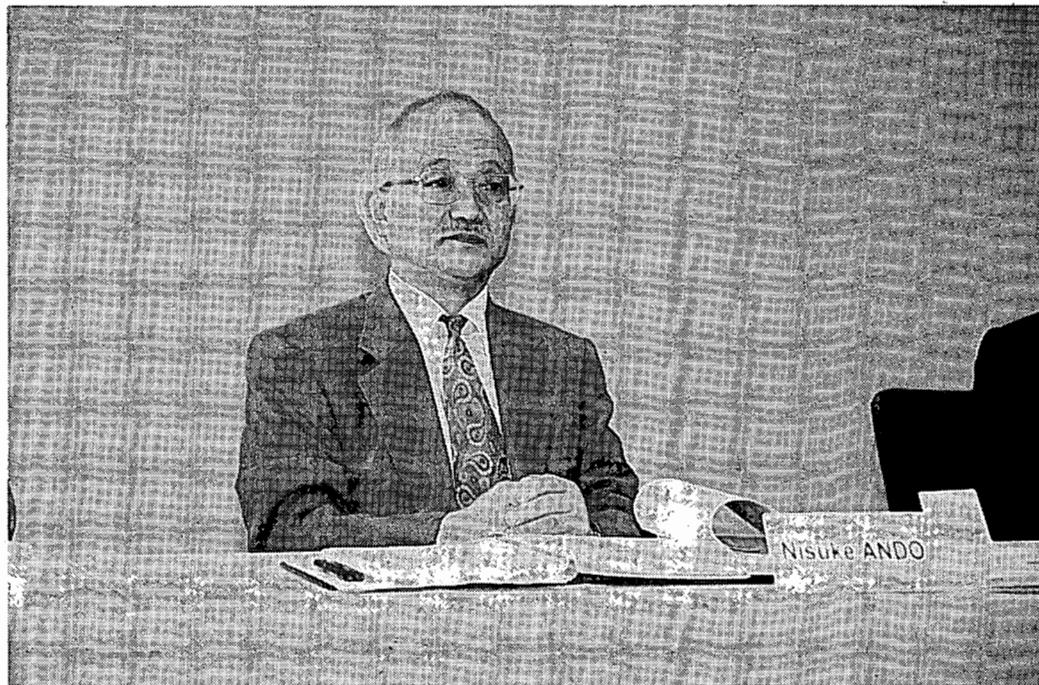
今後、国際刑事裁判所の役割が拡大することが望まれる。(5) 被害者に対し適切な救済策を迅速に講じるべきである。

#### IV 人権保護法とジェンダー

数年前、アメリカ国際法ジャーナルに「フェミニストの立場にたつ国際法」を強く擁護する論文が掲載された。その後、この論文はその年の特別賞を受賞した。この論文は紛争解決、和平の締結、戦争法をめぐる国際法を男性中心主義だと批判していたと記憶している。

この論文に沿って、以下のことを提案したい。武力紛争状況における女性のみならず男性の人権保護に関して、規範をつくりこれを実施するためのすべての段階で、女性の積極的かつ広範な参加を促進することの是非を、本シンポジウムで論じるべきである。女性の参加は、武力紛争の防止と封じ込め、紛争解決の方法、秩序の回復と維持、平和の再建と確立といった問題にまでわたる必要がある。

つまるところ、平時であれ武力紛争時であれ、人権保護にはこの問題についての十分な知識とそれを実践する勇気が求められる。それこそがすべての人権教育の究極的目的となるべきだと私は考える。



## カンボジアの状況ー母親と娘:暴力の絶えざる悪循環の被害者

カンボジア人権協会副所長  
メン・ホ・リアン

英国人の同僚が2、3週間前に隣人からこんなショッキングな話を聞いた。「男の子が自分の姉妹を叩くのはよくあることだ」。この隣人は8歳の息子が妹を繰り返し叩くのを目の当たりにしていた。今回の会議のテーマは「今後二度と暴力を繰り返さないために」である。これはすべての国にとって、そして特にカンボジアにとって大いなる希望の言葉である。私はこの会議に身近に関わることができたことをうれしく思う。私たちはみな「暴力の文化」に支配され、一様に女性が最も苦しめられる社会に生きている。

まず、この会議を組織してくれた主催者を称えたい。カンボジア政府は北京会議以後の行動綱領およびストックホルム宣言を誓約している。したがって、女性の権利を保証し、女性の性的搾取からの自由とあらゆる形態の暴力からの自由を保障するためにできる限りの手段を講じることに合意している。現在の女性問題省は、女性に対する暴力という重大な問題を取り上げることで女性の地位の向上をはかる意とする戦略的な5ヵ年計画「ネアリ・ラタナク」、すなわち「大切な宝石としての女性」を発表した。私の所属する団体をはじめとするカンボジアの多くのNGO、とりわけ女性グループは、武力紛争下もしくは紛争後の時期の違いにもかかわらず、暴力防止をめざすあらゆる行動を支援している。われわれは女性に対する暴力を女性の権利と女性の尊厳に対する重大な侵害として見なしている。幸いにもカンボジアは現在平和を享受しているが、それは壊れやすい平和である。さらに重要なのは、数十年に及んだ紛争が国民の心に消すことのできない禍根を残していることである。

### 武力紛争下の暴力

50年前の日本の占領期にはカンボジアにも「従軍慰安婦」がいた。従軍慰安婦だった女性の一人は現在も生存している。彼女のような女性たちの被った苦境がその後の世代の女性や少女にとつ

て良い社会をもたらす変革へとつながりさえすれば、彼女の苦悩は無駄ではない。しかし、実際のところ彼女の苦悩は報われていない。カンボジアの事態は女性にとってさらに悪くなっているのである。ポルポト派(クメール・ルージュ)支配下において事態は極端に悪化したが、その後も大きな改善はみられない。カンボジアには強大なクメール帝国とクメール文化の長い歴史がある。多くの古代文明と同様に、クメール文化は男性が権力と特権を握る文化だった。女性は男性の思うままに、男に仕えるものと考えられていた。男は力が強ければ強いほどより多くのものを奪った！フランス植民地時代の後、カンボジアは比較的平和な繁栄の時を迎えたが、長くは続かなかった。この時期に女性が利益を得るようになったとしても、それはつかの間のことだった。ベトナムでの戦争がカンボジアにも広がってきたのである。「運命のいたずら」によってベトナム戦争の終結とともに野蛮なポルポト派政権が登場し、過激な共産主義が取って代わる世の中となった。

『悲劇のカンボジア史』という本の中(243頁)で、著者デービッド・チャンドラーはこう書いている。「一部にポルポト派の革命に酔い知れた人間はいたが、その他数百万人は屈辱を受け、混迷した。大多数の人々にとっては、農村仏教、経験の共有、余暇、保護、家族に対する忠誠といったものが数世紀にわたって暴力や不正義を調停し、苦悩や混乱に説明を与えるものだった。民主カンプチア(ポルポト派政権)下では、家族主義、個人主義、私有財産、人格、虚栄心、封建的宗教慣習のすべてが否定された」。

戦争と暴政の産物として、社会秩序の完全な崩壊、多数の仏教僧や靈的指導者を含む教育を受けた人々の喪失、仏教寺院や学校の破壊、まともな社会の全体構造の崩壊がもたらされ、今日のばらばらなカンボジア社会が出現した。

チャンドラー氏はそれについて書いた。私はその時代を生きてきたのである。そして女性や少女に対して最も残虐な行為が行われるのを目撃してきた。集団レイプはよくあることだった。仏教の尼僧さえもその犠牲者だった。少女たちは強制的に結婚させられた。教育を受けた女性たちが全く不釣り合いな農民の少年たちと強制的に結婚させられた。期待していた生活とは別の生活に強制的に追いやられた少女たちの生涯の苦悩が想像できるだろうか？すでに指摘したとおり、クメール文化は数世紀にわたって結婚を家庭生活の要として重視してきた。ポルポト派はそれを排除し、単純な行政的形式にとりかえてしまった。

難民キャンプに着いた人びとの中には、ようやく悪夢から逃れられたと思った者もいた。しかし、それは安堵を与えるものではなかった。女性や少女たちは、出国中にベトナム人や政府軍兵士にレイプされた。難民キャンプでは何年間も原始的な生活を送るという日常的な苦しさはなかつたが、

女性や少女たちの苦悩は続いた。私はここでこの会議が国連当局および国際社会に対して強く訴えるよう求めたい。

人びとが広大な難民キャンプで生活する場合、日中および夜間にわたって、適切かつ十分な外部の国際的監督を行うようにしていただきたい。通常はこれに対する財源は不十分である。そうすると何が起こるか？ 受け入れ国の軍隊がキャンプの人びとの「代表」と提携して治安にあたることになる。タイで私が勤務していたキャンプではこれらの人びとが少女に対する非人間的行為の加害者となつた。権力をもつた無節操な人間たちが弱者を搾取した。このことが、コソボやシェラレオネその他の難民が発生している地域で起こらないようにしなければならない。難民キャンプの家族は、娘たちが虐待されないようにあらゆる予防措置をとつた。シェルターのベッド下にひそかに穴を掘り、その中に何年も住んでいた少女もいた。ささやかな保護を得るために残された数少ない男性と結婚した者もいる。強制結婚はさらに増加した。母親や年上の娘たちが幼い少女たちを守るために犠牲になることもあつた。薪を探しに有刺鉄線の向こう側に出かけた少女のグループが集団レイプの犠牲となつた。年老いた女性たちは残虐行為や辱めに屈服した。こうしたことのすべては「国連難民高等弁務官事務所およびNGOに代表される国際社会の保護」の下で起つたことである。彼らはそれを止めさせることができなかつた。

抵抗グループの統治下のキャンプでは、既婚の女性や少女たちは軍司令官や強力な軍隊、民間の有力者のなすがままだった。

### 現在のカンボジアにおける暴力の現状

こうした混沌のすべてを経て、恐るべき世界の中で少女は女性になり、母親になり、新しい子供たちが育つた。これは生存というただ一つのことだけが意味のある世界だった。強者は自己保身に狂奔し、獲得できるものはすべて獲得した。弱者は生存するために何でもやつた。女性たちは自己の尊厳や自尊心を捨てた。それは問題ではないように思われたからである。女性たちは最も弱き者であり、「底辺の犠牲者」だった。女性はどの地域でも事態が悪化すると内向的になりがちである。彼女らの自尊心や自己価値の感覚は低い。これはわれわれが取り組むべき主要な問題である。

強制結婚した者の多くは長続きしなかつた。多くの女性は現在独身となり子供を育てている。その子供たちは出生の事情によって汚名を着せられている。戦争は軍事作戦による戦闘の中でのみ

戦われたわけではない。日常のあらゆる側面において敵は味方に対して優勢になろうとして戦つた。分極化したカンボジア社会においてすべての者が不本意な道具となっていく。そして人びとはそれに慣らされていく。それに慣らされなければ、深刻な影響を受け、多くは精神的外傷を受けてしまう。現在カンボジアでは「二世トラウマ」という新しい現象が起きている。被害者である第一世代の子供たちが、恐怖に根ざした親たちの態度や振る舞いを受け継ぎ、一連の否定的な社会的規範を身につけ、それが彼らの中に同レベルの人格上の欠陥を生み出しているのである。

カンボジアは暴力の文化を発展させた。ここでも最も弱き者は女性であり子供たちである。1993年の国連の女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を想起してみよう。女性に対する暴力とは、あらゆる身体的、性的、感情的な危害、基本的自由と女性の権利の否定、女性に対する経済的支配として定義されている。次に述べることはカンボジアの女性と子供、特に少女に影響を与える最も一般的な危害である。数千人の女性や少女が農村地域や近隣諸国から都市に向けて売春のために人身売買されている。カンボジア議会の人権および苦情処理委員会の推計によれば、プノンペンだけで1万4000人を越える女性および少女が売春宿、バー、マッサージ・クラブ、個人宅、ホテルにおいてセックス労働者として働いている。カンボジア女性危機センターの調査結果によると、カンボジア全土で約5万～5万5000人の売春婦がいる。その35%は18歳以下である。カンボジアのHIV／エイズ感染者の驚くべき統計値は重大であり、これは多くの女性と子供に影響を与えており、国内HIV／エイズ予防対策委員会の推計によれば、1999年のHIV／エイズ感染者は約18万人と言われている。1998年には6689人がエイズで死亡している。しかもこれは報告されたケースのみの数字である。HIV／エイズの感染は主に売春婦のところにやってくる男性が原因であり、それがまた家庭に持ち込まれる。文化的な偏見のために、感染は保健教育のメッセージを受け入れない男性にではなく、売春婦に原因があるとされている。

人身売買によってタイ、マレーシア、台湾に送られ、強制的に売春や物乞い、建設労働者、召使いにさせられた数千人のカンボジア女性もいる。

この場で提起したい重要な点の一つは、20年以上にも及んだ紛争の間にカンボジアにおいて形成された暴力の文化が、現在の家庭内暴力をもたらしたことである。家庭内暴力は家族の成員が他の成員に対して身体的、性的、感情的に危害を与えるすべての行為として定義されている。家庭内暴力は、一夫多妻、嫉妬、殴打、監禁、脅し、ののしり、近親姦、引っ張り回す、火傷を負わせる、強制中絶、夫婦間レイプ、発砲、殺すなどさまざまな形態を取る。家庭内暴力は家族の私的な問題とされ、当局など家族以外の人には介入する権利がないと見なされている。最近ではカンボジア社会でも家庭内暴力が重要な問題として認識され始めている。しかし、調査によると、家

室内暴力を含むあらゆる暴力行為や振る舞いが不正であり、非社会的行為であると考える人でも、これを不法であるとみなす人はきわめて少ない。最も悲劇的な状況は、未来の世代がこの暴力を繰り返すことである。

### 被害者と加害者の間で和解は可能か？

今回のような会議は極めて重要である。国連女性の地位委員会の仕事は非常に重要である。われわれは国際社会全体に対して、すべての国家に対して、男女の平等を現実のものとし、すべての協力事業(国間援助、多国間援助、国連、ASEANなどの国家間協力)に男女平等を組み込むようにロビー活動を行わなければならない。援助機関の多くが援助案件のガイドラインに、「女性に対する影響」の評価を求める項目をふくめている。

われわれは、国連機関、国際社会、国際NGOの仲間たちに対して、難民キャンプにおいて女性や少女が彼らの保護下に置かれた場合、十分な保護を行うための適切な体制を取るよう警告を与えるなければならない。

一般的に、われわれは社会および経済における女性の真の貢献を認識することにより、女性が公共の問題で活発に活動できるように促進する必要があり、それは平等が達成されるまで続けなければならない。

地域間および2国間ネットワークはとても助けとなる。われわれは互いに学び合うのである。

女性と少女をより積極的に描写するための持続的キャンペーンを行わなければならない。カンボジア人権研究所およびその他の国内NGOが女性の地位向上のために活躍している。意思決定レベルになるべく多くの女性を配するように提言したい。

国内および国境を越えて法律がより一貫して施行されるよう努力しなければならない。カンボジアは他の国々と同様に、女性と子供の権利の保護を目的とする法律を採択した。しかし、法律を支える任務を与えられた側に日常的怠慢が見られる。残念なことに、この制度的弱点が加害者に悪事の継続を許している。逮捕される人の数は限られ、罰を受ける者はほとんどない状態である。

被害者と加害者の和解は可能なのか？ これは重大な道徳的ジレンマである。われわれは第二

次世界大戦中に起きた悲劇の被害者に対して謝罪を表明している日本人びとに心から敬意を表する。可能な和解は未来の世代に関わる問題である。女性の人権と女性の尊厳を尊び、この種の被害を繰り返すことのないように彼らを教育しなければならない。許されはしても、忘れてはならないのである。過去は過去として済まし、ビジョンと責任感をもつ子供たちのために、より良い未来を建設しなければならない。常に後部ミラーをみながら車を運転することはできない。われわれは世界を良くし、より道義的で、協調的で、平和なものにする責任を共有している。われわれの共通の努力は、子供たちが平和に暮らすという共通の願いに向けて進められるべきである。眞の平和は我々すべての者の内から始まる。子供たちに報復や憎しみを教えてはいけない。この地球という天体は、もっとましなで健全な存在理由を持っている。

ここに出席された方々から十分お話を聞きたいと思う。それぞれの国での活動の進展を心から願うと同時に、我々の社会で、被害者である女性が勝者となって出現するよう祈ります。



## 武力紛争における女性の権利 - 和平樹立のプロセスとジェンダーの視点

インド最高裁判所弁護士、「女性の調査と法的行動」会議長  
ラニ・ジェスマラニ

「反戦の闘いは女性たちによって行われるだろう」(ウン・サン・スー・チー。自宅軟禁下にあるミャンマーの野党「国民民主連盟」指導者)。

平和に対する関心は女性のほうが男性よりも強い。女性は家族を守り、支える役割を持つ。国際人道法は女性を守ってこなかった。国際人権法はこの10年間に大きく進展し、1993年のウーン人権会議と北京行動計画にまで達したが、これらが人道法を方向づけ、影響をおよぼす必要がある。ジュネーブ条約とこれに基づく議定書があるにもかかわらず、今世紀の武力紛争下で女性に対する性暴力がいたるところで見られた。この事実を見なおし、性暴力が戦争犯罪であり、重大なジュネーブ各条約の違反であることをはつきりと認め、人道に対する犯罪としての処罰を可能にしなければならない。

紛争は国民の生活を破壊する。不平等な構造を変革し、根本から変える必要があることを示すのが紛争だが、それは癒し難い苦痛を残す。癒しの本質を理解している社会であれば、平和が可能である。女性を被害者にしない、したがって汚名を着せないための制度的機構があり、共同で努力すれば和平のプロセスは確固としたものになるだろう。この機構の下で、和解、内省、責任、許しと更生が与えられなければならない。国民の精神的浄化も配慮をもって制度化される必要がある。

近年にみられるいくつかの例によって、こうした機構の基礎が築かれた。南アとエルサルバドルの真実・和解委員会設置と、ユーゴスラビア國際犯罪法廷およびルワンダ法廷である。

南アの真実・和解委員会(TRC)は1995年に国民和解・復興法(法律第34号)が議会法として成立し、設置された。この法律の下で相互理解の精神で国民一致と和解を促進するための真実・和解委員会の設置と、人権侵害、恩赦、補償と更生のそれぞれに取り組む三つの委員会が置かれた。ジェンダー委員会が真実・和解委員会に付託した内容には、南アの苦痛に満ちた過去と反アパル

トヘイトの闇いをジェンダーの視点からみた深い洞察と、豊かな資料が含まれている。そこでは過去を理解しつつ未来を再建するという観点で、女性の経験に焦点があてられている。

ユーゴスラビア国際法廷( ICTY )は、国連憲章第VII章の下で安全保障理事会によって設置され、1991年以降、旧ユーゴの領土内で国際人道法に著しく違反する行為を行った人間を訴追することを目的とする。この法廷は民族浄化という特別の背景で行われたレイプを、人道に対する犯罪、ジエノサイドとして処罰の対象にしている。ICTY規則の第22条はジェンダーの視点にたつ手続きや証拠のルールを定め、被害者と証人を守っている。

エルサルバドルの委員会は、人権侵害で名があがった軍の将校を全員罷免すること、軍人の昇進および軍予算の文民統制を確実にすることを勧告した。人権侵害に関しガラス張りの監視を行うことを求めた。これには国連が助力している。

ボスニア・ヘルツェゴビナの和平協定は、交渉の中で女性の人権、女性の問題の重要性を反映している。こうした委員会や協定のすべてに共通するのは、透明性と説明責任が明確な民主的制度をつくる必要があるということである。1985年のナイロビ会議で採択された民主主義・平和・発展の要求一つとっても、女性のニーズは明確に打ち出されている。

各国政府は自国の法律をこの新たな合法的ローバリズムに一致させなければならない。あらゆる形態の女性差別撤廃条約(CEDAW)の批准と、国内法への統合を強く要求すべきである。裁判での性に基づく差別、ジェンダーの偏見による差別をなくすため、こうしたやり方に挑戦し、これを正す適切なフォーラムを設ける必要がある。インドでは公共の利益に基づく提訴という形で、不利な立場の人々にも裁判の道を開き成功している。最近制定されたモンゴル憲法は、人権侵害に対して最高裁判所および憲法裁判所への請願を認めている。

1979年の女性差別撤廃条約は、女性の権利を促進するために、差別是正措置(アファーマティブ・アクション)を認めているが、これも国内での女性の人権を強化し、促進することを確実にするだろう。これはとくに武力紛争後に必要である。

女性の権利というアジェンダに取り組むためには、国内機構が確立されねばならない。インドの場合は、女性の人権制定法委員会を設置して、人権侵害について調査したり、ジェンダーの視点に立つ政策の促進をはかる権限を与えている。この委員会が創造性と想像力を發揮して機能すれば、社会を根本から変える可能性がある。これに加えて、人権保護法(1994)の下で人権保護とモニタ

一を行う人権委員会が設置された。人権を尊重する文化は、社会に蔓延する既存の観念や慣行を根本から変え、これに取って代わりうる。

国際レベルでは、紛争後の国内環境の中で、国連機構の中の人権諸委員会、特別報告者、各委員会、法廷などを通して、それぞれの国がジェンダーの問題を評価し理解する取り組みをする国内機関に影響を与え、意識化を行う。各国政府がその国際的誓約に従って、国連の諸委員会に報告書を提出するよう刺激しなければならない。国際条約中の条項を保留にして、ジェンダ一条項や人権の国内法への適用を逃れることは決して奨励されるべきではない。

1998年にローマで採択された国際刑事裁判所設立規程の批准が、ジェンダー問題にとっては必要であり、女性はそのためにロビー活動をすべきである。インドは他の20カ国と共に棄権した。アメリカは中国、イスラエルほか4カ国と共に反対に回った。パキスタンはこの規程に調印していない。この規程はレイプや拷問をふくむジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪を裁く強力な手段である。この規程を批准した国は、サンマリノ、トリニダッド・トバゴ、セネガルの3カ国にとどまる。この規程が効力をもつためには60カ国が批准しなければならない。

赤十字国際委員会(ICRC)は紛争処理と女性の権利保護では豊富な経験を積んでおり、すべての政府はその役割を尊重すべきである。その委員会はその専門知識をいかして、紛争後、平和な社会をめざし復興と再建に取り組む政府に情報や助力を与えるべきである。

国際的フェミニスト団体や、アムネスティ・インターナショナルのような人権団体、および人権ウォッチは、残虐行為や人権侵害の申し立てがある場合には、危険地域への立ち入りができるよう許さるべきである。再び紛争状況に戻ることのないように働くだろう。

北京行動綱領によってNGOの役割は国際的に認知された。国際NGOは国内NGOと連携し団結すべきである。ネットワーキングとその間の通信はジェンダーに基づく残虐行為に対抗する強力なチェック機能であり、ジェンダーの視点にたつ法律の制定をさせる上で強力な手段になる。

フェミニストたちが権力や侵略を賛美する男性たちの議題を人間的なものにすることにより、ナショナリズムを強化できる。核戦争や武器製造の問題は女性が議論すべきである。女性は平和の政策を作成することに全面的に関わらなければならない。平和の政治には女性のエースの寄与が求められなければならない。1993年につくられたエルサレム・リンクは、女性のための平和エンパワメントをめざす共同事業として、イスラエルとパレスチナが紛争解決へのカギとして対話の道を開いた

ものである。これを促進したのは、父権制社会に生きる女性としての共通の経験であった。この経験が階級、民族、宗教、国家帰属意識の障壁を取り除いたのである。革命的アフガニスタン女性協会(RAWA)に属するアフガニスタンの女性たちは、タリバンのアジェンダに反対の声をあげているが、国際的な連合をつくり出す過程で、彼女たちの声が強められる必要がある。

紛争および紛争終結後の状況では、難民および避難民女性の保護という問題がある。インドは難民条約を批准していない。インドは難民を社会復帰させる政策を取っているが、その名簿には現在19、327人の難民がいる。そのうち9、966人が難民女性である。しかし、避難したり強制退去させられた女性たちが母国へ帰るには、経済的、財政的、精神的に社会復帰できる条件が求められる。国連難民高等弁務官(UNHCR)はほとんどの国で活動しており、国内でもイニシアチブや法律を通してその努力を支援する必要がある。

インドでは性暴力やレイプに対処するため、ジェンダーの視点にたった法律が制定されている。証拠に関する規則も改められ、保護下でのレイプに対する立証責任は除かれた。紛争から立ち直りつつある諸国でもこうした法律を採用することが考えられる。こうした法律について広く知らせると同時に、治安当局者や軍人もこうした新しい法律の重要性を熟知すべきである。

7月、インドはもつとも攻撃にさらされやすく、過敏な州であるジャム・アンド・カシミールでの武力紛争の回避に成功した。インドではその時、総選挙の直中にあった。カシミールでは今月初め、民主的選挙が行われた。和平と外交努力は、戦争や紛争の影響をもつとも受けた戦争未亡人に対する補償を重視すべきである。社会のすみずみまで人権教育を行き渡らせる必要がある。女性自身、教育を受け、力をつけて、沈黙を強いられ、暴力をはびこらせる文化に抗しなければならない。

経済が破綻し社会構造にひびが入ってもろくなると、すべての女性は異常な苦難を強いられる。経済的、政治的権利は発展の権利によって強化され、その権利に関する条約が遵守されるべきである。そうすれば女性が社会復帰と復興をめざす経済的努力に係われるようになるのである。

我々の文化は、すべての宗教の本質的がヒューマニズムであることを強調すべきである。マハトマ・ガンディーは世界に対し、非暴力と市民的不服従という強力な手段を与えた。今日の世界でとくに重要な難民であるダライ・ラマ教主も、普遍的責任と個人的責任という全体的で、癒しを与える倫理を伴った、この非暴力の戦略を採択している。つまり、それは同情とともに、われわれの多様性と共通性の理解をもつ戦略なのである。

## インドネシアの軍と女性に対する暴力

弁護士、女性への法律扶助連合所長

ヌウル・シャバニ

### I 背景

インドネシアの場合、「新秩序」がもたらした国家の暴力的政策は、軍隊の役割抜きには存在し得ない。「新秩序」の誕生は軍隊の暴力そのものの歴史であるとさえ言える。それは、当時将軍スハルトが行った文民から軍への権力移管の過程で明らかでもある。「管理」と「統制」の二つをキーワードは、軍事的性格の非常に強い政治権力を強化するために使われ、その下で、経済資源をも支配下におくことをふくめ、軍の「二重機能」はすべての社会的政治的役割を正当化するものになった。この政治の軍事化は特に「管理」・「統制」政策の導入によって一目瞭然となった。というのは、それはあらゆる社会・政治的組織を統一し单一の団体に変えてしまう可能性のある政策に反映されたからである。单一の団体にするだけでなく、それら組織にパンチャシラ哲学(注:スカルノの打ち出したインドネシア建国五原則)を唯一の原則にさせるよう強制もした。これらはすべて一連の政令に含まれ、大統領の管理下に置かれた。それはとりもなおさず、インドネシア国軍の最高司令官の下に置かれたということである。このような枠組みから見ると、実際に暴力そのものは国家や権力に内在するとはいえ、国家暴力は政治社会に蔓延した軍事化がもたらした当然の結果というほかない。

この「管理」と「統制」というやり方は、それまでに実施された女性に対する他の政策にも見られるように、特に家族と社会における女性の地位に影響を与えたことは明らかである。いの一番に、「新秩序」は、既存の女性組織のひとつであるゲルワニ(Gerwani)と対比させるモデルを作り出した。ゲルワニは最も恐ろしい過激な女性組織として、「9月30日運動」を起こしたインドネシア共産党への荷担と将軍数人を殺害したかどで告訴されたが、その告訴はこれまで1度も法的に立証されてはいない。

その結果、女性に対する暴力も含め、あらゆる形の性的抑圧と不法行為がいたるところで見られようになり、国家機構が犯したものもあれば、国家が容認しれ犯させた場合もあった。国家、つまり文民と軍を含めた国家機構は、女性に対して暴力を振るうばかりか、そのような暴力が起きることを

許し、明白な制裁はなにひとつ加えなかった。このような状態は、スハルトが「高く掲げ、深く埋める」という言葉で一貫して植え付けた文化的価値から発生した状態だと思われる。その言葉はおよそ、社会は常に指導者の威儀を高揚し、彼の過失はすべて深く埋めるべきだ、という意味である。これこそ恐らく「免罪の文化」の根源なのである。

同様に、国が法執行機構を含むその国家機構の態度に反映され、性差別的偏見の解消に成功しなかったため、女性は裁判に訴えることも難しかった。このことはマルシナ（軍隊にレイプされたうえ殺害された疑いのある女性労働者）や、アリアンカ・ドス・サントス・マルティナ（雇い主の軍人に拷問され、歯を引き抜かれた家事労働者）の事例に見られる。世帯内で起こる暴力事件はまた別で、そこでは「個人的問題」（国家レベルになると「国内問題」ないし「国家主権」の問題になった）がキーワードであり、法的手続きを拒否するばかりか、人権（生命と安全の権利）侵害ではなく、単に体面を汚したにすぎないとされたのである。

このようなやり方で、女性は実際に時と場所を問わず常に暴力の犠牲になっている。武力紛争状況下や軍の作戦地域では暴力はさらに激化する。それは多様な形態をとる。まず、性に絡む暴力がある。女性は性的に女であるというだけの理由で暴力の標的になるか、または家事責任を持つが故に間接的に暴力の標的にされるのである。たとえば、女性たちが住む場所が産業開発の対象になったり、軍の作戦地域になると、飲み水といった家庭生活の必需品を調達するため、そのような地域を通らなければならないことがある。また、女性は、その子供か兄弟か姉妹かが國家の「敵」と疑われただけの理由で暴力の対象になる。後でふれるアリアンカやアチエ人の母親の事例がそれに当たる。東ティモールやアチエまたはイリアン・ジャヤで行われているやり方を見ると、横行する暴力行為が組織的暴力でないとは信じがたい。

このような状況の中で、武力紛争時の暴力や国家後援の暴力的政治テロの犠牲になる女性の数がますます増えている。国内避難民や難民の大多数は女性と子供である。その多くは兵士や戦闘員から身体的あるいは性的暴力を受けていた。兵士に殴られ、縛られるか閉じこめられるかしてレイプされる女性もあり、東ティモールのアリアンカ・ドス・サントスもそのようにしてレイプされた一人である。彼女は私に次のように話してくれた。「何がきっかけなのか、私には分かりません。突然、軍が私と家族とがゲリラと内通していると疑ったのです。家族と一緒に逃げようとしたが、軍のトラックに追跡されました。拘束され、武器と弾薬について尋問されました。私は殴られてキャンプに連れていかれ、それから地区の軍事務所に連れて行かれました。私は柱に縛り付けられ、何時間も殴られました。その後独房に入れられ、4日間閉じこめられていました。4日目に兵士が私をレイプしました。凄く怖くてショックでした。次の日、別の基地に連れていかれ、そこで他の兵士から4回レイプされました。そのうちの一人はソエパルディです。兵士の一人が彼をそう呼んでいました。私はそこ

で二週間拘束されていました。その期間、私は部屋の掃除や、兵士のためにコーヒーを入れたり他の雑用をさせられました。有り難いことに、私はやっと解放されました(彼女の家族と司祭が介入した末に)。レイプのせいで、アリアンカは妊娠した。今、その娘はもうすぐ二歳を迎える。最初、彼女は赤ん坊を憎んだが、カウンセラーの助力で彼女の状態は次第に良くなっている。アニセト(ディリのヤヤサン・ハクの弁護士)と私はアリアンカの代理人として事件(レイプと拷問)をディリの軍警察に報告した。最近になって、デンパサールの軍事務所が何の説明もなしにレイプの件は却下された、と伝えてきた。彼女をレイプした兵士は拷問の罪を問われただけであった。

何千もの女性が、難民キャンプや刑務所や収容所で、あるいは異民族であるとか、武力紛争であるとか、あるいは土地所有権争いの理由で故郷を追わされて逃れてきた場所で、同じようなことを経験している。戦争や武力紛争中の女性に対する暴力は、女性の健康、経済的状況、そして人権に悪影響を与えていた。インドネシアでは、紛争状況下の女性に対する暴力の影響に関する十分な研究がなされていない。しかし、一部の新聞は、難民キャンプの女性の多くが、性感染症や新生児・妊婦の死亡など、性と出産に関わる健康問題を抱えていると報じた。こうした女性のほとんどは、羞恥心や恐れ、その他の心理的問題で傷ついていた。残念なことに、国際機関から何ら「公的な」注目を受けていない。というのは、今に至るまで国内避難民について「法定責任」を持つ国連機関は一つもないからである。国連難民高等弁務官(UNHCR)は1977年に次のように表明した。「多くの国内避難民が経験している、非常に深刻な身体的、物質的、法的、心理的に不安な状況を示す証拠は十分にある。と同時に、国際社会の注目は概して難民に向きやすく、従って国内避難民よりも難民の方が保護や人道的援助を受けやすいという状況は変わっていない」。「…国内避難民は、難民より困難かつ危険な状況に置かれている。その理由は主として、国内避難民が依然として国家の管轄下にあり、国家は国内避難民を保護することができず、保護する意志もないからである」。

## II 軍の活動

女性の被った間接的暴力もさまざまな事例が見られる。その中には、例えば軍部の手によって自分の子どもを誘拐されたり行方不明にさせられた事例がある。日刊紙コンパス(1999年7月16日付)はアチェ州のある母親の受けた苦しみをこう報じた。「お願いです。助けてください。どうか助けて。息子を一人連れていかれたのです。それなのにもう一人、なくしてしまうのですか。助けてください。息子を釈放してください。二人も連れ去るなんて、あなたたちには人間の心がないのですか」。

ピディのムチアラ小管区ブラングマル村の住民、ロスマワティさんの嘆きは、単純な言い方あるが、読む人の心を打つものがある。三人の子どもを持つこの母親の、24歳になる次男が行方不明なのである。ことの始まりは、兵隊の一団がやって来て、家から息子を拉致したのだが、そのときには、

尋ねたいことがあるので、息子を寸時の間「借りる」と言わされただけである。「今までのところ、尋ねてまわったのですが、息子の居場所を誰も知りません」。このことが1999年7月15日、ジャカルタで開催された「アチェ州における国家暴力とエスカレートする暴力」というセミナーで暴露された。まだ次男の行方もわからないところへ、1999年7月2日の朝、6人の兵隊が3台のオートバイに分乗してやって来たことで、ロスマワティさんの心痛はさらに高まったのである。今回は熟睡していた長男(29歳)がベッドから引きずり出されたのである。ロスマワティ家にラジオアンテナが立っていたので、長男はピディ地方軍司令部の兵士からアチェ自由運動(GAM)のメンバーだと告発されたのである。母親であるロスマワティさんは、息子を探しにすぐさま家に一番近いコパサス特殊部隊(エリート軍団)司令部へ真っ直ぐに赴いた。そこでトノという担当将校に会ったが、彼の話では息子はロクスマエのランチングへ連行されたというのである。息子を連れ去った兵隊がスギアントという名であることを知った母親は、直ちに軍地方司令官(KODIM)本部へ行ったところ、そこの将校たちからスギアントという兵隊はここ3日間ほど司令部を離れていると言われたのである。「私は何度も聞き続けたのですが、息子はここにはいないと言われました。それでもあきらめずに尋ねていくと、最後によく担当将校が、息子はこの中に拘留されているが、会わせるわけにはいかないとのことでした」。衣料品を差し入れることも許されなかった。息子をまた一人失いたくないという思いで、ロスマワティさんは軍地方司令本部へ足しげく通った。しかし、彼女の前でドアは固く閉ざされたままのようだった。そして母親は叫び続けているのである。「息子はPLN(国営電力会社)に勤めていて、電柱を立てるのが仕事です。どうか助けてください。息子を返してください。息子がどこにいるかも知らないのです」。

ロスマワティさんは果てしない苦しみと悲しみに耐えている。一方、アチェ州に住むもう一人の女性Nさんは、自分のうけた拷問とレイプのために、異常に過酷な心身の傷を受けた。Nさんの話を紹介しよう。初めに、夫がコパソウ特殊部隊(エリート部隊)に拉致され、何日間も行方不明になった。軍司令部に拘留されている間、夫は拷問を受け大腿骨を骨折し、片方の耳が聞こえなくなった。再逮捕を恐れた夫は村を去り、農業労働者として他の村へ出稼ぎに行った。しかし、特殊部隊は疑いを抱き、夫が自由アチェ運動(GAM)のゲリラに加わったのだ疑い確信した。結局、軍はNさんを司令部に連行し、夫の居場所を尋問した。兵隊たちはNさんの話を信じようとせず、暴力に訴えた。彼女を裸にしてレイプしたのである。ほかの兵隊たちは笑いながらそれを見ていた。終わると今度は、彼女の耳や鼻や胸や陰部に電気ショックを与えた。その結果、Nさんの身体は傷つき、今もまだ完治していない。Nさんが大声を上げないよう、口に拳骨ほどの紙をつめこみ、ロープで縛り上げた。このような目に合ったNさんはそこで気を失ってしまった。5日後、釈放されたが、このことは誰にも言うなと口止めされた。ハビビ政権がアチェ特別区を軍事作戦地域からはずした時点で、Nさんは自分の体験を公表した。その後、コパサス特殊部隊の兵士がやってきて、Nさんを脅し上げた。拷問によってNさんは内臓を痛めたが、まったくお金がないため治療を受けられないままである。

(女性に対する暴力に関する特別報告者の報告より。この報告は、1998年11月20日から同12月4日まで行ったインドネシアと東ティモールへの派遣団報告に基づいて書かれた)。

一方、極度の恐怖とトラウマ(心の傷)のために、アチェ州の住民の多くが村を出ていった。その中には飢えや病で亡くなった人も多い。おおぜいの子どもが放置され、もはや学校にも行かなくなってしまった。こういう状況下でもつとも大きな被害を受けるのは女性と子どもたちだったが、それは彼らの中に培われていた性別の値打ちのせいである。この困難な事態の中でも、女性は母として妻としての役割を果さなければならない。総合的な調査は1度も行われていないが、これまで届いた情報や、そのような被害者と直接会って得た情報から、女性たちが心理的にも人格的にも苦痛を煩つてしていることが容易にわかる。つまり、自信の喪失、恐怖心、役立たずであるということ、あるいは無視されたという感覚、絶え間ない猜疑心、不安な感情、集中力の欠如、自責の念などである。そのうえ、女性たちは身体の衰弱や呼吸困難、動悸、食欲減退、長引いている痛みなどを感じている。また、多くのマスメディアが報じるように、難民女性の場合は、難民キャンプ内での栄養不足や非衛生のせいで、下痢や風邪や呼吸器病その他の一般的な病気を煩っている。武力紛争や政治的暴力のために、多くの女性が未亡人となり、一家の長となったり、殺された親類縁者の子どもの面倒まで見る立場におかれている。

皮肉な話だが、軍は当初、アチェ州(それにイリアンジャヤ)を軍事作戦地域に決めたことはないと常に否定してきたが、事実は、あらゆる形態の運動や社会活動が軍事作戦にぶつかったのである。アチェ州は1989年に軍事作戦地域に指定されたと推定されるが、1998年には取り消された。アチェ州を軍事作戦地域とした決定は、おそらくその地域に天然ガスという戦略的産業がおこり、他の天然資源、森林資源があるからだったのであろう。現在、アチェ州に投資している外国投資家にとって、この地域の安全は最大の関心事であるところから、その産業を守るためにとくに強力な軍の警備が必要なのである。過去10年、さらに軍事作戦地域指定が取り消された後でも、アチェ人は常に軍の暴力にさらされてきた。さまざまな天然資源からの収益はすべて中央政府に吸い取られ、情況はさらに悪化した。豊かな天然資源のただなかにいながら、アチェの人びとは貧困から抜け出せない。このような情況でアチェの住民の大半が失望を抱くのは当然であり、そこからインドネシア政府が言うところの分離主義運動、自由アチェ運動(GAM)(GAM)が誕生することになったのである。その後の展開によって、アチェ州を軍事作戦地域とする軍の決定が合法化された。この軍事作戦で数千人が殺され、行方不明になった。何百人の女性や子どもが、性的暴力とくにレイプをはじめとする暴力をうけた。軍事作戦地域の指定が取り消されたにもかかわらず、暴力は今も後を断たない。インドネシア軍がまたもオペラシ・ウィパワと呼ぶ作戦を開始したためである。そして再び、この新たな作戦の下で夥しい数の死者と、レイプや性的いやがらせの被害者が出ている。

### III なぜ女性に対する暴力は起るのか？

戦争や他の武力紛争下において、女性に対する暴力を客觀化することは、何百年もの間、続いてきたし、ごく普通のこと、つまり戦争暴力の一部として受け入れられてきた。既存の軍隊や当時の王国がいかに勢力を持っていたかは、征服された土地や植民地が「貢ぎ物」や「モノ」として女性をどのように差し出さなければならなかつたかという話として伝えられてきた。同じことが植民地時代にも起きた。征服者は国土や都市を征服し、被征服地の男性を殺したり、女性をレイプし、所有物を略奪したのである。レイプの他にも、売春の強要など、別の形の暴力もあり、ボスニアの場合には民族浄化の一部として妊娠を強要した。

したがって、第二次世界大戦でも同じことがくりかえされ、現在でも、インドネシアを含む国内紛争下だけでなく国家間での戦争状態にある様々な世界の地域で続いている。それゆえ、実際に軍隊と女性に対する暴力の問題は、軍そのものに内在するものなのである。軍隊の規律は女性や子どもに対する暴力を厳しく禁じている（インドネシア軍の場合は「8項目の義務」がある）事実にもかかわらず、事実を見ればその規律と正反対であることがわかる。

残虐さの程度や犠牲者の数を考えると、戦争や武力紛争下の女性に対する暴力は非常に大規模な人権侵害であると言える。にもかかわらず、この問題には十分に関心が払われていないし、歴史に記録されてもいないのである。こうした多くの事例は拒否されることすら珍しくない。様々なレポートや観察は次のように伝えている。（アン・ティアニイ・ゴールドスtein、マーガレット・A. シューラー編『ジェンダーの暴力：隠された戦争犯罪』1998年より引用）

レイプは以下の目的で利用してきた。

- ・一般市民や住民を恐怖に陥れ、家や村から逃げるようにし向ける。
- ・「敵軍の」女性を支配していることをみせつけて、敵軍に屈辱を与える。
- ・兵士たちの「えさ」として、戦場で勇気を奮わせる手段として。

売春の強要は以下の目的で利用してきた。

- ・将兵の士気を鼓舞するため。
- ・女性たちが暴力を受けるのは彼らの責任だと思わせる一方法。

強制妊娠は以下の目的で利用してきた。

- ・レイプの被害者にさらに強い屈辱感を深めるため。
- ・加害者の民族の子どもを作るため。

上記の観察から、強制売春や強制妊娠をふくむレイプは、戦略のひとつとして利用されてきたと結論づけられる。戦略としてのレイプは、女性に対する抑圧や、モノとして置き換えてきた歴史の中で最も露骨に、最悪の形で発露したものである。女性として侮辱し、貶め、国家や集団としての敵を侮辱するために、女たちがレイプされるのである。女性の惨めさや受けた傷には誰も（国も）気にかけない。戦争が終わった後ですら、少しも関心を持たない。従軍慰安婦の場合もそうである。国際社会が問題を取り上げるまで、インドネシア政府だけでなく日本政府もまったく関心を払わなかった。（その存在すら否認されていた）

このような現象から、なぜ女性に対する暴力が、特に様々な地球上の地域に広範に広がっている紛争状況下で、敵を征服する戦略としてさえ使われているのか、という問い合わせが生じる。「女性に対する暴力撤廃宣言」は次のように述べている。「女性に対する暴力は男女間の歴史的に不平等な力関係を表すもので、そのため、男性による女性の支配や差別がもたらされ、女性の成長は妨げられている。また、女性に対する暴力は、女性を男性に対して従属的地位におく重要な社会構造の一つである」と。

このような規定から、武力紛争下の女性に対する暴力は、女性を二流市民と位置づける家長制社会制度に起因していると言える。女性は戦争の犠牲者と呼ばれるだけで、どんなに惨めで苦しんでいても、あるいは、たとえ死んでいても、加害者を裁きの場に引き出すことはないだろう。なぜなら、政治的意志が欠如しているからであり、さらに利用可能な、責任を問う法的手段も助けにならない・対応できないし、免罪をよしとする根強い文化があるからである。結局のところ、加害者を法廷に連れてこられたとしても、彼らを留置場に収監しておけるだけの十分な証拠がそろわない。例えば、ボスニアの暴力の場合、被害者が――それは重要な証人なのだが――一度も法廷に出席しなかったという事実のために、何を証拠と呼べるかについて弁護側と検察官との間で非常に長い議論があった。被害者は精神状態が安定していないので証言をすることことができないと検事が主張すると、弁護側は再度、精神状態が安定していない人の証言は証言として価値がないという理由で、告訴を無効にするうまい論拠を得た。かくして加害者は、法廷で罰せられなかつた以上、自分は無実だと思い続けたのである。被害者たちは補償を受けたり、リハビリ・プログラムを受けられるという形での裁きを求めたが、十分な配慮が得られずに無視すらされたのである。

女性に対する暴力に関する特別報告者が1995年の報告書(E/CN.4/1995/42 para.56-61)と1997年の報告書(E.CN.4/1997/47 para.8)で述べているように、「名誉」という概念の中に、ジエンダーに基づく偏見がある理由をあげられる。報告書の主要な箇所で次のように述べている。「地域社会の主体性を保持する重要な成分、従ってその社会との境界区分は、共有の名誉を維持することである。このような名誉はしばしば、その地域社会の住民と地域社会外の住民の両方により、その地域社会の女性の性行動も、その社会に属するものとして了解されている」。

名誉に関する概念は戦時に最も明白に表現されることがある。女性や子どもの名誉を守るために、つまり家族や社会や国家の名誉を守るために、戦争を始める覚悟ができるのである。こうした状況でレイプが敵を征服し、あるいは敵対者を侮辱するための道具として用いられることは容易に理解できる。

この名誉という概念はそれぞれの国際人道法にも用いられている。1907年のハーグ条約ではレイプその他の性的な暴行については触れられていないが、条約規則第46条で「家族の名誉と権利、人命、および私有財産は、宗教的信念および慣習と同様に、尊重されなければならない」と記述されている。

同じことがジュネーブ第4条約27条でも、とりわけ次のように述べられている。「女性は名誉に対する攻撃、とくにレイプ、強制売春ないしあらゆる形の強制猥褻行為から守られねばならない」。

赤十字国際委員会は、ジュネーブ第4条約に関する意見の中で、現在「性奴隸」と呼ばれる状況に強制的に追いこまれたすべての女性に対しての「不道徳」という言葉すら用いられている。「条約は、女性の名誉を傷づける一定の行為を(違反の)例としてあげ、とくにレイプ、強制売春、つまり暴力や脅迫により女性に不道徳的を強いる行為や、あらゆる形態の強制猥褻行為をあげている」。

上記の規定を見ると、社会は一般に女性に対するレイプや暴力の問題を被害者の「道徳」(性的な経験)に結びつけがちであることが明らかになっている。その結果、社会は加害者に比較して被害者を貶める傾向がある。こうした理解が家父長制社会に広く存在する価値に密接に関係していることは明らかで、そこでは、男性は性と制度の両方の点で価値の支配者として振る舞う。これは、レイプの被害者のほとんどがなぜ警察に出頭したり、事件を届け出たりしたく

ないかの問題を理解する上で、きわめて根本的かつ重要な状況である。

最近の状況では、レイプと被害者の道徳との間の関連はもはや考慮に入れられていない。ほとんどすべての国際条約(国内法も同様)は、少なくとも建前では、被害者の道徳と犯された暴力を結びつけてはいない。実際には、法の執行者は一般に内向きな家父長制の価値の持ち主であることを考えると、問題はまったく異なってくる。言いかえれば、彼らはジェンダーに敏感ではないし、女性の利益はほとんど考えない。

先にあげた国際法、すなわち世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、女性差別撤廃条約、特にその第1、2、3、4、5、6、15条(1984年7号法)、女性に対する暴力に関する一般勧告第19号、拷問および他の残虐な処遇を禁止する条約(大統領命令1998年第25号)は、武力紛争下の女性を保護する基盤として利用できる。にもかかわらず、政府もNGOの双方も、北京宣言とその行動綱領で明確に述べられているように、こうした武力紛争状況下の女性に対する暴力を防ぎ、克服するよう努力しなければならない。国際法では、国家の責任は暴力が行われた時点で発生する。しかしながら、加害者の処罰に別の異なった国際法を適用できるとしても、犯罪そのものは処罰されないままで終わることが多い。こうした状況では、加害者は処罰されずに罪を犯すことが許されるように思われる(免罪)。このような免罪の文化は、KKN病(汚職、共謀、縁故者びいき)の形をとる高度に中央集権的な新秩序政策の関連で説明がつく。結果として、政府は法の支配を実施できなかったのである。逆に法の支配というものが、民主的な立法および司法手続きを通じて得られた決定ではなく、官僚的決定に基づく統治のシステムがあったところに起きたことなのである。KKN病に関連して、国家は共有の価値、とくに家族のものに似た価値を十分に利用した。自分自身(つまり国家機構)に関係する問題を解決する方法として「高く掲げ、深く埋める」という価値もその一つである。

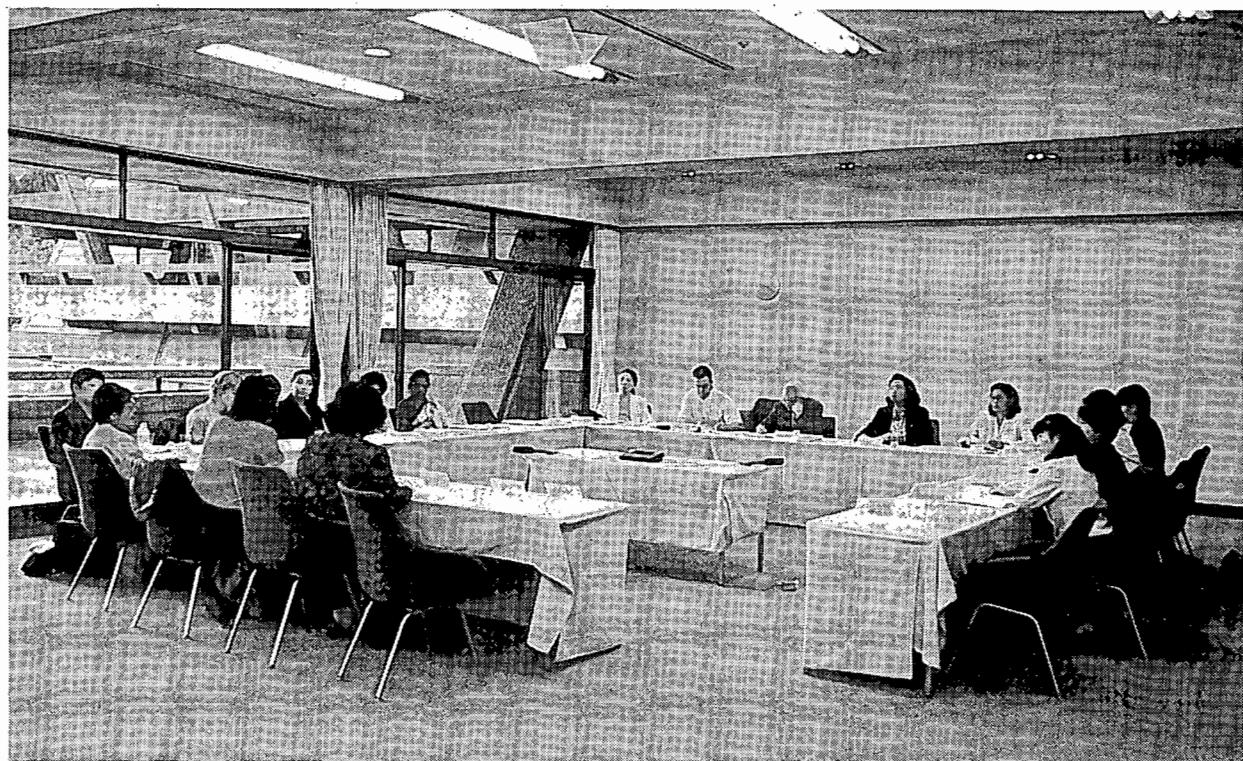
#### IV インドネシアの解決策

こうした全ての人権侵害と闘うための唯一の解決策はない。国際的、各地域、国内的および地方レベルでとるべき多くの戦略が考案されてきた。インドネシア関連の場合、国連の「犯罪および権力乱用による犠牲者に対する公正基本原則に関する宣言」に含まれている精神的、社会的、法的な回復の必要に加えて、被害者だけでなく証人も保護できるような法律も必要としている。こうした法律がなければ、被害者たちが自分の事件を公然と提訴するは不可能だろう。

前述の国連宣言の基本原則に従って、犯罪と権力乱用の犠牲者に対する補償に関する法律を必然的に施行すべきである。こうした法律には社会的にだけでなく精神的、肉体的な傷をいやすためのサービスが含まれねばならない。そして、国、地域、地区レベルで平和運動を樹立することが強く望まれる。こうした努力によって、女性が紛争の防止、管理、および解決をめざすすべてのイニシアチブに関わるようにさせなければならない。また、NGOや他の団体に、紛争状態における女性に対する暴力の影響に関する調査に取り組むよう勧める必要がある。

加害者がどこであれ、誰であれ、女性に対する暴力により、女性が人権と基本的自由を享受することを妨げられてきたことだけは明白である。女性の観点で考えると、軍隊の社会政治的役割をなくさない限り、民主主義は決して存在しない。女性があらゆる意志決定のプロセス、とりわけ普通の人びとの利益に関する決定のプロセスに参加する機会が与えられない限り、いかなる民主主義も存在しないのである。

(本稿は1998年10月ジャカルタの『女性ジャーナル』が開催した「女性に対する国家の暴力」に関するセミナーに提出した論文の改稿である)



## 武力紛争下での女性の人権：暴力をくり返さないために

パキスタン人権委員会副議長

ムサラット・ヒラリ

先進国であろうと、石器時代のままの社会であろうと、それにかかわりなく、女性の権利は否定され続けてきた。もう、女性の権利とは人権のことだと気付いていい絶好の時期である。さらに言うならば、一個人としての女性は同じ状況下にある一個人としての男性に比べ、より一層権利を奪われているとつけ加えておくのは意味あることだろう。こう言えるのは、女性は二種類の差別に直面しなければならないという事実があるからだ。ひとつは性の違いによるもの、もう一つは、一般の個人としてのものである。先進社会が認めているように、女性の権利の全て、つまり社会的、政治的、市民的、経済的、文化的諸権利は、尊重されねばならない。そもそも女性に対しこれらの権利が否定されているならば、女性は当然、あらゆるタイプの差別と暴力に対する特別な保護を受けるべきである。ここで言及した特別な保護は、平和時だけでなく、あらゆるかたちの紛争に際しても必要とされる。とはいえ、非戦闘員としての女性が受けでしかるべき保護は、宣戦布告された戦争あるいは国家解放のための運動または闘争に深くかかわって、侵略者や圧制的な政権に抵抗している女性に対するものとは、異なったものであるかも知れない。

こうした保護は、慣習法や1949年のジュネーブ第4条約27条(2)などの国際文書によって与えられているものかも知れない。ジュネーブ条約同条項は、女性が名誉を損なわれたり、レイプ、強制売春、またあらゆるかたちでの劣悪な暴力行為にさらされてはならないと規定している。同条約の16、17条は妊婦および新生児を抱えた女性への特別の保護を規定している。

パキスタンとインドは、いくつかの非公式な戦争とは別に、1965年と1971年の2度、宣戦布告をした戦争を行った。どちらの場合も、パキスタンの女性達は敵を恐れて国を去ることをしなかった。政治に関わっていた者たちは、政情不安で国外に逃れ他国に政治亡命したものがあつたかもしれないが、難民にはなっていない。ベトナム戦争中またダッカ(バングラデシュ)陥落の際には、おおざっぱに見積もって2万5000人から25万人のベンガル女性が、軍によるレイプやその他の性暴力のために妊娠した。国家解放闘争時の女性への特別の保護を規定した1977年の第1選択議定書は、

女性に有利ないいくつかの強制規定を明確に示すことにより、女性に対する保護の手をさしのべており、そのなかでも最も弱いグループ、すなわち妊婦や乳幼児を抱えた女性たちに対しては、より高度な保護を与えている。

今日、アフガニスタン、インドのカシミール地方、そしてボスニアにおいて、敵からも味方からも女性に加えられている恥辱は、公然の秘密である。アフガニスタンで女性は、ロシアが同国を荒廃させていた時期にさえ起きなかつたような事態に直面している。

女性達がレイプされ、陵辱され、アラブ諸王国に輸出されたのはロシア軍撤退後であった。パキスタンは1949年ジュネーブ条約に調印しているが、残念ながらまだ1977年の付属議定書に調印することを躊躇している。他の地域のどの国も異なる分離運動と武力紛争に直面しており、状況はほとんど似たり寄ったりである。ここで、戦争のもたらす危険のために、母国を去ることを余儀なくされている女性たちの悲惨な境遇についても触れておかなければ、人権活動家としての私は不公平の誇りを免れないと思う。私が言おうとしているのは勿論、戦時下や内戦のさなかに隣国への避難を余儀なくされた女性達のことである。

実際、難民となった女性達は、武力紛争中に余儀なくされる苦難以上の苦難に直面している。従つて私は、武装紛争の影響を受けている女性は、政治不安や宗教的無関心のせいで他国に避難せざるを得なかった場合、一層の保護を受けるのは当然であると考える。1951年の難民の地位に関する条約の第3条は「締約諸国は、この条約の規定を人種、宗教、出身国による差別なく難民に適用しなければならない」と述べているにも関わらず、こうした事態が発生している。しかしながら、パキスタンを含む世界のほとんどの国が、このような重要な文書の調印、批准に乗り気でないことも、意気阻喪させる現象である。武力紛争の犠牲者となった女性達の悲惨な状況は数知れず、簡単に調べることなどできないことは疑う余地がない。にもかかわらず、ここでいくつかの提案をしておくことは可能であろう。それは、国際社会がその眞の意味と精神において重要であると認め、採択されるならば、将来、女性に対する暴力がくり返されることを阻止する力となりうるであろう。

1) 全ての国連加盟国は、1948年の世界人権宣言、1965年の市民的政治的権利規約、1965年の社会的経済的文化的権利規約、CEDAW(女性差別撤廃条約),CRC(子どもの権利条約)等を批准すべきである。さらに、上記各文書に述べられて、そしてそれらの文書に照らして、各国の憲法の中で大切にされているように、根本原則と基本的権利を発展させるために当該条約の規定を採択しなければならないだろう。

2) 国際社会の一員である全ての国々は、1994年のジュネーブ条約、1977年の付属議定書、19

51年の難民条約を調印・批准することに確信を持つべきである。そして、もしもどこかの国が上述の条約に違反したならば、国連から追放されるか、これら条約の締約国であるか否かに関わらず、しるべき厳しい制裁をうけるべきである。

3) ICRC(赤十字国際委員会)とUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の役割について人々を啓蒙すべきである。

4) 女性は、国内、国際レベルの双方で、法律上や政策決定機関において平等の代表権を与えられなければならない。

5) 将來の兵士、将校を養成するコースの学科の一部として、国際人道法および難民法が教えられるべきである。

6) この活動にかかわる全ての国際機関は、セミナーや集会を開催し、国内および国際間の戦闘により引き起こされている女性の悲惨な状況を知識人、知識階級に認識させるべきである。

7) この点において地域機関も有効な役割を果たす必要があり、「戦争法廷」を開いて、戦争犯罪人達がその法廷によって行われる略式公判に従って罰せられるようにすべきである。

8) 近年確立された国際犯罪法廷が、将来の武力闘争での犯罪ができる限り抑止する上で有効な役割を果たせるよう、大いに鼓舞されるべきである。

9) 国家と社会は、憲法や地方の法律によって約束されている諸権利が、女性も享有する資格があるという原則を認識しなければならない。

10) 女性の諸権利は、文化や伝統から切り離して扱われるべきである。

## 平和建設と女性の参加

女性と開発センター所長  
サロジャ・シバチャンドラン

今回の会議(1999年8月)で私の考えを述べる機会を与えられ、心から感謝を表明したい。私は「女性と開発センター」を代表して参加しているが、この団体は女性の中でもとくに、スリランカすでに15年続いている戦争で精神的傷を負った女性たちの願いを実現すべく活動している。世界のいたるところでさまざまな原因による武力紛争が続き、家族とくに女性に口に尽くせない苦しみと窮状をもたらしてきた。平和樹立のプロセスや交渉による解決を試みる場では、女性はほとんど参加を認められていない。女性が直接武力紛争にまきこまれている国ぐににおいてさえ、和平プロセスに女性の代表が加わることはほとんどない。北アイルランドのように紛争が長期に及んでいるところでも、女性が交渉に加わる意味はながらく無視されつづけてきた。この問題は、コロンボで開かれたセミナーでカーメル・ロールストンが行った報告、「和平プロセスにおける北アイルランド女性連合の役割」でも明らかにされた。

家父長制イデオロギーが今もつよいスリランカでは、国家の重要問題についての参加型意志決定にもこのイデオロギーが影響を及ぼしている。その意味で、先の世界女性会議が女性問題を普遍的課題にすることを意図し、さまざまな決議を採択したものの、その時点で期待されたような影響を与えるところまで行っていないことを想起すべきである。採択された決議をまだ批准していない国も一部にある。北京会議の行動計画を採用した国でさえ、完全な達成までにはいたっていない。女性が戦争開始の当事者になることはめったにないが、紛争状況ではもっとも攻撃にさらされやすい立場におかれる。今回のような国際会議は、できるだけ明確かつ具体的結果につながる行動を採択し、各国政府に対し決議を批准し実施するよう圧力をかける必要がある。今回の会議は、政治と社会の両領域で女性の参加拡大の必要が叫ばれているときに、ひとつのはずみとなる。

私自身の国の状況を背景に、紛争下の女性たちがどのような苦しみをなめ、犠牲を強いられているかを報告したい。こうした苦しみは決して女性が自らもたらしたものではないのである。

## スリランカの民族構成

スリランカにはさまざまな民族と宗教を中心とする社会がある。1981年の時点で、多数派のシンハラ社会は全人口の74%を占め、タミール人は18.1%であった。第3の主要集団はイスラム教徒で、7%を占めていた。言語はシンハラ語とタミール語が公式に使われている。タミール人による分離国家の要求は1970年代以降、明確に打ち出されるようになった。タミール人の願望に応えようとする試みが、再三失敗に終わったためである。こうした失敗と経済問題や失業の増加があいまって、タミール人が戦闘化し、1956年に導入された言語法が問題をさらに悪化させた。1958年、緩和措置としてタミール語法が成立した。東北部で一定程度のタミール語の使用を認めたのである。しかし、この法律を施行するための実施規則は1966年まで作られなかった。

1972年には憲法に宗教と言語に関する新条項が加えられ、その結果タミール人とイスラム教徒が降格された。この条項は仏教とシンハラ語を優位に置いたのである。この条項と標準化、割当て制があいまって、青年層の間に欲求不満が募った。失業や大学に入れないこと、シンハラ人のみという決まりなど、すべてが青年層をますます過激な方向に向かわせ、この国始まっていらいの規模に拡大した。歴代政府はいずれも弾圧政策を取り、国中に散らばる過激派を狙った全面戦争が始まった。1987年7月にはスリランカ政府の要請でインドの平和維持部隊が到着したが、平和維持には成功せず、逆にその軍事作戦によって民間人が殺され、未亡人や孤児がおおぜい出した。インド軍が去ったあとも、状況はさらに悪化した。政府が経済封鎖を敷き、医薬品、肥料、食料品の自由な流入を制限したため、市民の苦しみは倍化した。交戦中の当事者によって、人々の移動も制限された。漁業も制限されたため、活動できる漁民の数が大幅に減ってしまった。従来、約2万家族が漁業で生活していたが、この制限で失業に追いこまれたのである。同様に、農業部門の活動制限も農民とその家族の生活を直撃し、土を耕すことも無意味になってしまった。

軍がジャフナ島へ向かったことによって、状況はさらに悪化し、1995年10月には住民の脱出が始まった。この集団移住では次々と事件が発生し、もっとも悲惨な経験となった。住民のほとんど全員が何もかも捨てて安全と思われる地域へ脱出したのだが、この突然の予想もしなかった脱出はとくに女性に大きな犠牲を強いた。女性たちは手当たりしだい寝起きする場を確保し、そこで生活を立て直すしかなかった。身内や友人といっしょにいられる女性はまだ運がよかった。ほとんどの人が夜間、ラグーンを渡り、見知らぬ土地のヴァンニ地域に向かった。政府であれNGOであれ自分たちの面倒をみてくれる組織などひとつもなかった。人々は社会的地位も職も失い、窮屈化した。

1996年4月になると、ジャフナ半島内で難民となつた人びとが自宅へ戻り始めた。軍が占領してい

らい、どの家も文字通り空っぽになり、台所用品一つ残っていなかった。女性はこうした混乱にすべて耐えるしかなかったのである。

農場のいたるところに地雷が埋められたため、農民は耕作できなかつた。漁民も装備がととのわざ漁に出られなかつた。漁業は軍が押し付けた状況の下で大幅に減少し、漁をする時間も限られ、場所もわずか数キロ範囲内に制限された。政府からの緊急援助や支援はいつさいなかつた。ここで非政府組織(NGO)がいかに役に立つかが証明された。その時点で緊急の課題は、世帯主となつた女性のための救援・復興計画だつた。1995年のは緊急避難以前から、住民は自信を失つていた。

1995年に脱出した家族でも、自分の家に帰ることをためらつてゐる人びとはおおぜいいた。とくに若い少女や少年のいる家族は、軍に逮捕されるおそれがあつた。若い母親はレイプや暴行などさまざまな類の暴力を恐れていた。

大規模な砲撃、爆撃によって家々は破壊され、修理もされず再占拠されことによつて、帰ろうとする住民の足はとまつてしまつた。こうしたさまざまな理由から、帰還住民はジャフナの市内やその周辺に固まつて住む傾向が出てきた。彼らの家がある農村部の人里離れた地域には、治安部隊のキャンプが点在していた。帰還民は治安部隊に尋問責めにあひ、「容疑者」は拘留されたため、平和的解決はさらに遠のいた。

一部にせよ、コロンボやその他の安全な地域へ移住するだけの手段と資金をもつてゐる難民もいた。政治亡命を求めて外国へ向かつた難民もいる。長引く紛争の下で、ジャフナ半島のいくつかの地域では、民主的バランスが崩れてしまつた。紛争が引き起こした社会的混乱の中で、30代半ばで一家の長や稼ぎ手という慣れない役割を取られた若い女性が少なくない。紛争は社会を変え、とくに家族の関係を大きく変え、未亡人、独身女性、未婚の母、難民女性が増える中で、女性は依然としてコミュニティの団結を守るという点で重要な役割を演じ、日常生活を成り立たせている。こうした社会的相互作用こそ、政治やイデオロギーを超えて地域社会を感受性の鋭い、平和的なところにするのである。とりわけジャフナの女性はあらゆる問題を抱えながら、儀式や寺の祭りを組織して、人びとの士気、社会的慣行が失われないよう務めている。これは戦争の不安や緊張を乗り越えるための一種の現実逃避である。

ここで女性と開発をめざす私たちのセンターの活動、女性を中心とした復興活動の一端に触れておきたい。通常の活動に加えて、現在は世帯主となつた貧困女性のための緊急援助に専念している。目的は女性に自身をつけさせ、開発・発展への意欲をもたせることにある。男女共同参画を確立し、維持する過程で、常に男性もまきこんでいる。物理的障害として大きいのは、除去されていな

い地雷、破壊された家、医療センターの不足、学校閉鎖、輸送や通信の不備などである。要するに、社会的なインフラを整備して、1995年10月以前の状態に戻さなければならない。これまでのところ開発の努力は人びとが直面する問題のごく表面に触れたにすぎない。

さまざまな制限が加えられているため、全面的に復興を実現することはできない。しかし、多くの困難にもかかわらず、センターとして女性のための収入創出活動を続けている。意識化プログラムや指導者プログラムの開催のほかに妊婦と子どものためのプログラムを開き、母子の栄養向上のために栄養食品を提供している。また、ジャフナでは女性専用のホステルもある。男性からも社会からも無視されている多数の女性のために、無料の法律援助プログラムも行っている。女性が直面する問題としては、個人的暴力による被害の法的救済、生活維持、離婚などがある。学校レベルで行う紛争解決プログラムは好評である。

世界的な女性解放運動の潮流や、男女共同参画のための政策を見落とすことはできない。センターのメンバーには私たちが参加するさまざまなフォーラムを通して、最新の情報が伝えられる。

### 平和を作る女性

「世界の住民がそれぞれの宗教がもつ教義に書かれたこととその精神を、少なくとも一部でも忠実に守るなら、この世界はもっと住みよい所になるだろう」

スリランカ大統領

愛と共感があれば人は他者とつながり、民族集団の間に友好の橋を架けることができる。戦争は決して公正で永続する平和をもたらさない。社会を安定化する手段として、政治的解決は戦争よりはるかに高い信頼性を有する。スリランカではさまざまな困難にもかかわらず、武力紛争はジェンダーの現状にいくらか変化をもたらし、女性が社会で新しい役割をになう力を与えたと言えるかもしれない。しかし、女性の人権に関しては、紛争の原因だけを考えるだけでは十分ではない。伝統的に女性が担ってきた社会的役割や政策論議に女性が不在だったという問題にも、取り組む必要がある。こうした背景に立って、北京会議で採択された行動戦略のうち、武力紛争下や外国による占領下に置かれた女性を保護するための戦略を想起したい。

戦争状況でおこるレイプその他の暴力に関しては、社会は女性の苦痛を和らげ、助けの手を述べる必要がある。そうした行為を行ったすべての責任者を調べ処罰し、加害者を裁く仕組みをつくるこ

とも重要である。女性に対する犯罪を調査するため、戦争犯罪委員会の設置も勧告したい。この地域の女性がいっさいの干渉なしに政治に参加し、あらゆるレベルで女性の和平交渉への参加を奨励するような環境も打ちたてる必要性も強調されるべきである。

### 交渉プロセス

女性のネットワーク・グループをつくり、和平へ向けた交渉を促進するためにロビー活動を展開することができる。

### リハビリテーション活動

復興プログラムを充実させて戦争被害者に対する社会的、経済的支援を行い、被害者が自立し、率先して平和の樹立に進む勇気を持てるようにしなければならない。

### 和平交渉のプロセスでの試み

私たちは紛争について語るが、現実の問題については語らない。人々が日々直面する現実、抑圧、人権侵害について語らない。1999年5月、オランダで開かれたハーグ会議には、世界中の民間団体、政府、利益集団などから8000人以上が結集した。参加者はみな、共通の思いを持っていた。平和建設において政府はもはや市民社会の役割を無視できない。この会議でどのような決議が採択されようと、これを実施できる組織は真剣に受け止めるべきである。今日でも政治的意見は指導者によってさまざまである。私たちが話しをする指導者に平和思想がなければ、真の平和は達成できない。この領域に踏み込むとき、私たちは統合的な立場に立って平和の課題を取り組む。女性を優先し女性の視点に立った開発という新しいアプローチを促進する必要がある。男女ふくめた人権意識を育て、紛争解決のための非暴力行動を教える質の高い教育を充実させなければならない。これは平和の文化にとって不可欠だからである。私たちはこの問題に関して大規模なネットワークを発達させることに確信を持ち、私たちの基盤を拡大し、非暴力をアジェンダに載せ、平和の文化と非暴力の10年へつなげていきたい。

傷をいやし、平和を樹立することは私たちの責任である。政府は武力紛争を防止し、解決すること

が得意ではないし、今世紀の過ちは繰り返してはならない。そのために、政府の努力と並んで、民衆外交を強化するような制度をつくるべきである。最後に、日本のアジア女性基金が女性の能力拡充に一貫して取り組んできたことを評価し、その重要な役割を強調しておきたい。



## スリランカにおける武力紛争の中間段階における問題と女性の人権

外務省調整官及び法と社会トラスト顧問

ナンディニ・サマラシング

スリランカは5万5千平方キロメートルの面積を有する島国であり、大統領と一院制議会により統治されている。1900万人を数える多民族、多宗教の人口のうち、74%がシンハラ人、18%がタミール人、7%がイスラム教徒である。女性の平等の権利は憲法によって保証されており、國際人権規約(市民的及び政治的権利に関する規約と經濟的、社会的及び文化的権利に関する規約)を批准している。スリランカは女性差別撤廃条約だけでなく、進歩的な女性のための憲章、女性問題に関する国家政策ガイドラインを採択しており、実施機関として女性委員会を設置し、これには女性に対する暴力に関する国連特別報告者および国連人権委員会の委員であるスリランカ人も活発に関わっている。さらに女性の権利の保護と促進に関する問題を検討するため、女性問題省が別個に設けられている。

しかし、表面的には法律によって平等が保証されているとしても、スリランカの日常生活における女性の平等の権利および地位は実現されていない。多くの南アジア諸国に見られるように、その原因は主として歴史や文化、態度、社会政治からきている。例えば、女性は土地所有権の分野において依然として差別されており(一般法の下では女性は平等の財産権を有している)、スリランカ女性の配偶者は、スリランカ男性の配偶者の状況とは裏腹に、居住ビザを取得するためだけでも厳しい入管審査過程を受けなければならない。大多数の女性は雇用されているが、賃金の不平等が見られ、とくに多くの女性が雇用されているインフォーマル・セクターでは特別なことではなく、ごく一般的なことである。

暴力の分野では、レイプや近親姦、セクシュアル・ハラスメント(とくに職場における)、家庭内暴力のケースなどが報告されており、男性優位社会の典型的特徴を反映している。

独立(1948年)以前から活発であったスリランカの女性運動は、組織されたキャンペーンを精力的に展開した結果、1997年になってようやく一世紀にわたり存続した刑法の改正に成功した。女性

の暴力被害者に対する保護を与える新しい刑法条項は画期的ではあるが、女性の暴力被害者に対する十分な保護を保証する点で改善の余地がある。最近行われた州議会選挙では女性に対する暴力や脅迫がこれまでにない規模で行われた。現行の法的枠組み、およびそれによって設置されている制度はこれまでのところ被害者を救済できていない。

スリランカは世界初の女性首相を世に送り出し、現在の首相および大統領も共に女性であるが、これがこの国女性に対する社会的態度を反映しているものとはいえない。別の観点から言えば、スリランカにも南アジアに共通する社会文化的偏見がある。女性に対して差別的な一般環境の中で、20年ほど前から、国土の3分の1について分離独立を要求する少数派タミール人による民族紛争が勃発し、多数派のシンハラ人の若者による2回の武装蜂起があったことで、さまざまな問題が表面化したばかりか、女性の被害の領域も拡大した。民族紛争によって北部およびその他の地域で軍隊が駐留するようになると、レイプやセクシュアル・ハラスメントが増加した。

直接的・個人的暴力の問題に加えて、強制退去させられた家族の重荷は、主に女性が背負うことになった。束縛された環境下で設置された難民キャンプには、女性に対する適切な保護や監督／監視体制が欠如していた。難民キャンプには女性が生活するための基本的な設備は無きに等しいのに、子供の面倒を見ながら、肉体労働もすべてやらなければならなかつた。男性たちが前線で殺されたり負傷したり、あるいは今の尚、いずれかの側で仕掛けた戦闘に従事している中で、女性は世帯主にならざるをえない。最近の研究によると、ある地域では60%の世帯において女性が世帯主であった。女性を世帯主として受け入れる準備のない社会で、女性は大きな問題に直面している。一般的な請求書の支払いなどの際の嫌がらせもあれば、身の安全を脅かされる深刻な問題もある。

国際法は内戦でも運用できる有効な規範や概念を打ち出しているが、紛争時にこうした法律が遵守されるかどうかは疑わしい。第二次大戦後、紛争の性格が劇的に変化した中で、国家であれ武装集団であれ、犯罪行為があった場合、武力紛争に関する国際的な規範や手続きに関し、侵害を最小限にとどめるシステムを開発する必要がある。今世紀が経験した2度の世界大戦およびさまざまな武力紛争の試行錯誤や苦しみを踏まえ、国際社会は勇気をもって差異を越え、武力紛争下の女性や子供など、弱者に対する人権侵害を回避する、あるいは最小限にとどめる基準を作り、被害者を十分保護できる法的枠組みを提供すべきである。

歴史が教える重要な教訓として、上記の事柄は単なる「後追いの行動」、すなわち基本的な誓約としてのみ考えられるべきである。紛争の平和的解決にむけての国際社会の支援が、女性の人

権だけでなく、すべての人間の人権を守り、尊重する道である。



## 武力紛争下の女性の人権

弁護士、法務省法律研究所次長

ドン・ティタン・メイ

戦争によって市民社会は徹底的に荒廃しかねない。30年以上(1945-1975)におよぶベトナム戦争は、わが国の自然のみならず人間をも荒廃させた。相次ぐ戦争で使われた通常兵器と有害な化学兵器は、数百万の人びとを殺し、傷つけ、戦争が終わっても数十万の家族が苦しみの中に残された。女性と子どもはベトナム戦争の被害者でもとくに弱い立場に置かれている。

本論で私は、ベトナム戦争で使用されたエージェント・オレンジ(強力枯れ葉剤)とベトナム人全体、とくにベトナム女性と子どもたちの受けた被害の結果について焦点をあて述べてみたい。

### 1. 状況

1961年から1971年まで、ベトナムの中部と南部の広範な地域に散布された枯葉剤は合計4400万リットルに達した。その中に含まれていたダイオキシン(TCDD)は147キロ。ダイオキシンは地球上でしられているもつとも毒性の強い物質のひとつである。これが環境にも人間にも破壊的な結果をもたらした。

ダイオキシンは食べ物や飲み物、呼吸器官、皮膚接触を通じて体内に入る。人体の組織や環境では分解されにくく、したがって直接散布を浴びた人やその子ども、孫だけでなく、現在散布された地域に現在居住している人びとにとってもきわめて危険である。

アメリカ科学アカデミーの下にある医学協会の調査報告によれば、枯葉剤と結びつく証拠があるものとして以下の10の病気があげられている。

—枯葉剤を浴びたことが原因という証拠が十分にある病気は、柔組織の肉腫、ホジキン以外のリンパ腫、ホジキン病および塩素ざ瘻。

- 枯葉剤とのつながりがある程度認められる病気として、呼吸器の癌、前立腺癌、多発性骨髄腫、末梢神経障害、脊髄披裂、晚発性皮膚ポルフィリン症。

枯葉剤が人間の健康に長期的におよぼす影響について、ベトナムの科学者がさまざまな研究を行っており、ダイオキシンにさらされた人びとの間で原発性肝臓癌、中咽頭癌、流産をはじめ死産、早産といった異常妊娠の比率が高まっていること、先天性欠損症が多く見られることを明らかにした。同じ家族から数人の子どもが続いて先天性奇形をもっていることは、枯葉剤が散布された地域の元兵士や民間人の次の世代に障害のある子どもや孫がいる証拠である。とくに戦争直後は幼児死亡率が上昇した。これは当時授乳をしていた母親の母乳に高レベルのダイオキシンが含まれたことと関連していると思われる。

国内や外国での研究を基に、枯葉剤の被害者を識別する基準がいくつか提案されている。戦争中に浴びた枯葉剤による基準、病理学による基準(枯葉剤に関連すると思われる病気や生殖上の問題をひとつ、またはそれ以上抱えている人びと)などである。枯葉剤の被害者についての調査はまだ終っていないが、その数は100万人を超えると推定される。これに加えて、7万人から10万人の奇形児が枯葉剤を浴びた結果生まれている。とはいえ、年老いた被害者は死んでいく反面、新しい被害者が生まれている中で、数字は、時なたつにつれ毎日変るだろう。

## 2. 枯葉剤がもたらした結果の解決に向けて

### 2.1 科学的研究

今にいたるまで、枯葉剤の影響を受けた人の数について信頼に足る統計を出すことは非常に難しいばかりか、個々の事例について枯葉剤が原因だと証明することはさらに困難である。したがって、科学的な調査研究を続け、戦争中に使われたこの科学物質が環境や人間に与えた長期にわたる有害な影響を十分に調査し、これを克服する適切な措置を学ぶ必要がある。

人間の健康についての研究は、ダイオキシンが人間におよぼす影響をさらに深く解明させることをめざし、以下の問題に重点をおく。

- 枯葉剤/ダイオキシンを浴びたことと結びつく病状
- こうした症状の予防措置および治療法
- 人間および環境に及ぼすダイオキシンの影響の持続性

——国全体の枯葉剤の被害者総数について完全な調査を完成すること

## 2.2 枯葉剤の有害な影響を取り除く

環境に対する枯葉剤の影響を取り除く措置や技術的・方法に加えて、ベトナム政府と国民は人間に与える有害な影響を最小限に止めるための積極的措置を講じている。

### a) 教育的措置

——化学戦争や健康及ぼす影響、予防措置、病気を早期発見するための措置に関する知識の普及

——衛生および病気予防についての国民教育

——家族計画の実施、奇形児に対する差別を含む迷信の除去

### b) 健康管理措置

——とくにリスクの大きい集団(1961年から1971年にかけて集中的に枯葉剤が散布された地域に住んでいた人びと)に対する定期検診と病気の早期発見。

——枯葉剤の被害者の病気治療を助け、概して低所得層にいるこうした人びとの生活向上を助ける。

——奇形児を病気の種類別に分類して、それぞれに適したケアを行う

——手術による治療と機能のリハビリを実施する

### c) 経済・社会的措置

——枯葉剤の被害者に対するリハビリの支援、教育/職業訓練、収入確保活動、職業の創出などのニーズを見極める。こうしたニーズの査定に基づき、社会とくに政府は被害者に障害保障や健康保険といった一定の特権を与える必要がある。

——奇形児が適切な仕事につけるよう特別学校を作つて、優先的に学ばせる。

——とくに弱い立場にある人びとを、持続可能な計画、社会的プロジェクト、社会に適応できるようにする装具の提供を含む家族の支援などを通じて、支援を提供する。

### d) 国際強力

1998年、ベトナム政府はベトナム赤十字社を人道的コーディネーターおよび「枯葉剤基金」のリーダーに任命した。ベトナム赤十字社の枯葉剤基金は、ベトナム全土で枯葉剤の影響を受けた人びとの支援と被害を緩和するため、国内および国際的協力を動員することを目的としている。

1999年5月までに、およそ2000家族がこの基金から財政的支援を受けたほか、障害児のためのリハビリ・センターへの支援も行われている。さらに基金は、各省における枯葉剤の影響を受けた人たちの統計をまとめ、それぞれの緊急の必要性を把握することも、行っている。基金の調査活動は、

政府の調査を補完し、何が必要かについてさらに詳しく研究し、今後適切なプログラムを作成し、実施する助けとなるだろう。

科学研究、ベトナム赤十字社のメンバーやソーシャルワーカーの訓練などの措置やプロジェクトの実施、経験の共有といった面での国際的支援や協力は、ベトナムにとって常に必要である。



和解に関する国際法枠組の必要性：  
女性被害者に対する包括的・長期的取り組みのために

京都大学博士課程  
田中文子

序論

和解は個人の事件および国家紛争の管理など、さまざまな文脈をもつ。その中で筆者の主たる関心は、個々人にかかる部分であり、国際法がこれまでほとんど目を向けてこなかた文脈である。とりわけ、武力紛争下の女性に対する暴力事件では、国際法の観点からの和解について十分な研究はなされてこなかった。したがって、本論はこうした文脈で和解を促進するための国際法の役割を考察したい。以下で和解の重要性と可能性、現在の法的枠組みと改善への道を簡単に論じる。ここで言う「和解」とは、ことわりのないかぎり、個々の私的な文脈を前提としている。

1. 和解の重要性と可能性

「和解」という言葉は定義し難く、人によってさまざまに用いられているが、加害者と被害者の間の誠実な妥協が和解の根本的要素だといえるだろう。和解が恒久的平和にとってきわめて重要であるのは、和解が寛容の精神を要求するからであり、それがさまざまな人びとの共存を実現するために不可欠だからである。したがって、和解は進行中の武力紛争の解決に貢献するだけでなく、互いに争う集団間に憎しみではなく相互の信頼を回復し、築くことによって戦争の再燃を防ぐことができる。女性は子どもに多大な影響を与え、女性の被害者が子どもたちに戦争についてどう教えるかは、将来の社会の安定を左右することを想起すべきである。

和解の可能性に関しては、筆者はこれを肯定する立場にたつ。被害者が感情的に傷つき、とくに女性に対する暴力がふるわれた場合、傷があまりにも深いため生きている間に和解を達成できないこともある。にもかかわらず、和解の可能性は存在するし、包括的かつ長期的に社会が責任を持つことでその可能性は増すだろう。その中には、被害者に対する心身両面のケア、寛容の精神をはぐ

くむ社会教育などが含まれる。問題は、こうした包括的かつ長期的な努力を、とくに女性被害者に對していかにして保障するかである。

## 2. 国際法の制度と問題点

### a) 和解のプロセスにおける現制度の役割

国際法は武力紛争におけるルール違反に対し、二つの制度を持っている。個々の加害者の犯罪責任を問う制度と、加害者が所属する側による損害賠償の制度である。こうした制度は当事者どうしの和解を促進する可能性をもち、過去の不法行為を法的に追求すると同時に、彼らに心の平和を与える。加えて、国際刑事裁判所が将来実際に機能するようになれば、重罪をおかした加害者をすべて裁きの場に引き出し、しかるべき制裁を加えるだろう。そうなれば、加害者となる可能性のある者たちにとっての抑止力が働くことが期待できる上、被害者は暴力が二度と繰り返されないという保障が得られる。こうした安心感は和解にとって不可欠である。

他方、武力紛争に関する国際法で直接和解をめざす規則はほとんどない。唯一、付属議定書第6条5項が和解を直接の目的として、紛争終結後、可能な限り恩赦を与えるべきだとしている。しかし、この条項は国家政策のレベルの和解を前提としており、個人や私的文脈の和解は対象になっていない。これは主要な国際人権条約の実施手続きとは対照的で、人権条約の場合は請願者と国家との間の「友好的な調停」がはつきりと強調されている。

### b) 現行制度の問題点

女性の被害者に対する包括的・長期的取り組みを保障するために、現行の国際法制度をさらに発展させる必要がある。そこにはおおまかに二つの問題がある。一つは、和解プロセスにおける既存制度の機能が十分に認識されていないため、和解という総合的な目的にもとづいて活用されていないこと。第二に、当事者的心身の回復を直接目的とした規則がないことである。この点を中心に考えたい。

法的和解を実際の和解と結びつけるために、被害者も加害者とともに、それぞれのトラウマを克服して、前向きに生きられるようさまざまな種類の微妙な支援が必要である。とくに、女性の被害者はふつうの男性には想像もつかない特別の、途方もない苦しみをなめる。しかしながら、現在の法的条件の下では、彼女たちの気持ちが和解とはほど遠いものであっても、問題にならない。法的責任の問題さえ片付けばいいからである。

これについて唯一の例外は、子どもの権利条約の第39条で、ここではあらゆる形態の暴力の影響をうけた子どもの心身を回復させ社会復帰させるため、あらゆる適切な措置をとることを締約国に義務づけている。この規定は平時であるか武力紛争時であるか、あるいは他の法的状態にあるかを問わず、いかなるときにも適用されることが意図されている。こうした関心を暴力の被害者全般に拡大してはならないという理由はどこにもない。

### 3. 和解に関する国際法枠組みの提案

上述の観察に基づき、筆者は和解プロセスを有効に進める国際法枠組へ向けて、三つの提案を試みたい。第一に、上記2-a)で述べたように、既存の制度には和解促進の機能があることをはつきりと認識すべきである。この観点にたって、それぞれの制度を強化する方法を論じなければならない。たとえば、和解への第1歩として加害者に不法行為の責任をどうやって認めさせるか、国際刑事裁判所ができるだけ早く機能させるか、すべての被害者に補償するだけの能力がない政府はどうすべきか、といった問題を取り上げることができる。

第二に、直接和解を取り扱う新しい制度をつくり上げるべきである。紛争終結後の社会で和解を達成するためには、国際協力が不可欠であり、それには個人や政府や政府間ないし非政府組織の支援が必要である。したがって、それぞれの活動の基盤、ガイドラインとなりうる国際的ルールを形成する必要がある。たとえば、女性被害者がもつ特別の必要を考慮に入れて、子どもの権利条約のような心身の回復を保証する制度を、成人のためにも確立することができる。現在および将来の世代のために教育を通じて、和解と寛容と共生の精神をわかつちあえるようにする制度もありうる。こうした制度が作り出されれば、政府は国内の法律、行政、司法に関わる活動のためのガイドラインを見出せるだろう。政府間組織や非政府組織にとっては、政府から認められない場合でも、それぞれ活動の基盤が持てる。そして何よりも、個々の被害者が穏やかに暮らせる道が開かれるだろう。

最後に、既存の制度も新しい制度とともにひとつの和解の枠組みに統合されるべきであり、そこが包括的かつ長期的な和解のプロセスの取り組みを保証するのである。この枠組みは和解にふくまれるさまざまな文脈の相互関係に留意しつつ、それらをすべて抱合する。この枠組みが有効性をもつためには、枠組み全体にジェンダーに配慮した、被害者側にたつ視点をふくめることが重要である。

## 結論

本論で筆者はジェンダーと被害者の視点に立つ国際法枠組みの必要性を指摘した。紛争で引き裂かれた社会に平和と安全を取り戻すために、和解のプロセスが重要であることを考えると、国際社会はいまこそ単なる政治問題として片付けるのではなく、「和解の法律」について考えるべきである。国連のような国際的な場で、また国内や草の根のレベルでも、こうした潮流をつくりだす努力がなされる必要がある。これは緊急課題である。



## 武力紛争下における女性に対する暴力を防止するためのさらなる措置に向けて

弁護士

大谷美紀子

### I. はじめに

女性に対して加えられる強姦その他の形態の性暴力という恐るべき慣行が武力紛争下において繰り返し行われてきた一方で、このような暴力に対して、より適切に対応するための進展もあった。このような前進の中で最も特筆すべきことは、国際刑事法の発展において見受けられる。旧ユーゴスラビア及びルワンダのために設置された二つのアド・ホック国際刑事法廷が果たした貢献に加えて、<sup>1</sup> 1998年7月17日に採択された国際刑事裁判所規程が、「強姦、性奴隸制、強制売春、強制妊娠、強制避妊またはその他同等の重大な性的暴力」を、裁判所が管轄を有する「人道に対する罪」の類型の一つとして、明文をもって認めたことは、改めて注目すべき出来事である。<sup>2</sup>これらの進展は、武力紛争下における女性に対する性暴力を含む犯罪を訴追するための、法的な枠組みと機構を強化するものであり、大変重要である。そしてこの強化は、不処罰の循環に終止符を打つための重要な一步とみなされている。また、我々が、このような暴力と、被害者が現に生活している現実の状況について、より正確で詳細な情報を入手できるようになったということも、一つの進展である。複数の国連特別報告者による現地への訪問や広範な研究に基づいて、事実だけではなく具体的な勧告を含む数々の報告書が作成され、国際社会の注目を浴びた。これらの報告書に述べられた事実及び分析は、被害者の必要性に対して、より適切に応えるような人道援助を立案し、かつ将来における防止のための手段を構築するための、貴重な基礎となる。

しかしながら、こうした前進にもかかわらず、我々が効果的な防止策を真剣に検討する際に検討す

<sup>1</sup> 旧ユーゴスラビア国際刑事法廷及びルワンダ国際刑事法廷は、性暴力に基づく戦争犯罪の罪に関するいくつかの起訴を行った。武力紛争下の組織的強姦・性奴隸制及び奴隸制類似行為に関する特別報告者、ゲイ・マクドゥーガルの最終報告書。UN.Doc.E/CN.4/Sub.2/1998/13 第62段落。二つのアド・ホック法廷は、セルビッチ事件(ユーゴ法廷)及びジャンポール・アカエス事件(ルワンダ法廷)を含むいくつかの、性奴隸制その他の形態の性暴力に関する事件の審理を終えた。武力紛争下の組織的強姦・性奴隸制及び奴隸制類似行為に関する特別報告者、ゲイ・マクドゥーガルが国連人権小委員会第51会期に提出した最終報告書のアップデートのための報告書、4頁。

<sup>2</sup> 1998年7月17日に採択されたローマ国際刑事裁判所規程、第5条、第7条(1)(g)

べき、問題や懸念が依然として残っている。本論文は、基本的に、国連特別報告者その他の手によるこれまでの研究の中での検討に基づいて、さらなる関心と研究とが必要な問題及び事項を論ずることを目的としている。最初に、これまでの研究において明らかにされた、防止策を検討するにあたって重要な示唆を含むいくつかの問題点を挙げ、これらについて論じることとする。第二に、これまでの研究においては、それほど関心が払われていなかった、他の問題及び事項を論じる。最後に、以上の議論に基づいて、今後の研究及び行動のためにいくつかの提案を試みようと思う。

## II. これまでの研究において明らかとなった重要な調査結果

本論文の最初の部分では、国連特別報告者による報告書などこれまでの研究において明らかとなつた、いくつかのと調査結果と、それらが示唆するところについて論ずる。1993 年の世界人権会議は、国連とその加盟国が、ウィーン宣言及び行動計画の中で、武力紛争下における女性に対する暴力の問題について明確に言及し、この問題に対して適切な関心を払った最初の機会であった。<sup>3</sup> これに続いて、1995 年に開かれた第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領は、この問題を 12 の重大関心領域の 1 つとして認識することにより、この問題の重要性をさらに引き上げた。このように、武力紛争下における女性に対する暴力の問題に緊急に対応すべき必要性が認識されたことは、国連機関、中でも、女性に対する暴力・その原因及び結果に関する人権委員会の特別報告者であるクマラスワミ、武力紛争下の組織的強姦・性奴隸制及び奴隸制類似行為に関する小委員会の特別報告者であるチャベツ及びマクドゥーガルといった人たちによる、この問題に関する広範な研究を生み出す結果となった。<sup>4</sup>

特別報告者らによる洞察力あふれる研究は、武力紛争下における女性に対する性暴力に関連する犯罪の訴追に対して法的な枠組みと機構とを強化することに貢献しただけでなく、さらに防止策を検討する際に特に重要ないくつかの指摘をしている。そこで、以下においては、これらの報告書の中で特に注意すべき次の四つの点を挙げ、これらの調査結果が示唆するところと、今後の行動にその示唆を反映するための方法について論じることとする。

- 国際人道法は、長い間、戦時における、強姦を含む女性に対するいくつかの形態の暴力を

<sup>3</sup> 世界人権会議は、「武力紛争の状況下にいる女性の人権侵害は、国際人権及び人道法の基本的原則の侵害である。特に殺害、組織的強姦、性奴隸制、強制妊娠を含む、この種の侵害の全てについて、特に効果的な対応を必要とする。」と述べた。ウィーン宣言及び行動計画。UN Doc. A/CONF. 157/23, パート II, 第 38 段落。

<sup>4</sup> この問題に関する他の重要な国連文書としては、旧ユーゴスラヴィアの領域における人権の状況に関する人権委員会の特別報告者による報告書及び事務総長による報告書などがある。

じてはきたが、そこで禁止されている行為は、1949年の第4ジュネーブ条約第27条に規定されているように、暴力という犯罪よりも「名誉」に対する犯罪として、不適切な性格付けがなされている。<sup>5</sup>

- 武力紛争下における女性に対する暴力は、武力紛争に付随して起こるものではなく、しばしば「共同体全体をおどかし、傷つけ、深く永続的な損傷を負わせるために企図された意図的な戦略」である。<sup>6</sup>
- 平和時に社会に存在する女性に対する差別や暴力は、ルワンダの例に見られたように、武力紛争の状況によって、大規模な、女性に対する暴力に増幅されることがある。<sup>7</sup>
- 武力紛争下における女性に対する暴力は、非常にしばしば、正規の軍隊以外の軍事的集団、ゲリラ組織や、さらには自分たちの属する共同体の構成員さえを含む、国家以外の加害者によって行われる。<sup>8</sup>

#### 名誉に対する犯罪という誤った認識

最初に取上げるべき第一の点は、武力紛争下における女性に対する暴力について、名誉に対する犯罪という誤った性格付けがなされてきた点である。このような「名誉を保護法益とする観方」が示唆するところ及びその結末は、深刻である。特別報告者の報告書がいみじくも指摘しているように、強姦の被害者は、しばしば、自分自身が属する共同体によって、「汚れている」とか「名誉を失った」という目で見られる。<sup>9</sup> その結果、被害者たちは、事件について語らず、そしてこのように被害者が語らないということが、加害者が訴追されるための障害となってしまう。<sup>10</sup> さらに、マクドゥーガルの最終報告書が指摘しているように、「性暴力の生存者はしばしば、彼女の家族や共同体からの追放や差別に直面することになる」のである。<sup>11</sup>

#### 付隨的なのではなく、敵の共同体をおどかすための意図的な手段

この不正確な「名誉を保護法益とする観方」は、二点目の、武力紛争下における女性に対する暴力はしばしば敵の集団をおどかすための意図的な戦略として用いられるという点に関連する別の示唆を含んでいる。1949年第4ジュネーブ条約第27条は、「女性は、その名誉に対するいかなる攻撃か

<sup>5</sup> 特別報告者クマラスワミの報告書。UN Doc. E/CN.4/1998/54、第4段落。特別報告者マクドゥーガルの最終報告書。UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1998/13、第16段落。戦時における文民の保護に関する1949年ジュネーブ条約第27条は、「女性は、名誉に対するいかなる攻撃からも、特に強姦、強制売春、その他いかなる形態の不品行な暴行からも、特別に保護されなければならない。」と規定する。

<sup>6</sup> 事務総長の報告書。UN Doc. E/CN.6/1998/5、第48段落。特別報告者マクドゥーガルの最終報告書。前注、第9段落。

<sup>7</sup> クマラスワミ、前掲注5。マクドゥーガル、前掲注5、第115段落。

<sup>8</sup> クマラスワミ、前掲注5、第8-10段落。事務総長、前掲注5、第47段落。

<sup>9</sup> クマラスワミ、前掲注5、第4段落。マクドゥーガル、前掲注5、第16段落。

<sup>10</sup> クマラスワミ、前掲注5、第4段落。

<sup>11</sup> マクドゥーガル、最終報告書、前掲注5、第96、105段落

らも特に保護されなければならない」(強調は筆者)と規定しており、ここで言う名誉とは被害者の名誉のことなのであるが、クマラスワミが、現実には女性に対する性暴力は、被害者の名誉というよりも、被害者の女性が属する敵側集団の名誉に対する犯罪とみなされると指摘していることは正しいと言えよう。<sup>12</sup> マクドゥーガルが行った国内法についての一般的な調査の結果もまた、強姦その他の形態の性的暴行が、しばしば被害者個人に対してではなく、共同体に対する罪として定義されていることを示している。<sup>13</sup> このような認識が共同体において一般的であるならば、なぜ女性に対する性暴力が、特に被害者の家族や共同体の面前で行われることによって、敵側をおどかす意図的かつ戦略的な武器として用いられるのかということがより理解しやすくなる。<sup>14</sup> また、被害者たちの家族や共同体による、被害者の女性に対する追放や差別も、被害者の共同体が被害者を、共同体に加えられた「不名誉」の象徴と見るからであるという理由である程度説明ができるであろう。

女性に対する暴力についてのこのような誤った性格付けは、近時の国際刑事法の発展によって既に是正がなされたが、世界中の多くの社会には現にまだ残っているのであり、その影響は過小評価されるべきではない。必要な手段、中でも教育を通して、世界中のあらゆる場所から「名誉を保護法益とする観方」をなくなさない限り、人々が敵をおどかすという意図でもって、女性に対する暴力という手段に訴えることを阻止することは不可能であろう。

#### 既に存在する女性に対する差別という一つの要因

第三に、強姦その他の女性に対する暴力に対して、これを名誉に対する罪であるという誤った観方をすることそれ自体が女性に対して差別的なのであるが、これにとどまらず、社会に存在する、女性に対する差別全体もまたなくさなければならない。それは、平時において社会に既に存在する女性に対する差別は、いったん武力紛争が起きると増幅されて、大規模な女性に対する暴力に発展しうるからである。したがって、社会を男女平等な社会に変えることは、長期的な、しかし根本からの防止策となるであろう。

この点は、防止のための行動についての、また別の示唆を含んでいる。社会的、経済的、文化的指標データが、女性に対する激しい差別が存在することや女性の地位が低いことを示している国の女性は、武力紛争が起きた際には、大規模な女性に対する暴力の犠牲になりやすいといえる。国際社会が、初期の段階にある、女性に対する大規模な暴力を発見し、そのような状況への迅速な対応を可能にするためには、早期警告システムにおいて、このようなジェンダーの視点からの信号を活用すべきである。この早期警告システムの問題については、後で再度論ずることにする。

<sup>12</sup> クマラスワミ、前掲注5、第5段落。

<sup>13</sup> マクドゥーガル、最終報告書、前掲注5、第96段落。

<sup>14</sup> クマラスワミ、前掲注5、第5段落。

## 国家以外の加害者

最後に、武力紛争下における女性に対する暴力が非常にしばしば国家以外の加害者によって行われているという事実は、軍隊のための規則を強化し、軍隊に訓練を施すだけでは、こうした犯罪を防止するのに十分ではないということを意味する。我々はいかにして、武力紛争状態において、国家以外の行為者による女性に対する暴力を制御し、やめさせることができる、あるいはすべきなのであろうか。

一つの期待として考えられるのは、民兵組織やゲリラのメンバーに影響を持ち、あるいは彼らとの対話の窓口を有する、非政府機関や、共同体のまたは宗教上の指導者であろう。しかしながら、国家以外の行為者が女性に対する暴力を行わないように防止するためのより根本的な方法は、法律やそれ以外の改革や、広く一般市民に対する教育を通して、平時に社会に存在する女性に対する差別をなくすために努力することである。したがって、強姦その他の女性に対する性暴力を「名誉」に対する罪であるという誤った観方や、その他の女性に対する差別的な態度をなくすことが、社会にいる男性は誰でも全て武力紛争の際にはこのような犯罪の加害者になりうる可能性のある、この現代世界における女性に対する性暴力の防止策として、特に重要なのである。

## III. その他の問題と懸念

次に、これまでの研究においては、十分に扱われているとは言えない、防止策に関するその他の問題及び懸念について論ずる。ここでは、三つの点に焦点をあてる。第一の点は、効果的な防止のためのトレーニング・教育を立案し、実行することである。第二の問題は、真実委員会についてである。そして、最後に、早期警告システム及びその他の防止のための行動の問題についてである。

### 効果的なトレーニング・教育の立案

最初に、効果的な防止のためのトレーニング・教育の立案と実行という第一の問題について述べる。加害者を訴追するための法的な枠組み及び制度の整備を強化するという面で前進がみられたことは評価・支持されるが、一方で、刑事罰を与えることが、唯一の、あるいは完全な防止策ではないということに留意しなければならない。適切に立案された、加害者となる可能性のある者に対する防止のためのトレーニング・教育は、彼らの将来の行動に影響しうるという点で、処罰と同じくらい重要である。

もちろん、特別報告者たちは、防止策としてのトレーニング・教育に対して適切な考慮を払ってきた。

例えば、クマラスワミは、報告書の中で、「全ての国家が、軍隊要員と法執行官の全員に、ジェンダーについての敏感さを養うための組織的なトレーニングを受けさせることを確実にすべきである。そのようなトレーニングにおいては、次の事項に関する情報を提供すべきである。(a)どのようにして、性的暴行が国際法の下における重大な犯罪であると認識するかについて、…(c)戦場で軍事行動を行う際にジェンダーについての配慮を欠く行動へつながるような、軍隊要員の根底にある態度にいかに迫るかについて」<sup>15</sup>。しかしながら、私がここで問題としたいのは、軍隊その他の要員に対して施されるトレーニングの内容である。私は、重大な犯罪を防止するためのトレーニングと教育の問題を考えると、数年前に見たテレビ番組のことを思い出す。この番組は、合衆国で行われている、傷害や殺人といった犯罪を犯した少年が再犯を犯すのを防ぐための、ユニークな試みを報じていた。その試みというのは、少年たちが犯した犯罪現場を再現して劇にするという手法を用いるものであった。この劇の目的は、少年たちに、被害者の恐怖心というものを想像し、理解させようとするところにあった。このような試みが実際再犯を防ぐことに効果があるのかないのか、あるとしてどの程度あるのかについて研究がなされなければ、こうした試みに基づく議論をすることはできないのであるが、こうした試みは、犯罪の防止策について興味ある方向性を示唆していると思う。その方向性とは、被害者の体験と感情を学習して、防止のためのトレーニング・教育に反映することもまた、同様に重要であると思われる。私は、武力紛争下における女性に対する暴力を防止するためのトレーニング及び教育は、単に知識を与えるようなものではなく、むしろ被害者と加害者双方の体験と感情の学習に基づいて立案され、それらを反映したものであるべきだと信ずるものである。

被害者及び加害者の実体験と感情とを反映させることによって、防止のためのトレーニング・教育がより効果的なものになりうるかどうかについてはさらなる研究が必要であるが、そのようなトレーニング・教育を立案するためには、次の二つのことが必要である。一つは、武力紛争下における性暴力の根底にある動機について、今まで以上に、そしてより注意深い研究をすることである。もう一つは、防止のためのトレーニング・教育の立案及び実施の過程に女性を参加させることである。

第一の点は、これまでの研究においては、このような行為の根底にある動機については、どちらかと言えば十分な検討がなされてきたとは言えず、したがって、こうした動機について、もっと注意深くそして真剣に研究することが重要だということである。例えば、マクドゥーガルは、アップデート報告書の中で、「性暴力を用いる背景にある理由や動機といったものは確かに、それらにどうやって対抗するかという方法を考えるにあたっては検討する価値があるが、武力紛争の際に性暴力が用いられることを最も速やかにかつ効果的に抑止するのは、加害者に対し、彼らの犯した犯罪についての責

<sup>15</sup> クマラスワミ、前掲注5、第5段落。

任を負わせることである」と述べている。<sup>16</sup> 実際、マクドゥーガルは、前任の特別報告者チャベツが、このような犯罪を防止するための方法を探るための研究を進めるにあたって考慮されるべき原則及び方法論として提示した「武力紛争時における強姦や性奴隸制の背後にある動機について、もっと慎重に研究すべきか否か」という問題を明確な形で取上げることをしなかった。<sup>17</sup> チャベツが提示したこの質問に対する答えとして、私は「我々は動機をもっと注意深く研究すべきである」と述べたい。一体何が加害者をこのような行為を行うことへと驅り立てたのか、犯罪を行った時点において加害者に何らかの感情的な葛藤があったのか、あったとすればどのようなものであったか、そして加害者自身の考えでは、どんなことがこうした行為を防止することができたかということを突き止め、理解することは、トレーニング・教育を含むより効果的な防止策を検討し立案するにあたって、極めて重要だというのが、私の意見である。

さらに、防止のためのトレーニング・教育を立案し実施するにあたって女性を参加させることもまた必要である。武力紛争に参加する人々のトレーニングに女性を関与させることの必要性は、すでにマクドゥーガルの最終報告書の中で勧告の一つとして述べられている。<sup>18</sup> しかしながら、私は、この点をもう一度強調しておきたい。さらに言えば、必要なのは、ジェンダーの視点をトレーニングに組み込むことだけではなく、このようなトレーニングを立案し実施する過程において、現実に女性を参加させることである。参加が要請されるべき女性としては、関連する様々な分野の専門家や、可能かつ適当な場合には、生存者の女性が挙げられる。生存者の女性をこのような過程に関与させるという考えには、反対意見もある。しかしながら、トラウマに苦しむ被害者の状況に対して慎重に対処し、かつ、専門家から助言や支援を求めながら、生存者の女性の関与を求める事によって、より効果的な防止のためのトレーニング・教育の策定が可能になるかもしれない。また同時に、防止のためのトレーニング・教育に参加することによって、生存者の女性にとっては、自信を回復し、将来の同じような状況の発生を防止することに貢献しているという意識を持つことによって、エンパワーリングという効果があるかもしれない。少なくとも、平時における女性に対する暴力を防止するためのトレーニング・教育を立案し、実施することに、被害者の女性が参加するという、類似の試みとその経験について情報を集めることから始めることは可能である。もしその結果、有望な情報が得られれば、そのような経験を参考にすることができる。

## 真実委員会

第三に、これまでの研究において扱われてこなかった問題の一つに、真実委員会の問題がある。

<sup>16</sup> マクドゥーガル、アップデイト報告書、前掲注1。

<sup>17</sup> 内紛を含む武力紛争下の組織的強姦・性奴隸制及び奴隸制類似行為に関する特別報告者、リンダ・チャベツの作業文書。UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1995/38、第8段落及び第9段落(a)(ii)。

<sup>18</sup> マクドゥーガル、最終報告書、前掲注1、第109段落。

武力紛争が子どもたちに与える影響の問題に関して、国連事務総長の報告書はある時、様々な防止のための制度の一つとして、国家の真実委員会に言及したことがある。<sup>19</sup> 報告書はまた、「真実委員会は、社会の再統合及び和解を進めるための手段としての重要性を明らかにした」とも述べた。<sup>20</sup> これに反して、武力紛争下における女性に対する暴力の問題に関して、国連特別報告者らによる報告書の中では、真実委員会についての言及は全く見られない。このように、これまでの研究の中で真実委員会への言及が見られないことは、近年、加害者の処罰に向けて統一した努力がなされていることに照らせば理解できる。過去に設置された15の真実委員会についての研究が明らかにしているとおり、ほとんどの場合において、真実委員会の設置と併せて恩赦を与える法律あるいは、事実上の恩赦が存在したのである。<sup>21</sup> その結果、真実委員会の問題及び和解に関する問題を論ずることは、国際社会が標的として闘っている不処罰を示唆するとみなされかねないのである。

しかしながら、我々の議論から真実委員会の問題を落としてしまうことは、二つの理由から望ましいとは言えない。第一に、真実委員会を設置することは、ほとんどの場合に恩赦を伴ったのではあるが、必ずしも恩赦を意味することにはならない。ヒューマン・ライツ・ウォッチという人権 NGO が正しく述べているように、訴追か恩赦かという問題は、真実の次元からは峻別されるところの、正義に関する次元における問題なのである。<sup>22</sup> 真実委員会を設置することによって、将来における同様の人権侵害の再発を必ず抑止する保証とならないというのは真実である。<sup>23</sup> しかし、少なくとも「ほとんどの真実委員会が表明した目的は、将来において、人権に対する残虐行為の再発の可能性を減ずることにある」のであるから、真実委員会の設置が将来の人権侵害の再発を必ずしも防止する保証とはならないからといって、真実委員会及び和解が防止策として持つ効果や問題点を、もっと注意深く研究する必要はない結論付けて良いことにはならない。<sup>24</sup> 我々が真実委員会というものにもっと関心を向ける必要があることのもう一つの理由は、過去には実際そうしたことが行われてはいなかつたのであるが、今後真実委員会が設置された場合には、真実委員会の機構、活動及び成果にジェンダーの視点が取り入れられるようにすべきだからである。例えば、ガテマラ真実委員会(歴史究明委員会)の報告書からは、女性、特にマヤ女性に対する暴力が紛争中に一般的に行われていたことが明らかである。<sup>25</sup> この調査結果にもかかわらず、ガテマラ真実委員会による勧告は、ジェンダーの視点を欠いており、女性に対する暴力及び女性の被害者に関する具体的な勧告を含んでい

<sup>19</sup> 武力紛争の子どもに与える影響に関する事務総長の報告書。UN Doc. E/CN.4/1996/110、第 45 段落。

<sup>20</sup> 前注、第 47 段落。

<sup>21</sup> Priscilla B. Hayner, "Fifteen Truth Commissions – 1974 to 1994: A Comparative Study," Human Rights Quarterly, 16(1994), 604 頁、注4。

<sup>22</sup> 前注、605 頁。

<sup>23</sup> 前注、608 頁。

<sup>24</sup> 前注、609 頁。

<sup>25</sup> <http://hrdata.aaas.org/ceh/report>、第 91 段落。

ないように見受けられる。真実委員会が将来活発に用いられるべきか否かは、1つの問題である。しかし、真実委員会が設置される場合には、その機構には、女性の委員と職員を参加させ、調査、真実の究明、勧告を出すといった活動の全ての過程にジェンダーの視点を組み込むことは、極めて重要である。

### 早期警告システムと防止のための行動

最後に、初期の武力紛争が大きく拡大する前の時点やその発達の間における、早期警告システムやその他の防止のための行動の問題について、簡単に触れておきたい。国連で現在行われている、より効果的な早期警告のメカニズムを発展させるための努力と議論に、ジェンダーの視点、とりわけ武力紛争下における女性に対する暴力を防止するという視点を組み込むことが重要である。先にも述べたとおり、収集されるべきデータベース及び情報に、ジェンダーの視点を加えた指標を含めることによって、武力紛争下における大規模な女性に対する暴力の発生をより早期に発見し警告することが可能になるであろう。マクドゥーガルが正確に主張しているように、「広範、頻繁、かつ救済がなされない強姦行為及びその他の形態の性暴力は、初期の紛争を示唆する重要な指標であり、そのような警告は、大量殺害や強制排除の報告と同じくらい真摯に取上げられなければならない」のである。<sup>26</sup>

おそらく、より深刻な問題は、早期警告システムによって発見された女性に対する暴力が大規模なものに拡大するのをどのようにして防ぐかという問題であろう。マクドゥーガルは、「国際社会は武力紛争状態についての早期の警告に対して迅速に対応しなければならず、人道的、外交的及び防止のための介入は、このような性的あるいはジェンダーに基づく暴力を扱う努力を含まなければならない」ということを強調しており、この主張は正当である。<sup>27</sup> この点に関して、国連事務総長の報告書の中で紹介されている、専門家グループの会合によってなされた「武力紛争の状況における保護手段として『安全地帯』あるいは『安全確保帯』を創設し運営する際惹起するジェンダーの問題が検討されるべきである」との勧告に、特別の注意を払うべきである。<sup>28</sup> 安全地帯または安全確保帯の問題については、敵側集団によって加えられかもしれない暴力や、平和維持軍の隊員から加えられるかも知れない暴力から女性を保護するための手段として活用することの検討と併せて、さらなる研究がなされるべきである。

<sup>26</sup> マクドゥーガル、最終報告書、前掲注1、第114段落。

<sup>27</sup> マクドゥーガル、最終報告書、前掲注1、第114段落。

<sup>28</sup> 事務総長、前掲注6、第61段落。

#### IV. 将来の研究及び行動についての提案

以上の議論に基づいて、武力紛争下における女性に対する暴力を防止するための、さらなる研究と行動のために、以下の点を提案したい。

- 多くの社会において、意識的あるいは無意識のうちに今なお普及しているであろう、強姦を名誉に対する罪として誤った性格付けをすることなくすことに格別の焦点をあてながら、平時において、いかなる社会からも、女性に対する差別を撤廃するためにもっと努力すること。
- 女性に対する暴力が非常にしばしば国家以外の行為者によって行われるという現代の武力紛争の状況においては、非政府組織、共同体や宗教上の指導者たちが、とりわけ重要な鍵となる主体であることを認め、これらと緊密に活動を行うこと。
- 防止のためのトレーニング・教育プログラムを立案し実施するにあたって、女性の専門家、及び、可能かつ適当な場合には被害者の女性を参加させること。
- 加害者の動機、体験、そして、何がこのような行為を食い止めることができたであろうかということについての彼ら自身の考えについて、もっと注意深く研究を行い、そのような研究の結果を、防止のためのトレーニング・教育プログラムの立案に反映させること。
- 真実委員会の防止に関する、及び、その他の効果と問題点を、ジェンダーの視点から研究し評価すること。
- 将来真実委員会が設置される場合には、真実委員会が武力紛争下における女性に対する暴力の問題を適切に扱うよう、真実委員会の機構と活動に女性の専門家とジェンダーの視点を含めること。
- 国連で現在進行中の、早期警告システム及びその他の防止のための行動の開発及び改良のための努力に、女性の専門家、職員、そしてジェンダーの視点を含めること。

#### V. 結論

結論的に言えば、女性が将来被害者となることを防止するというのは、容易な課題ではない。しかし、一つだけ明らかと思えることがある。それは、どんな方法論もそれだけでは防止を保証することはできないということである。多角的かつ多様な方法論が必要である。昨年(1998年)夏、国際刑事裁判所規程が採択された時には、不処罰の循環に終止符を打つための一つの具体的な措置が講じられたのであるが、我々は、防止策として、処罰だけに頼ることはできないのである。私は、処罰以外の様々な防止策を探求することは、処罰という方法論が持つ防止効果を否定し、あるいは過小評価

することにはならないと信じている。今や、多くの視点から、様々な防止策についての議論を開始し、さらなる措置を講ずべき時が来ている。



## 武力紛争下の女性の人権：21世紀における国連の役割

桃山学院大学講師

軽部恵子

### 序論

1945年以来、国際連合は女性の人権を規定するさまざまな国際的文書を採択してきた。その中でも、とくに重要な文書は以下の通りである。「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」(以下、CEDAW条約)(1979年12月 国連総会で採択)、「女性に対する暴力廃絶宣言」(1993年12月、国連総会で採択)、「CEDAW条約選択議定書草案」(以下、OP草案、1999年3月、国連女性の地位委員会採択)。OP草案が1999年末の国連総会で採択されれば、女性差別撤廃委員会(以下、CEDAW)によるコミュニケーション手続きおよび調査手続きが確立することになる。この委員会はCEDAW条約の国内での実施状況を監視している。

しかし残念ながら、これらの文書をもってしても女性の人権、とくに武力紛争下の女性の人権を守る「盾」になりえていない。いったん紛争が起こると、法のルールは縮小し、女性は身体的虐待、組織的レイプ、さらには大量殺戮にさえ、さらされることが多いのである。過去の歴史において、国際人権法や国際人道法が何度も、締約国によってさえ無視されてきたことを認めざるをえない。女性に対する暴力は、女性の人権侵害としては最悪の形態であり、これを防ぐ最善の方法は、争いが武力紛争にまでエスカレートする前に外交交渉その他、国連憲章第9条が規定する措置を通して、平和的に解決することである。しかし、国際社会にとってこのことはきわめて困難な課題である。

### 冷戦後の武力紛争の特徴

冷戦の終結とともに世界中でさまざまな武力紛争が噴出したことは皮肉である。1990年の湾岸危機とそれに続く1991年の湾岸戦争を除き、1990年代の紛争はほとんど民族紛争である。言いかえると、紛争の原因ははるか昔にさかのぼり、当事者間の利害は入り組み、歴史的背景も重なることか

ら、近い将来、平和的に解決することは非常に難しい。さらに、民族紛争はたいてい憎しみ、怒り、不信を途方もなくかきたて、こうした感情が対立する民族集団に対する残虐行為にいたることがしばしばある。1990年代初めのボスニア・ヘルツエゴビナで見たように、民族が異なる人びとでも、個人のレベルでは友情を育てることは可能でも、民族集団としては女性に対する組織的レイプや男性の大量殺戮といった行為を躊躇せずにやってしまうのである。

民族紛争のただなかにある国では、ひとつの民族集団における意志決定のプロセスがほんの一握りの人間に独占されている場合が少なくない。つまり、ふつうの人びとは自分自身の民族集団の中にいてさえ、民主主義や人権を十分に享受していないのである。意志決定にはほとんど影響を及ぼさず、武力行使が究極的解決策だと信じるよう促される。最近のNATO軍によるコソボ空爆は、この傾向をさらに強めただけだった。現在コソボでは平和的共存の余地はまったくなく、セルビア人とアルバニア系住民を分離することが唯一の選択であるように見える。

実際、異なる民族集団に対し寛容な態度を示すことができなければ、女性の人権の促進にはつながらない。ある意味で、男性と女性は異なるジェンダー集団に属しているのであり、それぞれの課題が常に同じだとはかぎらない。民族に対する寛容さがない社会では、女性はほとんど尊重されず、男性より低い社会的地位におかれ、平時でさえ意志決定の過程にはほとんど参加できなかった。そのため、武力紛争が始まったとたん、女性は拷問、レイプ、殺人の危険にさらされていることに気づく。だからこそ、すべての人が民主主義と人権を享受できるようになることが、武力紛争下の女性への暴力を廃絶する唯一の有効な道なのである。

だからといって、武力に訴える政府に経済制裁を課したり、大量殺戮を止めさせるために軍隊を派遣したり、人道に対する犯罪の責任者を有罪とすることが重要ではないと言うのではない。しかしながら、後で「悪い奴ら」を罰しても、すでに暴力の被害者となった女性の損害は消せない。身体の傷は医学の発達のおかげで治すことができるとしても、精神的傷は何年たっても記憶に残るだろう。女性に対する暴力は決して起こってはならないことなのである。

## 国連の役割

国連は、武力紛争の危険がある地域でこれまで以上に民主主義と人権を育むために活動しなければならない。ブロス・ブロス・ガリ元国連事務総長が1996年に発表した「民主化のためのアジェンダ」(A/51/761)にすでに、この使命の重要性が強調されていた。国連はまた、女性の人権を促

進するため、少女と女性を教育し、経済的な独立を求める女性に職業訓練を行い、国の意志決定のプロセスへの男女共同参加をすすめなければならない。こうした目的は1995年北京で開かれた第4回世界女性会議で採択された行動計画で強調されている。

世界中で民主主義と人権を促進するため、国連はCEDAWのような条約のモニター機関を動員する必要がある。また、CEDAW条約の選択議定書を公表しなければならない。この文書は通信手続きを作り出すもので、CEDAWが女性の人権の由々しき侵害ないし計画的侵害について信頼に足る情報を得た場合、調査が行えるようになる。CEDAW条約の調印、批准、正式受諾の時点で、締結国はCEDAWの権限を認めない、あるいは選択議定書そのものを批准しない、と宣言できるという指摘がなされるかもしれない。にもかかわらず、この新たな選択議定書は、条約に規定されている通報制度とともに、自国民の権利の侵害が日常化しがつ大目に見ている国に強い圧力を加える一方、厳しい差別にさらされている女性をエンパワーするにちがいない。

予算もスタッフも限られた中でモニター機関が有効に働くよう、国連は世界中のNGOの助けを今以上に借りる必要がある。多くの国でNGOは人権状況について貴重な情報を提供してきた。さらに貧困女性には職業訓練を行い、難民キャンプでは女性のための医療活動を展開してきた。民主主義を育てることでもNGOは積極的役割を演じることができる。たとえば、多民族国家内の紛争を平和的に解決する技能を教えるとか、地域の女性活動家を訓練して将来の国の指導者に育てるといった役割である。国連はそのようなプログラムを率先してつくりだし、NGOの参加をよびかけ、さまざまな専門知識をもつNGOの活動の調整役となる必要がある。

## 結論

武力紛争下の女性の人権を保護する万能薬はないことを認識すべきである。民主主義の促進や人権尊重は即座に効果はあがらないとしても、長期的には武力紛争を防ぎ、女性に対する暴力をなくすもっとも有効な道であろう。これに加えて、恒久的平和は外国や国際組織によって与えられるものではない。むしろ、現地の人びと自身がつくりだし、維持しなければならない。国連がなすべきことは、心から平和を求める人びとをエンパワーすることである。国連はNGOの協力を得て、さまざまな視点から民主主義、人権、女性への暴力廃絶といった問題に倦まず取り組み、すべての女性が尊重され、国の意志決定に参画し、自国に影響を与えられる日をもたらさなければならない。

## 平和の文化と異文化が与える課題：武力紛争下の女性の人権

ヨーク大学社会学部助教授

アン・バウンティング

### 序論

今回の専門家会議の参加者に加えられたことを光栄に思う。主催者にも伝えたように、この会議で貢献できることは嬉しい反面、専門家という言葉に居心地の悪さを感じる。専門家ではないとお断りした上で、話を進めたい。

会議のテーマは、国際人道法と国際人権法の間の区別をなくすという問題を考えさせる。戦争という公的な暴力と家庭における私的な暴力とを区別することをやめる、戦争がもたらした損害の法的解決と法律以外の解決という区別もなくすことである。本論では私は国際的な女性の人権の視点から、またルワンダの女性と大量殺戮に関する問題を取り組んだ経験から得た情報をもとに、こうした多岐にわたる問題を探ってみたい。(私は博士過程で、世界一般とくに北部ナイジェリアの少女たちの強制婚と早婚および結婚の慣行が女性に与える影響に焦点をあてた研究を行ったことも付け加えておきたい。)

本論での私の関心はとくに以下の点である。

- 1) 異文化の規範； 異文化の判断
- 2) 真相究明委員会と刑事手続き(国内、国際)
- 3) 証人保護とその他の法的解決の問題
- 4) 和解優先の解決がもたらす問題点
- 5) 平和の建設とジェンダー

### エンパワメント

この会議の準備をはじめて、私は自分がやすやすと、国際法と武力紛争時の女性に対する性暴力

について法的分析に入りこんでしまったことに愕然とした。しかしながら、この会議は武力紛争下におけるレイプや性暴力にのみ焦点をあてるべきだとする前提、賠償を求める際に法律にのみ目を向けるべきだとする前提そのものを問題にしている。われわれが自分自身の分析でも他の人の分析でも、問題にすべき点はむしろ、女性が経験している人権侵害についてであり、その中には住居や移動、食料、医薬品、経済的救済などが阻まれていることもふくまれる。言いかえれば、女性の経済的、社会的、文化的権利が保障され、保護されなければならないのであり、武力紛争時にこうした権利が否定されたことについて取り組まねばならないのである。

そこで私は、会議の第一の主題である武力紛争下で被害を受けた女性のエンパワメントと、女性の人権保護をまず考えたい。世界の不平等は女性被害者への国際的反応にも影響を及ぼしている。被害女性のエンパワメントはこうした不平等を考慮にいれ、想像力と問題に取り組む決意をもつて対応するよう求めなければならない。たとえば、ルワンダで大量殺戮が行われた際の性暴力の報告に対して、世界はすばやい反応を示したとはいえない。エンパワメントには経済力をつけることが伴い、それは当の女性が何を必要としているかで決まる。しかし、私はエンパワメントの問題には警戒が必要だと思う。だれもが知る通り、世界中の武力紛争の原因や結果は複雑で多岐にわたり、解決策もそれらの多様性を考慮にいれなければならない。さらに、最善の処方箋は、言語が土地ごとに違うように、さまざまな形態をもちうるものだ私は考える。このことは女性の多様な声を国際的人権議論に持ちこむという目標と寸分なく一致する。

### 国際法と女性に対する暴力

まず国際人道法と武力紛争下の女性に対する暴力について、簡単な概説を述べた上で、国際人権法を見ることにしたい。女性の条約についてはよく分かっているので、あらゆる形態の女性差別撤廃条約およびその委員会(CEDAW)もここに含める。

国際人権法が適用される場合、国家間の関係つまり国際紛争と国内での紛争つまり国内紛争は明確に区別されている。本専門家会議もその他の展開でも、「主権」の役割に基づくこの区別をなくすよう促す。人権法は従来、国家の恣意的な虐待にさらされないように、個々人に協議する権利を与えるものとして生み出されたとみられている。国家の第一の責任は、自国の市民を人権侵害から守ることだが、国内での救済方法を使い尽くした場合、個々人は国際的な場で補償を求めることができる。

武力紛争の状況下では、女性の人権侵害は国際人権法と国際人道法の双方で禁止される。1993年6月、世界人権会議で採択されたウィーン宣言と行動計画は次ぎのように述べている。

「武力紛争下の女性の人権侵害は、国際人権法ならびに国際人道法の基本的原則の侵害である。この種の侵害はすべて、とりわけ殺人、集団レイプ、性的奴隸、強制妊娠をふくめて、とくに実効性のある対応が求められる。」

戦争法や人道法は戦時における戦闘員ならびに非戦闘員に關係する。ここに含まれるジュネーブ条約に基づく法律は、捕虜、占領地区の非戦闘員、戦闘力を失った人びとの処遇といった事柄を扱う。ハーグ条約に基づく法律は、戦争のやり方に対する規制を扱っている。こうした法律は主として、さらに軍事的能率をあげようとする国家に権利を与えていた。ここに国際法の領域における第一の緊張のひとつがある。つまり、軍事的効率と人道的な利害の間の緊張である。(たとえば、アメリカは地雷が現在も兵士を守るために使われているため、言いかえれば軍事目的に適っているので、地雷条約の調印に難色を示している。)この枠組みでは人道的利害よりも軍事的効率のほうが重要だと主張する批評家もいる。

この武力紛争の法則の歴史的背景には、きっちりと組織され、装備も良く高度に訓練されたプロの軍隊をもつ政治的に独立した国家間のヨーロッパ紛争に基づいていた。武力紛争の法律を内戦、民族自決を求めるゲリラ戦争、化学戦、非戦闘員が故意にねらわれる場合に適用する時に、こうした歴史的背景の根柢によって制限されても良いある。これらのルールは騎士道的概念も発展させたが、この点については少し詳しく触れたい。女性は名誉を傷つける犯罪から守られるべきだという概念である。つまり、名誉とは言うまでもなく個人的な尊厳と身の安全の問題だけでなく、家族や共同体の尊厳にもかかわる。ジュネーブ条約に基づく法律としては以下があげられる。

ジュネーブ第一条約：負傷者、病人、難破した船の船員たちの状態改善

ジュネーブ第二条約：武力紛争下の負傷者の状態改善

ジュネーブ第三条約：捕虜の処遇。

ジュネーブ第四条約：占領地における民間人の取り扱い(1949年8月12日)

第27条2項の女性の名誉毀損に対する規定

議定書I：国際紛争の被害者保護に関する取り決め(1977年6月8日)

議定書II：第4条2項(e)で非国際紛争の関連でレイプが非合法化されている。

一部に新しい議定書を求める議論がある。

ジュネーブ諸条約の文脈では、武力紛争の法律に対する「由々しき侵害」として、非人間的扱いないし拷問、意図的に身体や健康に大きな苦痛を与えること、重傷を負わせることがあげられている。条約当事国に違反を抑えるための立法措置を義務付ける規則を犯した場合も、由々しき侵害であり、この観点からすべての条約当事国に、違反を犯した人間を探し出して起訴する裁判権を与えていた。レイプや他の性犯罪はとくに武力紛争の法律に対する由々しき侵害とはされていないが、レイプは「拷問ないし非人間的扱い」や「意図的に大きな苦痛を与える」ことを禁ずる中にふくまれると主張する学者や活動家もいる。しかしながら、レイプはジュネーブ第四条約第27条でとくに明記されているところから、この解釈は通用しないかもしれない。

ジュネーブ第四条約はまた、占領地区の人たちを占領軍による恣意的行動から守ることに限定しており、レイプがすべて占領地区における戦闘の中で起きるわけではないことは言うまでもない。

レイプはニュルンベルグ裁判では訴追されなかった。旧ユーゴスラビアおよびルワンダのための国際刑事法廷では、その設立の規程が作られ、性暴力に対して十分対応しているし、ジェノサイドの犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪といった潜在的な犯罪に対しても取り組みを可能にした。ユーゴスラビア法廷の規程第5条は、計画的かつ集団レイプを糾弾した。ルワンダ法廷のための規程第三条(g)は、レイプを人道に反する犯罪とし、第4条(e)では、個人の尊厳に対する侵害が含まれている。

武力紛争に関する他の重要な国際法の一環は、ジェノサイド条約である。さらに、われわれは、国際刑事法廷を設立しようという発議が、その法廷を設けるための規程とともに実現したことを見たとしている。しかし、ヒラリー・チャールズワースは、国際刑事法並びに国際人道法との融合したもののが、その両者の伝統的なものである、ジェンダーについて無頓着な部分を結合する役目を果たしていると、最近主張している。

北京の第4回世界女性会議で採択された行動綱領は、はつきりとこう述べている。

「大規模な人権侵害、とりわけ戦略としてのジェノサイドや民族浄化、それらがもたらす結果や戦争状況下の女性に対する組織的なものを含むレイプは、…憎むべきものであり、厳しく非難されるべきであり、直ちに中止すべきである一方、こうした犯罪の加害者を罰しなければならない。」

女性に対する暴力は「あらゆる形態の女性差別撤廃条約」に明確に述べられていない。この条約

の委員会が出した一般勧告(勧告19)は、女性に対する暴力を条約第2条の差別の定義に読みこむべきだとしている。この勧告に含まれる行為は、心身および性的な傷や苦痛、こうした行為を与えるという脅威、強制その他の自由の剥奪を指す。これはとくに女性を暴力から守ることを目的とした唯一の法的拘束力をもつ文書で、その中には拷問および残酷かつ非人道的な処遇を受けない権利もふくまれる。

女性差別撤廃条約が打ち出した取り組みの利点のひとつは、他の文書や条約がもつ厳格な国家中心主義を超えている点である。条約の締約国は、生活のあらゆる分野で女性を差別し、男女の定型化した性役割を土台とし、男女を優劣視するやり方を変えるよう求めている。最近起草された(CSWで採択された)選択議定書では、個々人が CEDAW に申し立てを行えるようになっているが、こうした手段を通じて個人や集団は委員会への申し立てができるようになるだろう。これは女性の声、女性の問題が表面に出るひとつの道である。

### 真実委員会

女性の話が公になる場としてもうひとつ、真実委員会がある。私は広範な異文化間の処方箋には警告を与えるが、真実委員会は南アフリカで好意的に受け入れられている。憲法法廷判事のアルビー・サクスは今年、南アの真実委員会の目的がどのように刑事裁判手続きと異なるかを述べた。真実委員会は国民のいやしのプロセス、加害者と被害者の和解の一部なのである。被害者や生き残った家族にとって加害者と面と向かうのは、強烈な瞬間である。だが、関わりのある個々人を超えて、真実委員会は一部の国ぐににとって、共に記憶し、共にいやす機会となる。国家レベルの刑事裁判がこれと同じいやしをもたらすとは私は思わない。被害者と加害者の役割は、委員会の部屋と法律に基づく法廷ではまったく異なる。国中が見守る中で、南アのデズモンド・ツツ司教の部屋では、判事たちは証言する人びとと共に泣き、語られる話に涙を流し、互いに抱き合った。共に悲しみ、共にいやしあった。

真実委員会の場合、免罪の問題が生じるのは言うまでもない。誠意ある真実委員会を作ろうとす南アのような試みには、常にこの問題がつきまとう。和解や補償というやり方でも、他の形態と同じく、女性の話が封じ込まれないよう常に見張っている必要がある。武力紛争時の人権侵害を生き延びた女性のために法による裁きがなされるよう努力すべきであり、そこには真実委員会も含まれる。その反面、女性の人権侵害に対する責任を和解に置きかえることがないよう注意する必要がある。女性のための裁きをもたらす戦略として、責任と和解とは相容れない戦略ではなく、補完的なものと、

私は考える。

## 和解と平和の構築

女性は往々にしてコミュニティの建てなおしや戦争で負った個人的な傷を自分でいやさなければならない。それぞれの社会で数において男性にまさるだろうし、戦後の社会で習慣や慣行をつくり直す必要が出てくるだろう。

女性に力を与え、女性に対する暴力の加害者に責任があると拘束して、はじめて暴力の防止が可能になる。責任のとり方はさまざまあるが、裁判は武力紛争の被害者に賠償するひとつ的方法である。ここには暴力の文化、軍事化の文化を変えることも含まれる。女性はあらゆるレベルで平和を創り出し、変革をもたらすことに積極的に参加しなければならない。

一女性の NGO を支援する

一暴力の概念を作りなおし、女性の経済的、心理的、社会的、政治的従属性も暴力に含めるべきである。

一女性の声の多様性を支援し、国際法が「沈黙している部分を捜し出す」ことを支援する

一国際的な連合をつくる

一軍、政府、民間人すなわち個々の加害者の責任、「追従の文化に代わる平和の文化」

一自民族中心のナショナリズムを超える

一母親、妊婦、性的対象としての役割をこえる女性の概念を再規定する

武力紛争下のレイプは、平和時におけるレイプが横行していることからもたらされるのである。

## 女性難民に対する保護

国連難民高等弁務官事務所・国際保護局行政担当次長

シャルザド・タジバクシ

最初に、国連難民高等弁務官事務所として、また私個人として、今回武力紛争下の女性に関する専門家会議と女性に対する暴力に関する公開フォーラムを開催されたアジア女性基金に対し感謝の意を表したい。このテーマは広範囲であるが、国連難民高等弁務官事務所の観点からいくつかの相応する問題について述べたいと思う。中でも女性難民の保護に重きをおいて報告したい。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、世界各地にいる難民保護のための国際的行動と難民問題の解決を先導し調整することを国連によって委任されている。UNHCRの主要な目的は、難民の権利と身の安全を守り、すべての難民が庇護を求め、外国に安全な避難所を見つけ、また自発的に帰国する権利を行使できるよう保証することにある。難民の退去の根本的原因は、紛争や迫害、人権の否定に分かれ難く結びついている。したがって、この専門家会議と公開フォーラムでの議論はUNHCRにとって最も重要であり、きわめて時宜を得た会議であると考える。

UNHCRはその使命を次ぎのように明確に述べている。「UNHCR、人種、宗教、政治的見解またはジェンダーのいかんにかかわらず難民およびその他の人々に対し、それぞれの必要に基づき公平に保護と支援を与える」。同時にUNHCRは、武力紛争およびその結果である難民の生活が、人口のさまざまな階層に異なる影響を与えている点も認識している。多くの人々にとって「難民」という言葉は依然として、独裁者や全体主義的政権による迫害を逃れようとする人々という冷戦下のイメージを想起させる。また、虐殺を逃れてアフリカの国境を越えたり、小規模であるがヨーロッパの国境を越える人々の群れを想起する人も多いだろう。どのようなイメージであれ、難民の経験は広く男性の経験として認識されており、世界の難民人口の約45%が女性であり、その扶養者まで含めれば80%を構成しているとは考えられていない。第二次世界大戦の暗雲から抜けだし、21世紀を目前にした今、今日の難民の中で女性難民が増えていること、その多くが一人ぼっちか子供を食べさせるために苦闘していることを、UNHCRは認識しているし、われわれすべてがこの事実を認識すべきである。

UNHCRが世界中で行っている活動に基づく統計を用いて、この点を明らかにしてみよう。エチオピアにいるソマリ難民は241,040人、そのうち120,520(50%)が女性である。エチオピアは、また57,210人のスーダン難民も受け入れているが、そのうちの27,750人(48.5%)が女性である。ギニア・コナクリにいる239,710人のリベリア難民のうち、女性は127,060人(53%)である。ネパールには93,670人のブータン難民がいるが、そのうちの46,010人(49.1%)が女性である。パキスタンにいるアフガン難民は120万人、そのうちの59万1,840人(49.3%)が女性である。

難民の人口構成を理解することは重要である。女性が難民人口の大半を占めている場合が多く、また紛争や亡命生活が女性と男性では異なる影響を与えていていることに気付ければ、UNHCRと国は、紛争時から庇護を求めて出国してから、本国帰還による解決と母国での社会復帰までの難民のサイクルの中で、女性を保護することが可能になる。残念ながら難民サイクルは、女性に対する暴力によってずたずたにされることが後を断たない。歴史や経験から学び、女性に対する紛争の影響をより良く理解するために、難民サイクルの異なる段階を把握すれば、さまざまな段階を通じて女性への保護を向上させる努力を拡大する必要性が明らかになる。

難民流出の根本的原因である紛争時から始めてみよう。男性が軍隊や民兵の多くを占める一方で、女性や子供を含む非戦闘員が攻撃の対象となる場合が増加している。レイプや性暴力などの武力紛争における女性への暴力は、数世紀にわたって広範囲に継続的に行われてきた。しかし、戦争状況における性暴力やレイプは、私的行為として、または軍隊の行きすぎた行為であつて遺憾ではあるが避け難いものとして、片付けられがちだった。そこでは被害者である女性は目に見えない。しかし、女性と性暴力が目に見えないものであった時代は終わりつつある。楽観主義者ならその時代はすでに終わったと言うだろう。1993年に、50の加盟国から成るUNHCRの諮問機関である執行委員会は、女性はしばしば男性とは異なる迫害を経験し、性暴力が難民流出の原因の一つであることを認めた。ボスニア・ヘルツェゴビナの戦争によって、戦時における組織的レイプに対するわれわれの目が開かれ、恐らくはじめて、組織的レイプが単に戦闘や略奪に伴つて起こる出来事ではなく、人道に対する犯罪であるとみなされるようになったのである。この戦争は、ルワンダにおけるジェノサイドと並んで、レイプや性的暴力を含む女性に対する暴力が、個別の行為どころか戦争の戦略的兵器として頻繁に用いられていることを明らかにした。

紛争時におけるこうした暴力から女性をいかに保護することができるのか？ 国際法の枠組みに焦点をあてて述べてみよう。まず最初は国際的人道法である。4つのジュネーブ条約と2つの追加議定書には女性に対する暴力の防止を目的とする条文が含まれている。戦争時の民間人の保護に関するジュネーブ条約(第4ジュネーブ条約)第27条は「女性は特に、レイプ、強制売春などす

べての強制猥褻行為など、名譽を傷つける攻撃から保護されなければならない」と定めている。2つの付属議定書においても、レイプ、強制売春およびあらゆる強制猥褻行為を、個人の尊厳に対する不法行為として明白に認め、これを禁止している。しかし、これらの条文に問題がないわけではない。特に重要な問題は、これらの条文がレイプや性的暴力を禁止する一方で、これらの行為がジュネーブ条約およびその付属議定書に著しく違反するものであるとは明記されてはいない。結果として国家はこれらの国際法の下で、紛争時にレイプやその他の性暴力を行った者を処罰したり、裁判にかける義務を負ってはいないのである。

しかし、近年、加害者に対する免罪に終止符を打ち、女性を暴力から守るために重要な措置がとられている。国連安全保障理事会は、1993年にユーゴスラビア紛争中に起きた戦争犯罪を処罰するための旧ユーゴスラビア国際刑事法廷( ICTY )を、1994年にルワンダ内戦中の戦争犯罪を処罰するためのルワンダ国際法廷( ICTR )を設置した。歴史上はじめて戦時におけるレイプが人道に対する犯罪として明確に示されたのである。さらに、レイプと性暴力が戦争犯罪あるいは重大な違反として定義されたわけではないが、検事側は特定の被告に対してこれらの用語を用いて性暴力を犯罪として告発した。双方の法廷においてこれらを基礎として有罪判決が下された。ICTYおよびICTRがその職務を遂行できるよう財源を提供し、政府その他の組織に対して両者の努力を支援するよう求めることが必要である。

国際人道法において暴力からの女性の保護の向上に役立つもう一つの積極的進展は、昨年7月のローマにおける国際刑事裁判所の設立規程の採択である。この規程はまだ施行されていないが、レイプ、性的奴隸、強制売春、強制妊娠、強制避妊その他すべての重大な性暴力が「非戦闘員に対する広範囲もしくは組織的攻撃の一部として、攻撃であることを知った上で行われた場合」、それは人道に対する犯罪であると明確に規定している点で重要な一步である。各国政府に対してこの条約を批准するよう求めるべきである。

以上に述べた点は、暴力から女性を保護し、正義をもたらす手段としての国際人道法の分野に関するものであるが、北京行動綱領に述べられているように「武力紛争および社会の崩壊における女性の役割はきわめて重大である。女性はしばしば、武力その他の紛争時に社会的秩序を守るために活動する。女性は家庭と社会の双方で平和の指導者として、重要でありながら認知されることのない貢献を行っている」。1995年に、行動綱領が紛争解決および平和建設のすべての側面における女性の参加を求めて以来、UNHCRはこれらの目標が実施されるよう、実施機関と共に精力的に活動している。UNHCRは「侵略、外国による占領、民族その他の紛争が、今もなおほとんどすべての地域で現実に女性と男性に影響をおよぼしている」という認識に立って、ウガン

ダ、ルワンダ、リベリア、グアテマラおよびその他の国々の紛争解決に向け、意思決定の過程にジエンダー均衡をもたらす活動を引き続き行っている。

女性難民が避難先の国に入る段階で、女性に対する暴力のサイクルがその間も続くことが時としてある。世界のいくつかの地域で、母国から逃れた女性が特定の侮辱的待遇や脅迫を受けていいる、無法者や密輸者、戦闘員、そして時に仲間の亡命者や彼女らの保護者であるはずの役人によって性暴力が行われたりする。ボートピープルとなったベトナム女性が海賊によってレイプを含む暴力を加えられたケースは、唯一日時が記録された重要な実例である。

女性に対する暴力のサイクルは、出国中だけでなく、亡命先の国においても継続する。UNHCRは、難民女性、とくに世帯主となった女性や思春期の少女が亡命国で過酷な問題に直面することを認識している。その中でも、キャンプや集団のセンター、ホストファミリーのいずれで生活する場合にも見られる身の安全が保証されないという問題が大きい。最近起こった残虐な例として、タンザニアの難民キャンプの近くで50人を越えるブルンジ女性難民が集団レイプされた事件がある。彼女たちはなぜレイプされたのか？ 地域の住民が難民に対して敵意を持っていたからである。このように、時として女性難民はまさに紛争や暴力から逃れても、庇護を受けられず、身の安全も守られない場合がある。

避難先の国で女性難民を暴力から守るにはどうすればよいか？ 地域住民の意識化がしばしば重要なステップとなる。UNHCRは難民キャンプでのプログラムの実施方法によって、難民社会における不平等と差別を是正し、女性難民を暴力から守れることが可能だと考えている。例えば、難民が居住する物理的環境によって安全性が左右される。こうした環境は住民によつても異なる。ベトナム人の場合は、ロングハウスの中に単身の女性難民の住まいを別個に設けることが最も適切である。しかし、こうした方式が世界中の単身女性難民の安全を守るためにふさわしいわけではない。ジブチでは、この方式がソマリの単身女性難民にいくつかマイナスの影響を与えた。彼女たちは同じ難民たちによる保護を得られないまま一人にされ、テントは夜間の攻撃にさらされた。単身の女性難民を難民社会の中に散在させる方こそ、この住民たちに必要な保護に最も適うものであった。女性難民はしばしばキャンプの粗末なつくりや設備に端を発する危険に直面する。適切なキャンプの設計などあらかじめ決まってはいない。女性難民自らが十分に保護を受けるための意思決定過程に参加することで、どのような形がいちばんいいかを決められるのである。

亡命国における女性の保護は身体的暴力からの保護だけに限定されない。法的保護も、女性難民に地位、すなわちその社会における必要な法的立場を与え、虐待や暴力を受けにくくするため

に重要である。1951年の難民の地位条約に明記されている難民の定義とは、難民を「人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、政治的意見などの理由で迫害を受ける根拠のある恐怖から(彼女の)国籍を有する本国から離れた者で、その国の保護を受けることができない、もしくは、そうした恐怖のために保護を受けたくない者」としている。

この条約それ自体、そしてその他の難民法が全体として男性のパラダイムの枠内で解釈され、避難を求める男性が置かれている状態を反映しがちであり、女性の保護のニーズに必ずしも対応するものではないのではないかという点は、議論されて当然である。難民の定義に、さらに重要なのはその定義の適用に、ジェンダーの視点を組みこむという課題があり、そこではじめて女性の主張が正しく認められ、難民の地位を与えられる際に必要な保護を受けられるのである。しかし残念ながら、女性に対して加えられたいくつかの行為が、これまで難民条約の適用範囲を越えており、基本的人権の侵害というより行きすぎた遺憾な行為とされ、目に見えないとても数量で表せない傷として分類されてきた。

この条約の起草者は昔からあった現実、すなわちジェンダーに基づく犯罪は、加えられた危害が十分に深刻であると同時に条約に関連する理由によって引き起こされた場合は、条約上他の犯罪と同じく処罰に値することを言葉で示さなかった。この点が裁判官に適切に理解されれば、女性難民に対し適切な保護が与えられるのである。何より重要な点は、男性難民の従来の状況に沿って女性の難民請求に取り組むことは避けるべきだということである。例えば、庇護申請を検討している国については、その国自体が性的加害者でないかぎり、難民を保護している国が訴えられることはない。女性難民が適切な保護を得るためにには、地元住民による攻撃的行為が行われた場合、その行為を当局が知つていながら看過したり、当局が保護することを拒否したり、もしくは保護できないと証明された場合、これらの行為は難民条約で定める迫害として理解しなければならない。女性難民を保護するためには、(国家の手にある)「公」と「民間」いう観念を取り扱う必要がある。

女性に対する虐待の多くをなぜか「個人的」とみなすという問題は、文化的、宗教的信念に基づいて一定の行為は是認されるという感覚と深く結びついている。こうした感覚が普遍的な人権と矛盾していないかどうかを論じなければならない。女性差別撤廃条約の下で、国家は、国もしくは私人による女性に対する暴力を防止し、調査し、処罰するために努力しなければならない。国家がこれを怠った場合、そして女性に対して安全な環境を提供しなかった場合、国家は責任を問われる。

庇護する国で女性難民に適切な保護を与えるためには、ジェンダーの視点に立った難民条約の解釈が必要であるだけでなく、ジェンダーの視点に立った手続きが必要である。女性難民はなかなか自分の置かれた立場を説明できないが、とくに性暴力ではそれが極端に難しくなる。

- ）女性難民が配偶者に付き添われている場合、必要な個別インタビューが行われない場合がある。
- ）文化に基づく道徳観や過去の経験などにより、女性が配偶者や男性の面接官の前で自由に話せない場合がある。
- ）自分が耐えた性暴力についての語る際、女性が当惑したり辱めを受けることがある。

国家は女性難民に適切な保護を与えるために、性暴力にさらされた女性難民の経験を十分に重視するとともに、彼女たちが自分の経験を話す際、気まずい思いをしないよう相応の配慮を払うべきである。現在、カナダ、オーストラリア、米国にはこの点でジェンダーに配慮したガイドラインがある。他の国々もこうした責任を同様に果たすべきである。

難民の地位を与えられても、それ自体が持続力のある解決策とはならない。紛争に端を発するとの多い難民サイクルは、難民の自発的帰国によって再び本国においてその結果を見ることになる。この段階で女性難民は特定の困難に直面する。平和建設の過程および和解は、帰国の時点で重要な要素である。平和建設に関わるUNHCRの活動は世界各地で行われている。例えば、ルワンダ女性のイニシアチブによる数々のプログラムを通じて、帰国女性に関わる地方政府、中央政府、非政府組織の平和維持活動を促進、奨励、支援している。ルワンダの復興は困難な課題である。1994年のジェノサイドの波紋が現在でもルワンダ全土で感じられる。ルワンダ政府の推定では、ルワンダの現人口の70%以上が女性である。そのうち、ジェノサイドの生存者が約20万人いる。ジェノサイドの生存者の多くはレイプや性暴力の被害者であり、夫を失い、新たに世帯主となった女性も多い。こうした困難な状況は、タンザニアとザイールから約200万人のルワンダ難民が帰還したことさらに悪化した。武力紛争における女性を対象としたこの試みは、経済的、社会的、文化的発展過程への女性の統合と積極的参加を促し、女性の権利を向上させ、政治、行政、司法の分野への女性の参加を促進することで、平和建設および和解の活動に女性が関わり、女性に対する暴力と闘うことを目的としている。

最後にケニアに在住するスーダン女性難民の言葉を引用したい。「スーダンで、私たちは死ぬまで沈黙したままだった。今ここで私たちは自らの文化を変えたいと思う」と彼女は言う。これは女性難民にとって難民生活は非常につらいが、時としてほろ苦いことを示す重要な言葉である。つらさ

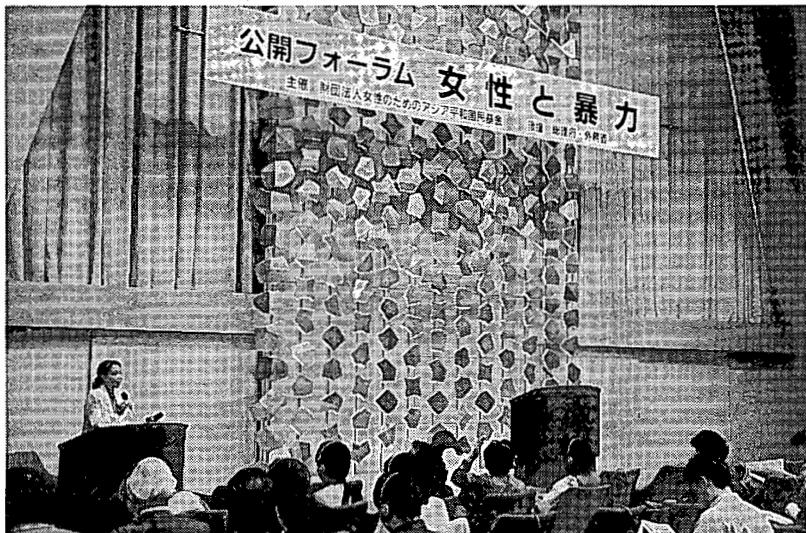
に伴うエンパワメントと新たな役割を獲得する時期は、ほろ苦いものもある。女性難民は彼女らの組織を通じてしばしば重要な機会を獲得し、特に、変革の担い手として行動しうる自らの能力に自尊心を高めている。亡命の結果として新たな責任を担わされた女性難民は、地位が向上したことでさらに前進し、土地所有や教育、家庭外の仕事、性と生殖の選択、家庭内暴力からの解放といったジェンダーに関わる権利を主張し始めている。難民サイクルの帰結点である帰還の過程はそれ自体の困難さはありながらも、女性が苦労して獲得した権利を奪うものとなってはならないし、もちろん暴力のサイクルや難民生活そのものが繰り返されてはならない。



# 公開フォーラム

## 女性と暴力

---



司会 弁護士 林 陽子

（林）本日は、敬老の日のお休みのところを、アジア女性基金の公開フォーラム「女性と暴力」にお集まりいただきまして、大変有難うございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、弁護士でこのアジア女性基金の運営審議会の委員をしております林陽子と申します。

では初めに、アジア女性基金を代表しまして、事務局長の伊勢桃代より皆様にご挨拶をさしあげます。

（伊勢）事務局長、専務理事をしております伊勢と申します。今日は、こういうお天気の定まりませんときに来ていただきまして、本当に有難うございます。私も、京都で育って、同志社に行っておりましたので、本当に何かなつかしいところに戻ってきて、こういう会議をもちますことを幸せに思っております。

今日のタイトル、この「女性と暴力」の問題、特に今日来ておられるパネルの方々は、非常に厳しい内紛状態、政治の不安定、その他で非常につらい立場の中から、そういう女性の人権ということを立ち上がらせてこられたすばらしいパネルの方々でいらっしゃいます。日本は非常に平和なものですから、特に身に危険を感じたりすること、それから内紛とか暴力が本当にどういうものであるか、どんなに家族がそれに影響されるものであるかということの感じが、特に身近に感じられないということがあると思います。今日はその意味で、このすばらしい方々に来ていただいておりますので、お話を聞いて、そしてどんなに今、世界でこの暴力自体、内紛、そして武力闘争、その中で特に女性、子供の苦しみというものを考え、そしてその中でどうやって日本というものが、これから国際社会に貢献していくらよいのかというようなことを、考えていただきたいと思います。今日は本当にどうも有難うございました。

またアジア女性基金は、過去の戦後処理、いわゆる第二次世界大戦の後、それから現在、現代の女性の暴力問題、それから将来どうやってこういう戦禍、そして戦争による悲劇を防げるか、そういう予防ということを、仕事を進めておりますので、皆様のご理解を得ながら、一生懸命、何とか 21 世紀をもっと平和の方向に進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。今日は本当にご参加有難うございました。

〈林〉有難うございます。今、伊勢事務局長よりお話をありましたとおり、アジア女性基金は1995年に、第二次世界大戦中の日本軍の元「慰安婦」とされていた女性たちへの国民的な償いを行うということを主な目的に設立をされました。ただし、それ以外に現代的な女性の人権にかかわる問題、とりわけ女性に対する暴力をなくしていくということが、将来このような悲劇を繰り返さないことに必要であると考え、政府と一緒に様々なプログラムを開催してまいりました。

このような形で国際会議を開くのは、アジア女性基金として4回目でございます。1996年に女性の人権をテーマに東京で会議を開きました、1997年がマニラ、昨年の1998年がバンコクで、それぞれ人身売買をテーマに会議をもちました。今回、武力紛争下における女性の人権ということに、正面から取り組むのは初めての企画です。昨日の朝から各国の専門家、また同志社大学の安藤仁介先生には基調報告をお願いいたしまして、武力紛争下における女性の人権侵害の現状、加害者や被害者の和解というのは果して可能なのかどうか、そして平和構築における女性の役割というのはどういったものなののかということについて、大変熱心な討議を、今日の午前中まで続けてまいりました。

この討議の内容や、参加専門家の方々のペーパーにつきましては、いずれ出版物という形で皆様にお届けしたいと思いますので、関心のある方は、基金の事務局の方へご連絡をいただきたいと思います。

では、今日の進行ですが、プログラムにあるとおり、前半部分は各国の女性に対する暴力の現状について、専門家の方に大変短い時間で恐縮ですが、お1人5分ないし10分ぐらいの時間で、問題状況についてお話をいただきます。コーヒーブレークを取った後に、3人の方をパネルにお迎えいたしまして、国連、国際社会の取り組みということについて、お話をいただく予定です。では、最初のご報告者として、パキスタンからいらっしゃいましたムラサット・ヒラリさんにお話をいただきます。皆様のプログラムの裏表紙にプロフィールが書いてございますが、ムラサット・ヒラリさんはパキスタンの弁護士です。1999年からは2年間、パキスタン、ペシャワル地区の人権委員会の副議長や人権評議会のメンバーをなさっておりまして、パキスタンで女性の人権のために大変活躍をされていらっしゃる方です。では、ムラサット・ヒラリさん、よろしくお願ひします。



どうも有難うございます。パキスタンにおきます女性の立場についてお話しさせていただきます。パキスタンの憲法では、男性、女性ともに完全な平等が保障されております。この憲法は、コーランの聖典の原則に基づいてつくられた憲法であります。その中で、227条の中では、このように述べられています。すべてのこの憲法はイスラムのコーラン聖典の訓令に基づくものであります。そして、そのような訓令に逆らうものはいけない、この法にのつとっていないということが書かれています。そのために、性別、そしてそれ以外の不公平を許さないものであります。しかし、実際のところは全く違った状況になっています。まず女の子が誕生しましたら、むしろそれは不幸な出来事であると、パキスタンでは見なされています。また国の中でも、二流の市民としての立場しか与えられていません。そして、両親たち自身が自分の子供を、女の子の場合には、男の子に比べて差別をします。そこでは、貧困や文盲の問題、そして伝統、いろいろなものが人々を縛りつけ、そして非常に人々の視野を狭くしております。簡単なある調査によりますと、田舎に住んでいる女性の82%、そして都会に住む女性の52%が、家庭内でのドメスティック・バイオレンスに苦しめられているという結果が出ています。家庭の中での夫は、女性、妻を殴ってもよいという権利があると思っています。このような家庭内の暴力は、パキスタンでは、犯罪と見なされていません。たとえ警察に訴えても、これは犯罪ではなく、家庭内の問題なので、自分たちで対処するようにという対応しか取られません。典型的なパキスタンの女性といいますのは、伝統的でかなり箱入りの環境の中で育っていきます。ほとんどすべて、彼女の人生に影響を与える重要な決定事項は、男性によって決められます。

大体14歳～15歳の年齢で結婚をします。1939年の法律で、子供の結婚を制限したものがありますけれども、子供が結婚するに当たって、実際この法律が家族に適用されたことはありません。大体14～15歳で結婚させられることになり、それから平均して7人の子供をつくります。そして、男性ほど長生きする期待を持てない人生を生きていくことになります。結婚の中でも、一切権限を与えられていませんし、宗教では女性にも平等の権利が与えられているのですけれども、実際の生活の

中では、自分でまず夫を選ぶという権利も与えられていませんし、もしそのようなことを女性があえてしようと、そのような反抗を起こした場合には、家族の中の男性たちが手を組んで、何とかしてそれを止めさせようとすることがあります。例えば、サミア・サルワルとラズマ・アズブといった2人の少女の各々の事件が、つい最近一週間の内に、実際にありました。それは、恐らくこのようなことはよく起っているんでしょうけれども、これが公になった事件でありまして、自分が選んだ人と結婚しようとしたのために、肉親の人たちから銃で撃たれ、死亡するという事件がありました。前者のサミア・サルワルの場合は、夫から離婚したいと思っていたのですが、両親が許さず、彼女を銃殺してやると脅迫していたのです。彼女は法学部に学び、そして非常に教育を受け、またその家庭の父親も非常に教育レベルの高い人で商工会議所会頭あつたにもかかわらず、このような事件が起きました。このような父親を逮捕するどころか、皮肉にも新聞社も警察も父親を支持したのです。政治的な問題になるということで、ある人権活動家たちは特に介入することはませんでした。

モスリムの預言者によると、宗教は、女性の権利を保障しているのです。彼は子供たちを教育しなければならない、それはそのために、たとえ子供を行かせることになったとしてもと明白に述べています。中国は預言者が住んでいたサウジアラビアから遙かに遠い国でした。私たちの場合は非常に伝統的な国でありまして、特に私が来ましたところは、アフガニスタンとの国境にある地方でありまして、完全に部族的な社会で、女性の発言権はありません。女性に教育を与えることは例外でそうすると、社会の中で尊敬される広い心の男とみなされますが、それはある意味で価値がない人だということなのです。

私たちは政治的な戦争がある伝統的な社会に住んでいます。例えば政府と、あるいは政府に反対する政党との間の戦いといったものがあります。そこではいつも犠牲になるのは女性の方であります。例えば、前軍事政権下でハク将軍が実施したようなものです。彼は戒厳令を施行し、イスラムの原則に完全に違反するいくつかの法律を作りました。例えば1979年のフードゥ条例といったものがあります。そして次に、キザとかディヤット条例があり、さらに証拠条例があります。この法律で証人に関するものでありますて、ある女性がレイプを受けた場合に、男性の証人4人を連れてこなければ、それが実証されないという法律であります。このフードゥでは、その男性4人の証人をそろえることができなければ、むしろこの女性が姦通罪で罰せられるということになっております。

コーランには、もし女性に対してそのような暴力を与えた場合には、4人の証人を用意しなければならない。もし4人をそろえることができなければ、80回打たれるという法律が、あるわけですけれども、具体的にはそのパキスタンの法律では、これが全くゆがめられてしまって、むしろそこで罰せられるのが男性ではなく、女性の方というふうに変えられてしまっています。

実際、4人の証人をそろえなければいけないのは女性の方になってしまっています。コーランでは男性がそれをしなければいけないのに、このように変わっています。また、ある人が殺されてしまった場合、キサーおよびディヤット条例の下で、伝統的にスワラといった慣習がありまして、何か犯罪を起こした人がその犯罪を起こされた被害者の方に謝罪として、女性を引き渡すといったような習慣があります。一たん引き渡されてしましますと、その両親と会うことも許されないようなことがあります。

いろいろとまだお話ししたい重要な問題がありますが、時間が限られておりますので、すべてをお話しすることができません。しかし、この政府、そして NGO、そういうたすべてのところで、女性と男性に平等の権利を与えるように、女性も前面に出るようなことが必要になってくると思います。どうも有難うございました。

〈林〉 有難うございました。ラニ・ジェトマラニさんにお話をいただきます。ラニさんも弁護士でいらっしゃいます。インドにあるウイメンズアクション・リサーチ・アンド・リーガル・アクション・フォー・ウイメンという団体の代表をされております。ラニさんは、ダウリーいわゆる持参金についての裁判を弁護されたことがありまして、またこのダウリー殺人についての本も執筆をされております。では、ラニ・ジェトマラニさん、よろしくお願ひします。

#### インド—ラニ・ジェトマラニ、インド社会における家庭内暴力



アジア女性基金の皆様、本日はこの対話の機会をいたしまして、有難うございます。家庭内暴力といふのは、私どもの全ての国でうかがわれる問題であります。さらにまた、アジア女性基金の皆様に対しましては、そのまれに見る勇気をもって友好的な手を差し伸べ、この状況を改善に向かっていらっしゃるということで、御礼申し上げたいと思います。元「慰安婦」の問題といふのは、本当に大きな思いやりと、さらにまた勇気に基づくものであり、平和構築への大きな、重要なものであると思います。パキスタンの代表の方の、軍事政権下での問題、それから戒厳令下の問題、そして女性の家庭生活における権利の制約のお話がありました。インドとパキスタンは今、宣言はされておりませんが、戦争状態にあります。しかしながら、今日、パキスタンの同僚と私が一緒にこの席にいて、女性問題についてお話をすることができます、さらにまた紛争下における女性と暴力の問題について、同僚としてお話ができるのは、非常に嬉しいものであります。

さて、このインドにおける持参金の問題は、非常に大きな深刻な問題でありますて、女性が抑圧される状況をよく示しています。女性といふのは負担である、経済的な社会に対する負担でしかないという考え方に基づいており、したがって、結婚する際には、賠償のような形で、花嫁の家庭に花嫁の家庭が持参金を提供しなくてはならないという形になっています。この支払いは、言わば賠償金のようなものであるわけです。つまり、花嫁の家庭の方に負担をかけてしまうことの、その代償金なわけです。これは大変大きな苦痛を伴うものであります。

さらに、結婚生活に入つても、女性といふのは常にもつともつと代償を出せというふうに言われてしまふのです。もっともつと花嫁の家の方に、例えば冷蔵庫を買うことから、スクーターを買うにしても、電話代にしても、とにかく払えと言われるわけで、花嫁の両親の方はなかなか払うことができません。このような問題はさらに厳しい問題となってきています。女性は、このように常に不安定な存在であり続けるわけです。それも、家庭の中でそのような不安定な存在であり続けなくてはならないわけです。この家庭における女性を取り巻くきずなといふのは、悪化しております。ムラサットさんが指摘されたように、パキスタンにおいては、憲法で女性に権利が規定されておりますが、インドにおいては世俗憲法という形で、女性に憲法のもとで完全な対等を 14 条、17 条で保障しています。さらにまた法律においては、アファーマティブアクション措置といふのがありますて、女性の権利を保護する、そしてその活躍を鼓舞し、さらに社会に参加してもらうという差別撤廃措置がなされております。しかしながら、このような法律があり、また差別撤廃措置が法制化されているにもかかわらず、社会的な伝統や文化的な慣習といふものは、女性に対してまだまだ厳しいものであります。

そして、女性といふのはこの家父長制度の社会の中で、劣った存在だと感じさせられているわけです。女性は劣っている、したがって賠償が、または代償金が必要だというわけです。1961 年におい

て、この持参金に関する法律が出されました。夫の家庭または夫自身は、女性から資産を請求してはならないという法律だったわけです。しかしながら、この法律は結婚時の贈り物を除外して禁止していません。なぜならば贈り物を、結婚の際に花嫁に、そして花婿とその家族に温かい気持ちの表現として贈呈することなしに、結婚が行われないからなのです。けれども、この法律の中で、この二つの状況を分けることができるでしょうか。賠償という問題、代償という問題と、その一方で贈り物はよいとする考え方と、分けることができるでしょうか。実際に違反者を処罰し、女性に対して不正を行なったことに償いをさせようとする場合に、非常な困難があります。大抵、夫や夫の兄弟たち、さらに姑たちが裁判所に来て言うことは、「これは私たちがもらった贈り物である」と。「私たちが強制的によこせと言ったのではない」ということです。別に、圧力だとか脅しをかけたわけではなく、我々のほうに彼女の方が贈り物してくれたんだというわけです。したがって、この持参金の問題に関して立証する、本当に 1961 年の法律で禁止された持参金なのか、または本当の意味での贈り物なのかということは、立証するのは非常に難しいわけです。ですから、女性の方はなかなか裁判ざたにしようとしません。といいますのは、そんなことをやっても立証できないということで、とても刺々しくも、多くの女性は無駄だとまず思ってしまうのです。

けれども、持参金の問題によりまして、多くの家庭内暴力が悪化しているということになりました。そしてこの問題は、今や持参金に対する殺人事件という形で起こっています。女性は、例えば持参目的で殺された、放火されて殺されたということがあります。例えば、インドではストーブを使って女性は家で料理をするのですが、それが燃え移ってしまったんだと夫の家族は警察に言います。けれども、この軽油を女性にぶっかけて、そして点火して殺害した、焼き殺したということがありました。本当に悲しいことですが、このようなパターンがあるわけです。このような裁判の中で、女性は持参金目的で殺害されているということがあります。そして、結婚の最初の 7 年間、こういった持参金目的のさまざまな問題が発生するわけです。したがって、法律においてこのような状況にやはり対応していかなくてはなりません。そして二つの新しい法律が、1983 年、1986 年に成立しました。それで持参金に関する殺人事件、そして死を単なる殺人ではなくて、持参金に基づく死と規定しました。そして立証責任の方は、今、夫側にあります。つまり、自分たちは持参金を求め、そして残酷なことをし、殺したのではないという立証責任は夫の方に移ったわけであります。私たちの経験から言いますと、普通の家庭生活ということになりますと、なかなかこのような残虐行為に関する立証を被害者の方が出すのが難しいという経験がありました。

国際的なレベルでは、1993 年のウィーンの会議において、ほとんどの女性に対する暴力は、家庭内で起きていることが認識されました。そして最も重要な、また聖なる結婚というきずなが破壊されているわけであります。1993 年のウィーン宣言を重視し、国連特別報告者は女性に対する暴力に関

して報告を行い、国が女性差別撤廃条約に述べられているように、女性の人権に対する違反の取締りや監視措置をこうじることは、各國の責任であると述べています。私たちは何もすることが出来ないとは言えません。夫がその形の暴力をふるい、家族がその形の暴力をふるえば、女性たちが自分の家庭内で脅迫され残酷な行為を被ることがないように確保する法律を履行する措置を怠った国に責任があることなのです。なぜならば、ダウリーは、残酷な拷問以外の何ものでもなく、それは禁止されていることであり、女性の尊厳と人権に対する侵害であるからです。

私どもは、さまざまな手法によりまして、さらにまた女性のグループも裁判所に問題を起こすようになってまいりました。そして、社会的な行動に関する訴訟も行っております。NGO も裁判を起こすことができますし、また最高裁判所に上訴することもできます。これは女性の人権の侵害であると、残酷な行為がなされたということを訴えることができるようになりました。そして、人間の自由を侵害するようなことは、憲法で罰せられ、違反とされているわけですから、それを裁判にもっていくということが重要であります。女性団体や NGO が裁判所に提訴を行い、犠牲となった女性のかわりに裁判を起こして、その裁判の中でも成功する判例が出てまいりました。国内、そして国際レベルの協力を通じて、より世界を女性にとって安全で平和な場にしていくことが可能だと思います。有難うございました。  
(拍手)

（林）どうも有難うございました。ダウリー殺人につきまして、インドで現在起きていることについて、大変具体的なお話をさせていただきました。女性に対する暴力が、本当に様々な形をとることについて、認識を新たにする思いです。続きまして、3人目のスピーカーとして、インドネシアからおいでになられていますヌウルシャバニ・カタジャスカナさんをご紹介します。ヌウルシャバニさんは、やはりインドネシアで弁護士をされており、女性法律扶助連合のディレクターをされております。それ以外にも、インドネシアの環境フォーラム議長や、インドネシアの正義及び民主主義女性連合という団体の事務局長など、幅広く人権や環境問題で活動をされています。では、ヌウルシャバニさん、よろしくお願いします。

#### インドネシア—ヌウルシャバニ・カタジャスカナ、民族対立の中における女性の人権

最初に、アジア女性基金の皆様に感謝申し上げます。皆様すべてに感謝申し上げます。このような機会をいただきまして、大変有難うございます。様々な経験と、情報を共有することができました。そうすることによりまして、よりよく理解をしていきたいと思います。すなわち、女性に対する暴力の問題

について認識をしていただくこと。そしてこのような女性に対する暴力を防止するためのネットワークを共有していきたいと思っております。



インドネシアに関連しては、女性に対する暴力は軍事体制の歴史を振り返って理解されなければなりません。スハルト中将がスカルノから政権を奪取した 1965 年以後の政策は、政治的な権限を統合するための重要な標語は支配と統制です。その中には、社会的変化をもたらす社会政治的集団を統合するものがあり、これを行うために、1974 年に女性たちに対する政府の統制が強制されました。それらには、国の母性政策があり、私たちの結婚法、国家の方針、家族計画法、そして女性組織政策といったものに反映されて制定されました。短く申し上げますと、社会における女性の主要な役割は、妻であり、そして母親でなければいけないことですがそれが国家によって統制されたわけです。

このような政策は、直接的にも、間接的にも、女性と男性との間の力の不均衡を生み出しました。そして、勿論、政治が女性の生活すべてをコントロールするということで、国家と社会における力の不均衡も生じてまいりました。そして、個人や社会、あるいは国家により犯された、女性に対する暴力を含む全ての形態の性差による抑圧や不正義が蓄積されることになったのです。このような法的システムは、女性の利益に応えられるものではありません。ですので、このような状態では、女性が正義を得るのが極めて困難になっています。ほとんどの法執行者は男性であります。そして、ほとんどの我々の法律は、もともと我々のオランダ植民地時代に起因するものであります。最近の数ヶ月間にわたりまして、インドネシアの政治的な側面で変化が起こりました。以前に比べまして、より多くの自由が獲得されました。それには私たち東ティモールの同胞たちのことも含まれます。ご存知のとおり、

ハビビ大統領がこの国民投票の結果を受け入れると表明しました。しかし残念ながら、まだこの東テモールにおきましては、軍隊がすべてを掌握している段階にあります。

そして、私の国の中において軍事紛争、民族紛争が起きています。そして、政治的なテロリズムが継続しているのです。女性に対する暴力の犠牲者が増えているのです。このように国内的に避難を余儀なくされた人達の大多数は特にアチエと東チモールからで、大多数は女性や子供たちです。彼らは肉体的、精神的、性的な暴力を受けているのです。このように、人権の問題が起り、そして、人権侵害問題が起こっている他に、内部におきます民族紛争というものが、その家族にとりましても、家族を維持する上で、特に女性に対して経済的な負担になっています。というのは、紛争において多くの女性が夫を失い、寡婦になってしまふからです。そのために子供たちや、親戚で家族を殺された者たちの世話をしなければいけないような状況になっています。そして、家族がすでに移っていて、より安全な国内の他地域に避難のため移動しています。

それにより、扶養しなければならない人数が増えるのですが、収入は増えないという問題があります。東テモールの場合、西チモールに移った人達の資金の欠乏問題が起こっています。これは学校を閉鎖し、その施設を難民のために使うことを余儀なくされたからです。一般的なインドネシアの人々、特にインドネシアの女性に代わって、私はぜひ皆さんにこの問題に注目をしてくださいとお願ひいたします。国際的なプレッシャーをかけていく必要があると思います。インドネシアの民主化のためには、国際的な圧力が必要です。特に皆様方、または日本の皆さんからの圧力を私たちは必要だと思います。インドネシアの人達は、日本の皆さんをソーダラトゥワ、私たちのきょうだいと、呼んでいるんです。皆さん的心を、ぜひ東テモールの状態に寄せてください。有難うございました。(拍手)

〈林〉 有難うございました。東テモール情勢につきましては、日本のマスメディアでも連日、トップ・ニュースで流れております。日本はインドネシアと、文化的、歴史的にも大変緊密な関係を持っておりますので、今のお言葉を私たちも胸に刻んで、東テモールにおける平和構築のために、日本人は何ができるのかということを考えてまいりたいと思います。有難うございました。

続きまして、4人目のスピーカーとして、スリランカからお見えになりましたサロジャ・シバチャンドラさんをご紹介します。今回の専門家会議には、お子さん連れで参加をされたワーキングマザーがお二人いたんですが、このサロジャさんもかわいらしい息子さんと一緒に、会議に参加をしてくださいました。サロジャさんは、スリランカで女性開発センターのディレクターをなさっている人権活動家です。この団体に参加される前は、ペラディニア大学の地理学科で講師をされておりました。では、サロジャさん、よろしくお願ひいたします。

## スリランカーサロジャ・シバチャンドラ、武力紛争下における女性の人权

スリランカについての話をさせていただくわけですけれども、皆様に今スリランカの女性が置かれている状況についてお話をさせていただきたいと思います。ジャフナ半島という紛争地域の話であります。スリランカにおける武力紛争は、もう 15 年目に入っています。このような武力紛争という状況の中で、スリランカの女性たちは、影響を多大に受けながら生活をしております。この紛争、スリランカ政府対 LTT というタミール地域の武装過激派との紛争という構図をとっています。ジャフナ半島は、主にタミール民族が住んでいる地域であります。タミール語を話します。この武力紛争のもとであります。1956 年にスリランカ政府が制定した法律、これが大きな紛争の種となつたわけです。ほかにも、勿論原因はあります。さて、この紛争であります。このタミール民族に対して差別的な法律の施行によって始まったわけであります。言語法であります。スリランカ政府の方は何度も LTT、タミール武装過激派を交渉のテーブルにつけさせようとしましたが、交渉が何度も何度も失敗に終わっています。そしてスリランカ政府は、現在、武力紛争を強化しようという決定を下したわけで、1995 年から戦争が始ましたのです。この中で、この地域の女性たちは非常に深刻な影響を受けております。



1995 年に武力紛争が激化する中で、LTT というタミール過激派は、ジャフナ半島の住民をその他の地域に移住させました。いわば大量脱出というのが 1995 年に行われたわけです。1996 年に政府軍がジャフナ半島を制圧しました。ジャフナ半島を制圧した後、政府軍は私たち全員をこのジャフナ地域に連れ戻したのです。しかしながら、その地域は破壊され、建物も壊され、すべての社会的な基盤が破壊された状況にありました。その中で、女性たちだけではなく、すべての住民は何も手元に残っていない状況だったわけです。家は壊され、そして住民には住むべき家もところもありませんでした。そして経済的にも極めて悪い状況でした。農地には地雷が埋められていましたので、農耕ができない状況でした。そしてすべての社会的な基盤も壊されていたわけです。

このような環境の下で、スリランカ政府はジャフナ半島を制圧はしましたが、今度は全体の経済復興を図らねばならないということになったわけです。女性たちは、非常に厳しい状況に置かれております。経済の復興を遂げないといけない、けれども頼るべきものは何もない、ゼロからのスタートとなるわけです。彼女たちを助ける組織もなかったのです。スリランカ政府は、この地域に対して経済封鎖を行いました。私たちは食糧も医療の医薬品もなく、また電気さえもないという状況が 5~6 年続きました。電話施設もなく、ほとんど暗闇の中で生活をしていたのです。ジャフナ半島を制圧した後、状況は若干改善されました。そして電気の供給も始まりました。ちょっと改善がありました。しかしながら、勿論、まだまだジャフナ地域の復興には、道が遠く多くのことをしなければなりません。

女性たちは、深刻な影響を受けました。バンギという地域があるのですけれども、人口の半分が武装派とともにこの地域に逃れているので、半分の人口しか残っていません。さらにまた、外国に亡命を求める人たちもいます。インドまたはその他の諸国に亡命した者もあります。このように、家族の関係全体が破綻をきました。女性たちは未亡人となった人が多く、また父親を亡くし、孤児になり、また片親となった女性たちも多いわけです。さらにまた、若い女性たちと結婚してくれる若い男性もいないという状況で大きな問題になっています。さらに女性たちは家で生活するのも怖いという状況です。軍隊がまだ駐留しているので、家にいても怖いわけです。これが現状であります。

スリランカ政府は、ジャフナ半島を制圧し、そして今すべてのものを提供していると言っています。そして治安も安定していると言っています。けれども、この地域には治安は維持されていません。人権が侵害され、検問所でレイプも行われています。そして、さらに立ち入り禁止地域を横切れないという状況であります。検問所でチェックを受ける。そして私たちの ID カードや、他の数々のものを見せて過激派とは関係ないということを実証しなくてはいけないわけです。そして、何か疑わしい点があると、彼らは私たちを兵舎に連れていきます。そこで人権委員会ができまして、確かに状況は若干の改善を見せつつあります。

スリランカ政府の紛争はほぼ終わっています。しかし、沈黙の紛争がまだ続いている。まだ攻撃が行われ、殺害があり、殺人が行われています。このような状況の中で、女性は深刻な影響を受け、平和な暮らしはできません。ジャフナ地域に完全な平和が復活されなければ、私たちは安全な暮らしできないのです。

そこでいくつかの女性団体がありまして、私どももその一つであります。私どもの団体は、他の多くの組織と協力して和平構築に当たろうと努力しておりますが、ほかにもいろいろな制約状況があります。ほかの組織との繋がりがないのです。孤立しておりますし、その資金も極めて限られています。私た

ちはスリランカ政府とその軍部、それからタミール過激派の三者を納得させなくてはならないのです。ですから場合によってはどっちに行つたらいいかわらないことがありますし、時に、相手側は私たちが間違っていると思うことがあるかもしれませんので、殺害される恐れもあるわけです。さらにまた、我々の地域においては女性の政治参加というのも十分ではありません。ですから、政治に参加していけるように、女性にエンパワーメント、権利、機能を与える、能力を与える必要があるのです。それができてこそ、女性が和平構築のプロセスをジャフナ地域での女性組織によって開始することができると考えております。有難うございました。(拍手)

〈林〉 サロジヤさん、どうも有難うございました。武力紛争は、単に国家と国家の間でだけ起るものではなくて、一つの国家の中で内戦が起こるという例を、私たちはたくさん見ているわけですが、スリランカの状況についてお話を聞いていただきました。そのような中での平和構築を女性たちがどういう役割を果していけるのかということを、昨日、今日の専門家会議でも討議をいたしました。内容につきましては、いずれ出版物の形でご報告をしたいと思います。

では、続きましてカナダからお見えになっておりますアニー・バウンテンさんに、ルワンダの問題についてお話をさせていただきたいと思います。アニー・バウンテンさんは、カナダのヨーク大学社会学部の助教授をされております。その前は弁護士として、女性の法学教育行動基金の法律担当者をなさっておりまして、貧困者のためのクリニックで働いていた経験をお持ちです。ヒューマンライツウォッチのインターンなどとして、とりわけルワンダの国際刑事法廷の中に、いかに女性の視点を入れていくかということについて活動をされてきましたので、今日はそのお話をさせていただけると思います。アニーさん、よろしくお願ひします。

### カナダーアニー・バウンテン、民族浄化と女性

どうも有難うございます。皆様もお話になりましたが、アジア女性基金の皆様にこのような素晴らしい2日間を催してくださいまして、感謝申し上げます。またぜひとも申し上げたいのは、私は紛争地から来ているわけではありません。私は、法律でも博士号の教育を受けることができましたし、人権についていろいろな研究をしております。それだけ恵まれた立場にありますので、また皆様とは違う観点からお話ができるかと思います。

少し視点を変えていただきたいと思います。この、まず京都、あるいは皆様の周りの方が、今、お話をしてくださいました方たちと一緒に、気持ちを一度ルワンダに旅して、そして私の国カナダに行っ

て、それからまた京都に戻ってきたいと思います。ルワンダで1994年に大量虐殺が行われたことについてお話ししたいと思います。皆様はそういったことについて新聞などで、あるいはメディアなどでお聞きになったことがあるかと思います。



ルワンダで大量殺人が起こりましたときには、もちろん性的暴力、強姦、性的奴隸、売春、性器切除といったことも多く行われました。そして、それが国内にても国際の紛争にしても、常にこういった多くの武力紛争におきましては、女性が極めて深刻な性的暴力の犠牲者になっていると知らされています。ルワンダの女性たちも、非常に強い女性たちです。世界中の女性と同じであります。そして彼女たちは、この大量虐殺の後に生き残っていくために地域のNGOを通じて組織化しました。こういった大量虐殺の後は何とか努力してそして生き延びること、それが一番大事なことです。そこで非常に興味深いことは、ルワンダで家のわらぶき屋根をつくることは、女性がする仕事だったので、大量虐殺の後、女性たちはこの役割を男にやらせているのです。これは伝統的な慣行を変えなければならなかったことですし、女性の役割を変えたのです。このことは、昨日と今日の2日間にわたって話合ってきたことにとって象徴的であると思います。女性たちは、必要に迫られて武力紛争中の社会の中で性的役割を変えたのみならず、紛争後にも多くの想像力と創造性を用いて、その役割を変えつつあるのです。

ルワンダに、FOFEMと呼ばれているアンブレラ・グループの組織がありまして、これはユニセフの1996年の平和賞を受けた団体であります。ほぼ同じ時期に、カナダのモントリオールに本拠を置く“民主的発展における国際人権センター”がルワンダのために設立された国際犯罪法廷によるジェンダーに関する犯罪の取り扱いについて関心を払っていました。ですから、このカナダにあります国

際的人権センターと一緒になりまして、ルワンダにある女性組織は、性的犯罪を国際法廷で取り上げるようにと、大規模な連合を組織しようと働きかけていました。ですから、この部分を特にお話しさせていただきます。というのは、このような国際協力の連携作り、つまり実際にこれは海を越えて、そして真実、文化を越えて行われるという具体例だからであります。

その中では、民主的発展における国際人権センターを含む主要な団体がありますし、それとアメリカの女性の権利団体、例えば憲法上の権利センター、そして国際女性の権利法律クリニックといった団体です。トロントにも小さな団体がありました。あまり想像的な名前ではないのですが、私たちは、“ルワンダ裁判における危険性に関する作業部会”と命名したものがありますし、国際女性法律家連盟のケニア支部があります。こういった組織がすべて一つになりまして、ルワンダの大量虐殺で生き残った女性たちの立場を考えていくということをこの二日間に働きかけてきたことであります。国際法廷が、こういった生き残った人々に何が必要かといったことを的確に取り上げるようにするためにです。このような経験を女性が、例えばレイプの経験といったものは、決して忘れ去れるものではありません。その記憶は、大量虐殺の記憶とともに消えることがないわけです。

国際法廷で裁かれるようになった一人でアケアスという男がいます。彼はタバという地方自治体の頭だった人物でありますけれども、国際刑事裁判で起訴されたときには、性的暴力で起訴されていませんでした。しかし、ある女性と他の生存者による勇気ある証言によりその犯罪の元凶の1人であることが判りました。その地方自治体の中で、性的な暴力、虐待が行われていたことを知っていたことが判らなかったのです。これはあまり細かくお話しするのはあまりにも恐ろしいことなので、できません。実際、人種差別とこのような性的暴力が、非常に密接に結びついていることが、極めて明白であります。ツチ族の女性はツチ族の女性であるという理由により、彼らの民族的帰属性と姓差別の結合したものが、どのように恐ろしい方法で表されたのです。そこで、AMCASの訴訟摘要書を起草し、国際法廷に送付しましたが、その訴訟摘要書は、私たちが、インドから聞いたことですが、独創的であり、国際法廷にもたらされた中でも一般的に関心を示す摘要書になっているようです。これはアケアスを弁護し、あるいは国際法廷を代表するからではありませんが、違った声をこの討論に違った意見を持ち込みたいのです。45の組織がこの訴訟摘要書にサインをして、レイプをジエノサイドという形で起訴しなければならないし、特にアケアスの件におけるレイプは起訴されなければいけないということになりました。

私たちの団体は、起訴の件を変えたことについて称賛を受けたいのではなく、申し上げたいことは、起訴は任務であり、性的犯罪がアケアスを明確に起訴したわけであり、アケアスは、実際、性的暴力を行ったということで有罪になりました。つまり、このような決定がされたというのは、国際人権法の

中に一つの押しをする後ろ盾があったと見てそれを私たちが押したのです。レイプというのは、ある種の状況下では大量虐殺の一形態でもあります。この分野でそのような認識が出たということは、非常に重要な進歩だと思います。事実、レイプは、ある民族グループを破壊することをねらった手法の一つです。そして女性に危害を加えることで、その社会の精神をそこなわせるといった目的で行われるのです。

さて、私たちの会議の最後のテーマは、和解でありますけれども、国連難民高等弁務官事務所の同僚話しから知ったことですが、ルワンダにもどって来た難民の多くは本当の和解はまだ実現していないのです。これはルワンダの場合からも取り出して考慮する必要がある問題だと思いますが、実際、1994年に大量虐殺が起きました。生き残った人々は、自分たちの生活、自分たちの社会、そして国を今、建て直そうと苦労しているわけであります。しかし、そこで本当の和解がなければ、重要で正当な理由を残して伝えられないのです。女性の人生は野蛮な人たちに犯され続けます。そこで平和をつくり、和解する努力を継続していくかなければいけないのです。それは同じことが繰り返さないように願うからです。もちろん今もルワンダで暴力が続いておりまして、まだ女性たちが同じ暴力で犠牲になっています。その問題で皆様を恐らく少しばかり京都から離れ、ルワンダに行き、カナダを通じてここにつれ帰ることができたことだと思います。

私をここに今日はお招きいただきまして、有難うございました。

（林）有難うございました。昨年のローマ条約会議で、国際刑事裁判所の設立が決まったわけですけれども、日本政府がこの条約批准をして、国内法を整備していくには、まだまだ時間がかかると思います。その中にいかにジェンダーの視点を入れていくかということを、今後 NGO がやつていかなければならぬと思いますが、アニーさんがカナダでなさていらっしゃるような活動というのは、私たち日本の市民にとっても大変参考になることが多いと思います。これからも交流を続けていきたいと思います。

続きまして、ベトナムからお迎えした専門家で、ドン・ティタン・メイさんにお話を伺います。ドン・ティタン・メイさんは、ベトナム政府法務省法律研究所の副所長をされております。経歴を拝見しますと、もともとは物理をご専攻なさって、旧ソ連邦の大学で物理の学位をとって、ご帰国後、シンガポールやベトナムの大学で法律を勉強されて、現在は弁護士の資格もお持ちで、政府の中で人権教育や女性の人権問題にかかわっていらっしゃるということです。では、よろしくお願いします。



ご紹介有難うございました。今日の私のトピックですけれども、ベトナムにおきます女性の政治的台頭とベトナム女性の権利の平等であります。ご承知のとおり、ベトナムの人たちは、北と南の戦争の時に人命、そして財産を失う大きな被害を被りました。今日、我々の国民は、経済の中央統制から市場経済へ移行する過程にあります。そして、ベトナムのすべての国民が、このような移行から多くの困難に直面しております。特に、女性たちと子供たちといった者たちが、その中で最も脆弱なグループの人たちであります。ですので、私たちの政府や国民は最善の努力をして、このような人たちの権利が行使できるよう援助を提供しています。

ベトナムの憲法によりますと、法律のもとにおきましては、男性も女性も平等な権利を持っております。しかしながら、ご存知のように、戦争の間はすべての男性は戦争に行きましたので、農場や工場、そして家族の中の彼らの仕事や役割を女性が担うことになったのです。ですので、当時はその国の政治的生活に女性が参加する機会がますます少なくなっていたのです。またとても多くの少女たちは学校にも行けず、大学で勉強することをあきらめなければならなかつた状況がありました。

そして戦争が終わった直後の年は、ベトナムの女性たちは、残念ながら国会議員になることとか、さまざまなレベルでの人民委員会の委員になる機会が少ししかありませんでした。私たちの憲法におきましては、市民は 18 歳になると投票権があり、21 歳になると被投票権があるということになっております。しかしながら、戦争の結果、女性たちはなかなかこの権利行使することが極めて難しかつたのです。ですので、私たちの政府やベトナムの女性連合が多く具体的な方策を採択しまして、女性を政治的生活に参加させる機会を与えることをしたのです。例えば、ベトナム女性連合は、女性の向上のための国内委員会と協力して、大きなキャンペーンを行い、女性を国会議員の候補にさせるためです。そして、第 10 回国会のために、そしてさらにその国会に加えて、150 名以上の女

性の国会議員候補者が生まれ、また政府および女性連合には 10 名でした。そのキャンペーンの結果、現在は 118 名の国会議員がいます。ベトナムが ASEAN の加盟国としては初めて、そしてアジア太平洋地域の中では2番目の国として、このような数の人員を国会議員として送ることができました。

今年はベトナムのさまざまなレベルで、州ですとか地区ですとか、あるいはコミューン等で選挙があります。その場におきましては、さまざまなレベルからこうした候補の人たちを選出しようと努力しています。そして、経済的な活動に関してですけれども、私たちの憲法におきましては、女性は男性と平等の権利を持っていました。つまり土地利用権ですとか、市民的および経済的な事業に関する契約を結ぶことです。しかしながら、女性より多くの権利が付与されているのですが、ある女性の中には、残念ながら貧困になってしまったというような皮肉な状況があります。それはなぜなのでしょうか。というのは、残念ながらその権利をどのように行使するのかについて教育もトレーニングも受けたことがなかったからです。ですので、ベトナム政府と女性連合は、より具体的な方策をとっています。それは女性に対して、市場経済において、新しい権利行使させようとするものです。例えば、私たちは貧しい女性のための銀行をつくりました。そして、女性たちの間のクレジットグループというものもつくりましたし、さらに貧困者のための国家プログラム、投資のための国家基金も設定いたしました。これらの措置のために貧困ですか飢餓といった問題が 1994 年の 23.5% だったのが、1998 年には 70.7% に改善されたのです。そしてまたアジア諸国への投資ですけれども、1994 年に 8% から 1998 年の 15.8% に増加しましたが、女性からの数字は 5.5% になりました。こうした数字を見ていただければ、今日のベトナム女性の状況がよくおわかりになると思います。もちろん、私たちは多くの困難に直面しておりますが、平和構築に女性の参加をさせることを話し合っていますこの今日の京都会議から得ています智恵が、長期にわたった戦争の後の平和構築のための、ベトナムにおける最初のステップです。有難うございました。(拍手)

〈 林 〉 有難うございました。女性の社会的、政治的参画ということに焦点を当てたお話だったと思いますが、日本の女性は教育程度が高くて、識字率などは統計で見ると大変高いのですけれども、にもかかわらず政治への参画のパーセンテージが大変低いわけですね。それは一体、どういうところに原因があるのか、今後、平和構築の過程に女性が参画していくかなければならないというときに、多分、政治参画と一緒に進めていかないと、政治には全然代表を送っていないのに、平和構築だけは女性が活躍するということは、恐らくあまりあり得ないのではないかと思いますので、日本の女性が置かれた状況ということを、アジアからの専門家の方々を迎えたこういう機会に、もう一度考えてみたいと思いました。

では、前半の最後のスピーカーになりますが、カンボジアからお迎えいたしましたメンホー・リアングさんにお話をいただきます。メンホー・リアングさんは、カンボジアの人権研究所の次長をされております。開発、子供、女性問題の計画及び運営管理の責任者をなさっておりまして、とりわけ人権教育に関して、大変造詣が深い方です。では、どうぞよろしくお願ひします。

### カンボジアーメンホー・リアング、 難民と女性の人権

皆様、こんにちは。このような会議に参加させていただきまして、非常に光栄に思っております。将来、絶対暴力を繰り返さないようにというのが、今日の会議のテーマです。このことは、私どもすべての国にとって、特にその中でもカンボジアにとっては、大きな希望であります。ですから、このような課題に密接にかかわり合わせていただき、私も非常に名誉なことと感じています。私たち全員は暴力の文化が支配している社会に住んでおり、その中で多くの女性がもつとも犠牲を強いられております。このような会議を主催してくださいました方々に対し、感謝しております。カンボジアの政府は、行動綱領およびストックホルム宣言、つまりこれらは二つの女性会議の後に採択されたものですが、女性の権利を守るためにすべての措置を履行することを誓っています。それには、性的な搾取から女性を開放すること、また、女性があらゆる形の暴力を受けなくて済むような社会にするということであります。



私が所属しておりますカンボジアの人権研究所や、他の多くのカンボジアのNGOグループの中で、特に女性の組織は、暴力を防ぐためのすべての行動を支持しております。これは、武力紛争の前でも、あるいは武力紛争の後の危険な状況においてでも、同じように考えております。私たちは女性に対する暴力は、女性の権利や尊厳を著しく損なうものであると考えております。今、カンボジアでは、武力紛争は終わっております。そして、有難いことに私たちは平和を享受しておりますけれど

も、いつ壊れるかわからない平和であります。私どもはその中で、この平和を持続させたるためにあらゆる努力をしなければなりません。国内の紛争があつたために、その爪痕がはつきりと人々の心の中に刻まれています。

カンボジアの今日の壊れやすい社会は、長く続いた戦争や、社会秩序を完全に崩壊させ、精神的指導者である仏教僧を含め、非常に多くの教育を受けた人たちを失った独裁政治の産物として出現しているのです。また、戦争や独裁政治により、寺院や学校、そして礼儀正しい社会組織そのものを乱し、崩壊させてしまいました。

20年以上もこのような紛争が国内外で続いたために、ビジネスはほとんど一掃されて、女性や少女たちによって細々と行われてきました。集団レイプは日常に行われていました。そして仏教の尼僧でさえ、この犠牲者でした。女性、少女たちは、宗教を強制されたり、あるいは強制的な結婚させられました。

教育を受けた女性が、農民の少年と強制的に結婚させられることもありました。これは、お互いに出会ったこともなかったのです。そして女性も少女も、このような状況から逃げようと近隣の国に行き、ベトナム、そして政府の兵士などによって、レイプされることも多く起つたのです。そして難民キャンプにおきましては、非常に原始的な環境の中での日々の苦しい生活のほかに、女性や少女たちが多く継続的に苦難を強いられていたのです。

そこで、ぜひともこの会議の場で、国連当局そして国際社会に対しまして、強くお願ひしたいことがあります。それは、大きな難民キャンプで暮らす人々に対しましては、完全に外部の、国際的な監視を、日中も夜間も、きちんと行なってくださるようお願ひしたいのです。通常、このようなことをするのに、資源が十分ではないのが現状であります。そこでどうなるかといいますと、難民を受け入れる国の軍隊がその難民キャンプの人たちの代表たちと一緒に治安を担当するのが通例です。私が申しあげたいのは、そのような保安の役割を果たす人たちこそ、私が国連のために働いていた難民キャンプにいる少女たちに対してさらなる非人道的行為を犯した加害者だったことです。その権力を持った無節操な人たちが立場の弱い人たちを食い物にしているのです。このようなことを、ぜひともシオラレオネやその他の国の難民が発生するようなところで、二度と起こらないようにしなければなりません。難民キャンプで暮らす家族の人たちは、自分たちの娘を守るためにあらゆる種類の対策をとっています。例えば、難民キャンプの中のベッドの下に隠された穴の中に、ひそかに潜んで何年も過ごして、隠れているという思春期の少女たちもいます。

他の少女たちは数少ない男性と、ただ単に幾分かの保護を得るために結婚させられたものもいま

す。そこには、もっと強制された結婚が多くありました。ある場合は、自分の娘を守るために母親が、あるいはより年の若い妹を守るために、姉が犠牲になるといったケースもありました。薪を見つけて鉄条網を越えて出ていった少女たちの集団が、暴漢たちにレイプされることがありました。年をした他の女性たちが残虐行為を受けたり、あるいは屈辱を受けたりといったことがありました。これはすべて国連の保護のもとで、あるいはNGOなどにより代表されている国際社会の保護のもとで、実際に行われていたことなのであります。そういうことを止めることは不可能です。難民キャンプの中で私の姉たちや少女たちは強制的に結婚させられ、あるいは権力を持つ軍の指導者ですか、民事担当のチーフたちの慈悲を受けるような立場にならざるを得なかつたのです。

つぎに、紛争の後、今日のカンボジアにおきます暴力の状況についてお話ししいたします。非常に混沌とした時期の中で、少女たちは女性になり、そして母になっています。そしてこの恐ろしい世の中にまた子供たちが生まれ、育っています。母親にとって、一つだけ気にしていることは戦争であり、生き延びていくことあります。飢餓とのたたかいでは、強者が全てのうまい物を奪ってしまいました。弱い人は自分がただ単に生き延びるために、何でもしなければなりません。自己に対する尊厳、敬意といったものを犠牲にしてでも命を長らえなければいけないという状況の中で私の姉たちは生き延びてきました。

しかし、女性たちが最も弱い立場の存在であり、最下層の犠牲者であったことは問題ではないと思います。自分たちが生存していくことに対する意識、そして自分に対する価値を認める気持ちが低いのです。このことは重要な問題であり、ぜひとも取り組んでいく必要があります。

あれらの強制結婚の多くは長続きしませんでした。そして、多くの女性が現在でも独身で、そして自分1人で子供を育てています。この子供たちといいますのは、汚名をきせられた形でこの世に生まれた子供たちです。戦争は、戦場でだけ行われているではありません。日々の生活の中でも戦争は続いています。他者よりも優位に立ちたいという敵の脅威にさらされた戦争も続いています。そしてだれもが知らず知らず、このカンボジアの分極化された社会の一つの道具として犠牲になっています。その中で、自然になれていかなければ、非常に深い心の傷を受けることになります。実際、多くの人が非常に深い心の傷を受けています。そして今、新しい現象がカンボジアでは見られます。それは第二世代の心の傷であります。第一世代の人たちから生まれた子供たちが、その両親から恐怖感、そしてよくない社会規範、そういうものを自然に受け継いでしまっています。そのために、人間的な欠陥なども、そこに当然受け継がれてしまっています。カンボジアはずつとこの暴力の文化を引き継いできたわけでありまして、その中で常に最も弱いのが女性、そして子供たちであります。

1993 年に国連が採択した女性に対する暴力撤廃宣言を、今、ここで思い起こしてみます。女性に対する暴力とは、女性に対する身体的、性的、あるいは精神的な危害であり、そして女性の基本的自由と権利を否定するものであり、女性を経済的に支配するものであると定義づけております。カンボジアの女性、子供、そして特に少女たちは、これから説明するような状況の中で最も犠牲になっていることを表しています。これは何千人という女性や少女たちが、田舎から近隣の国々、そして都市に売春婦として売買されています。私たちの推定では、約 1 万 4 千の女性や少女たちが、首都のプノンペンだけでも売春宿、マッサージ・クラブ、そして個人の家、ホテルなどで売春婦として働かれています。そしてまたある最近の調査では、大体 5 万から 5 万 5000 人の売春婦がカンボジアにいると計算されており、その中の 35% が 18 歳以下の少女たちであります。

またもう一つ驚くべき統計は、カンボジアで今、HIV、AIDS の流行が非常に進んでいて、それが、非常に多くの女性や子供たちに影響を与えていることです。AIDS と取り組む国内委員会の推定によりますと、1999 年時点での HIV 陽性の女性人口は約 18 万人以上であると推定されています。そして 1998 年に AIDS で死亡した人の数は 6689 人でした。しかも、これは報告された件だけの数字であります。なぜこの HIV、AIDS が広がっているかといいますと、主に売春宿を訪れて感染し、そして感染を家庭に持ち帰っているという男性に主として責任があります。しかし、文化的に影響されている考え方では、悪いのは女性売春婦たちからの感染であって、それを持ち帰る男性の方ではないということです。健康の教育が行き渡っているとは思いません。また何千人というカンボジアの女性や少女たちが、タイやマレーシア、そして台湾などに売買されて売春婦にさせられたり、物乞いになったり、建設現場の作業員にさせられたり、あるいは召使いにされていることについて述べてみます。

今回、私がカンボジアを立つ前に、300 人の子供たちが不法入国者として、タイ国政府からカンボジアに送り戻されました。ここで申し上げたい一つ重要な問題は、カンボジアの暴力の文化はもう 20 年以上にもわたる紛争の間に、カンボジアが発展させたものであります。それが戦争の場から家庭へと広めたということです。家庭内暴力は、家族員が他の、家族員に対して、肉体的に、性的に、そして感情的に危害を加える行為であると概念規定されております。それは、いろいろな形をとって行われます。例えば、一夫多妻制もそうですし、大酒を飲んであばれること、殴ること、監禁、脅しを行ったり、ののしつたり、近親姦、あるいは引っ張ったり、やけどをさせたり、強制的に中絶させたり、婚姻内のレイプ、そして銃で撃つ、殺すなどです。

カンボジアの 6 人に 1 人の女性が家庭内暴力の犠牲者になっています。家庭内暴力は一つの家庭内の個人的な問題と見なされていまして、関係当局を含めて、家族外の人たちがそこに介入す

る権利はないと考えられています。しかし、今日ではカンボジアの社会は、この家庭内暴力を深刻な問題であるととらえるようになりつつあります。ある独立した調査によると、それでも社会の中では家庭内暴力を、犯罪であると認める人がまだ少なく、家庭内暴力を含めて、どのような暴力行為も腹藏のないことであり、社会の中で認められるふるまいであると認めています。そこで、最も悲劇として考えられるのは、今後の将来の世代もその暴力を続けてしまうということです。

もう一つ、カンボジアの若い女性労働者たちの問題についても聞いていただきたいと思います。その女性たちは工場の所有者からひどい取り扱いを受けたのです。この問題は、今後も注目していただきたいと思います。女性の地位向上委員会や人権委員会の仕事は非常に重要であります。国際社会全体に対して、またすべての国の政府に対してこのような状況を訴えていき、そして男女の平等を実現させるために、また二国間の援助ですとか、協力、それから国連そのもの、そして国と国との間の例えば、ASEAN のような協力体制を通じても改善ができますとおもっています。女性に対する影響の評価を求めるためのガイドラインの提案が、多くの協力提供者からも出されています。

時間切れになってしまったので、皆様と何か今日お話をすることで学んでいきたいと思っています。そして、将来、私たちの子供に対し、そして将来の世代に対して、暴力が二度と起らないことを祈っております。有難うございました。(拍手)

〈林〉 有難うございました。日本では、カンボジアの戦後処理に関しましては、平和維持部隊、いわゆるPKOを派遣することが、憲法の戦争放棄条項に触れるかどうかという、もっぱらその問題が議論されがちですけれども、今日のお話を伺っておりますと、女性や子供たちに対する人権侵害や、とりわけ武力紛争と売買春や、人身売買の問題などについて、カンボジアの女性たちが果敢に取り組んでいるということが、よくわかったと思います。今後とも、カンボジアの問題について、アジア女性基金としても関心を払って、何かプロジェクトができればと思っております。

一応、皆さん時間をきっちり守っていただきましたので、前半の時間はここまでですが、せっかくですので会場の皆様から、今までのご報告に対してご質問があれば、短い時間ですがお受けしたいと思います。何かご質問がありましたら、どうぞ手を挙げていただけますでしょうか。大変密度が濃いお話でしたので、今すぐに質問が浮かばないということであれば、休み時間の間に考えていただいて、会場のアンケートに記載していただきたいと思います。では今から15分の休憩に入ります。前半はこれにて終了させていただきます。(拍手)

(休憩)

〈林〉何かございますでしょうか。では、いま係の者がマイクを持って行きますので、お願ひします。  
アン・バウンテンさんに質問があります。まだ帰っていらっしゃってないでしょうか。



〈林〉ほかにご質問がある方、手を挙げていただけますか。お願ひします。アジア女性基金の方  
の方、アニー・バウンテンさん、探してきてくださいますか。

〈質問〉私はこういう会議に出たのは初めてなのですが、アジア女性基金というのは、こういう国の中ではどういうふうに使われているのか、少し教えていただきたいと思います。

〈林〉はい、有難うございます。ではそれにつきましては、事務局長からお答えを願いたいと思  
います。まずアニーさんが戻ってこられました。それからアジア女性基金の方、伊勢事務局長にも  
質問が出ておりますのでお願ひします。では、最初の質問の方、どうぞ。

〈質問〉アニーさんに質問がございます。先ほどのお言葉に非常に感銘を受けました。レイプとい  
うのは、大量虐殺の一種として認められたということで、大変感銘を受けております。もう少し、この  
点に関してご説明を賜りたいと思います。少し、その背景について説明していただけますか。またど  
のようにして、それが認定されるようになったのか、大量虐殺の一部として、法的に認められている  
のか。お話ししてください。

〈アン・バウンテン〉 ご質問有難うございます。大量虐殺に関する条約があります。さらにまた、国際人道法がありまして、それが武力紛争時に適用されます。歴史的に見ますと、女性に対する性的な暴力は、このような国際的人道法においては十分に対処されておりませんでした。そこで、常に私たちが戦ってきたこと、あるいは、それに反対して生じてきたことは、女性に対する暴力、それも性的暴力が名誉に対する侵害だと見られるだけの国際人権法の問題だということです。国際人権法において女性の個人的な尊厳に対する侵害であると見られる代りに、レイプが名誉の侵害であると見られてきまして、コミュニティの名誉として実際に解釈されていて、個人の尊厳としてではないのです。それは少しですが、一つの背景であります。次に大量虐殺の条約があるのですが、これも国際的な法の一つで、武力紛争の際に適用されます。そしてこの大量虐殺条約でも十分に対応がなされおりませんでした。これはルワンダ、それからユーゴスラビアに関する臨時の刑事裁判所におきまして、その規定ができたわけで、その中で司法権を作り、そして性暴力で起訴され得る性的暴力が規定されました。これは新たな進展でした。臨時の旧ユーゴスラビアおよびルワンダの国際刑事裁判所の設立規定の中に、レイプその他の性的暴力を、組み込んでいます。それが最初の第一のステップでした。それから、アキアスの話を、私は、事件の一つとして取り上げましたが、この人は初めてこのような形で有罪と判定された人間の一人であります。このように進展したことは、性的暴力を大量虐殺の一つの形態として認めることができるようになりますとありましたし、大変重要なことありました。女性たちはどのような経験をしたのか、いかにツチ族の女性たちが語られているような経験をし、そしてその嫌悪、憎しみをかきたてるキャンペーンがなされ、それによって大量虐殺の際にレイプが行われたことについて代弁したのであります。その状況の中で、レイプというのを大量虐殺の一つの形態として認めることが重要だという認識が高まったわけです。



〈林〉有難うございました。ご質問の方、それでよろしいでしょうか。では次の質問、アジア女性基金の事業全般につきましては、アジア女性基金運営審議会委員の橋本ヒロ子さんにご説明をお願いします。橋本さんは、十文字学園女子大学の助教授で、女性学を教えていらっしゃいます。昨年度の運営審議会の委員長です。

〈橋本〉今、アジア女性基金のお金が、どういうふうにアジアの国々に対して使われているかというご質問だったかと思いますが、アジア女性基金の事業は二つに分けることができまして、一つは償い事業です。これは元日本軍の『従軍慰安婦』にされた方々に対しての償いの事業です。これは国民の方々から集めたお金を償い金としてお渡しする事業です。さらに総理のおわびのお手紙を添えて、フィリピンでは日本政府のお金で医療福祉事業も同時に行っているという事業ですね。もう一つの事業は、今回やっております事業もその一環ですが、現代の女性の尊厳、女性の人権を守るという事業をしております。一つは国際会議の開催を、1996年度からやっております。最初の年が女性の人権一般、そしてそれ以降、2年間、人身売買、女性と女児の人身売買の防止というテーマで、1997年にはマニラで行いました。そして昨年は、バンコクで ESCAP と共に国際会議を開催し、アジア地域諸国の目標となる宣言文等をつくっております。その続きとして、今年度は「女性と暴力」というテーマで、このフォーラムを開催しました。

そのほかにNGO支援という事業をしております。このNGO支援では基本的に規則がございまして、アジア女性基金の運営費は国から補助金として来るものですから、基本的には国内にあるNGOを対象に女性問題に取り組んでいる団体を支援するわけです。その国内のNGOが海外のNGOと連携、共同事業する場合には海外のNGOを間接的に支援する場合もあるということでございます。

アジア女性基金に反対するNGOからは、これに対してクレームがつけられたりしているという実態があるわけですけれども、これは決して償い事業を弁護するためにつくられた事業ではありません。そもそもこのアジア女性基金は、現代の女性の問題、尊厳事業を、「慰安婦」を生んだような女性に対する人権侵害を起こさないためにも、真剣に現代の女性の人権問題に取り組まないといけないということできまざまな事業を行なっているわけです。今回の国際会議もその一環として開催しています。それでよろしいですか。

〈質問〉講演者の皆さんの中で、特定の活動のためにこのような基金を受け取った団体や人は、いらっしゃいますでしょうか。スピーカーの皆様。

〈橋本〉ファンドを差し上げるのではなくて、参加をされるための交通費は差し上げておりますが、

この国際会議は、別にこれまで基金がファンドを差し上げた NGO を招待して行なっているわけではありません。この方々は女性の人権、それから紛争下における女性の人権について、非常に専門家でいらっしゃるわけです。そのため来ていただいているわけです。よろしいですか。

〈質問〉でも、それぞれの国内の活動でこのような基金が使われているということはあるんでしょうか。

〈橋本〉直接支援を受けたいということで、そのような話を聞いていらっしゃるのかもしれませんけれども、そうではないです。実際には、難しいというのが現状でございます。しかもしも皆さんの中で、将来、今回いらしている NGO のカウンターパートナーとなって、アジア女性基金の NGO 支援事業に対して申し込みしたいという方がいらっしゃれば、むずかしいですがその可能性はあります。ただ、一応外部の方を交えた審査委員会で申請の選択をしますので、必ずしもそれはお約束できるというわけではないのですけれども、もしそういう NGO の方がいらっしゃれば、多分アジアの NGO にとって非常に有難いだろうと思います。

〈林〉よろしいですか。あとアジア女性基金の出版物につきましては、リストを入口でお配りしております。今日、皆さん関心が高くて在庫が少ないようですので、ご希望のものがあれば、それを郵送することができると思いますので、ご希望の資料を受付でリクエストしてください。

では、ここで後半に移らせていただきたいのですが、どうしてもまだご質問があるという方がいれば、お手を挙げていただけますか。よろしいですか、後半を始めて。

## 公開フォーラム 第2部

では、後半のパネラーのジョン・パチエさんとシャールジャド・タジバクシュさんと安藤仁介さん、どうぞ壇上のほうへお願ひいたします。後半は、国連、国際社会が、女性に対する暴力、とりわけその中でも武力紛争下における暴力について、どのような取り組みをしているのか。またこのお三方はそれぞれの分野での大変な専門家でいらっしゃいますので、前半の各国報告について、ご自分の専門分野に特に関係が深い部分があれば、それについてコメントをいただけたらと思います。

ジョン・パチエさんは、ジュネーブにあります国連人権高等弁務官事務所に勤めていらっしゃいまして、現在、国際保護局の行政担当次長でいらっしゃいます。以前は国連高等弁務官事務所で難民

女性及び子供の問題の法律顧問をされておりました。この2日間の専門家会議も、パチエさん的大変見事なファシリテーターとしての役目によって、大変活発な、中身の濃いディスカッションをすることができました。では、パチエさんからは、国際社会が女性に対する暴力ということについて、どういう取り組みをしてきたのかということをお話しいただきたいと思います。また時間を区切って恐縮ですが、お1人大体10分から15分ぐらいの間でお話をいただきたいと思います。では、パチエさん、よろしくお願ひします。



#### 国連人権高等弁務官事務所 調査及び発展の権利部長—ジョン・パチエ

有難うございます。こちらの会議に参加することができ、大変嬉しく思っております。幸運にも、日本の人権関係機関とこれまで協力する機会を賜りました。今回のこの会議は、私にとってのまた新しいすぐれた経験となっております。私の方からは簡潔にお話し申し上げましょう。司会者の林先生のほうからは、たった25分しかいただいていないということですので、簡単に、非常に簡潔に申し上げたいと思います(笑い)。

さて手短かに、非常に簡潔に、人権に関しての国際的行動の全体像、それはある種の背景と、そしてその関連の中で、女性の権利の問題について、特に女性に対する暴力という問題についてのお話をしたいと思います。私のお話というのは、どちらかというと全般的、一般的な話になります。ほかの2人のパネリストの先生方、シャルジヤド氏の方からは明らかに人道法、そして慣行の難民の保護の面からの話がなされると思いますし、安藤先生の方は、良くご存じのとおり、非常にすぐれた人権専門委員会のメンバーでいらっしゃいます。国連システムの中の人権専門委員会は、この市民的政治的権利に関する国際規約の履行遵守状況をモニターする役割を持っています。

さて、私の仕事は、国連事務局の一部でありまして、それぞれの国の政府が一緒に協力することを可能にするための支援をしているわけですが、一緒に協力させることにより、国際的な人権の政治的意思や綱領を形成していくことなのです。各国政府をそれぞれ個々にあつかいますと、そんなことは簡単に無理だということがわかります。しかし、その各国政府を集合的にまとめていきますと、歴史が示したように、確かに国際的な人権に関する政治的意思を確定することが可能なのです。国連が人権にかかわるようになって 51 年になりますが、その間にこのような国際的、政治的意思というものが生まれてきているのが判ります。そしてその関連において、そしてどのような政治的基盤に立って考えますと、時間をかけながら基準をつくり、またそれらの基準を実施するための手法を組織だでることが可能になってきています。

しかし、国連には現在合計 185 の国が加盟しておりますので、その多様性のために、こういった行動を行うには非常に時間がかかるのです。少なくとも 25 年もかかって世界人権宣言の規定を国際的に法的拘束力のある人権法にさせたわけです。1948 年から 1978 年までの時間をかけて、世界人権宣言の規定を国連加盟国によって採択され、受け入れられる国際人権章典に変えたわけあります。この国際人権章典は、1948 年の世界人権宣言に基づいて、ようやく 25 年かけて規約となつたわけであります。そのあと二つの規約が法律として制定されました。市民的権利および政治的権利と、経済的、社会的および文化的権利の二つの分野の権利が分離されましたのは、1952 年に国連が、もともとの考え方、つまり单一の統一された人権規約をつくるということを放棄したからなのです。しかし、このことによりまして人権の実現にとって、特に女性の人権を実現するということにとつては、近年までに重大な障害をもたらしてきたわけです。

国際的な政治的意思が出現してくるのに時間がかかったのです。歴史的な現実を考えてみましても、10 年以上もかかって 35 の加盟国が批准し、規約が効力を発生するようになったわけです。長年かかって、規約の文章を起草し、1966 年によくやく総会で採択され、批准に付されたわけですが、その後、さらに 10 年もかかってようやく 35 の加盟国が国際的な法的義務としてこの義務を実行していくことができるようになったのです。このように時間がかかっているということは、これだけ国際的な政治的意思が出現するのにのろのろと時間がかかるなどを象徴しています。

しかしながら、いったん動きだすと、加速化がおきまして、1970 年代後半に、条約に関する新たな手続きが出現したのですが、それについては、私よりもよくご存知の専門家がおられますのでここでは申し上げません。この条約に関する手続き、つまり義務を履行することが条約下の機関によってモニターされるという手続きのことですが、さらにまたそれ以外の条約手続き、すなわち事実調査団を派遣することですが、人権委員会が、人権に対して消極的な状況を支援している国があり、特別

な注目をする必要があると判断した状況を調査することあります。そして、その進展の結果、ある一国との取り組みから、主題を中心とする取り組みに発展してきています。つまり、行方不明者だとか、即決による処刑といったような、それぞれの現象の状況を見ていくという取り組みになっているのであります。

このような特別な条約上の仕組みというのは、人権の背骨となっている条約の履行を強化することが究極的な目的であります。これは国際社会が発展させた手法の一つであり、もし望むなら恥をかかせることを強いるための、暗示的で、告発的でそして非難するという性質があります。しかし、こうした暗示的な告発や非難を通して政府に圧力を与え、国際的な人権を護る義務を尊重させようということであります。1980年代の半ばまでは、変化が起つたのがわかりました。それは、条約に関する特別な手続きに加えて、政府から要請がますます出るようになってきたわけですが、各国政府に支援を与えて、マイナスの人権侵害状況が再発することを防ぐ条件を創出することが可能な協力を支援してくれという要請が出てまいりました。

したがって80年代半ばになる頃から、技術協力プログラムというのが始まったわけであります。これは、暗示というメダルのもう一方の側と言えるでしょう。つまり、これは支援を規範にした予防的な取り組みなのです。

今日、私たちはこのテクニカルコーポレーション、つまり、技術協力ですが、直接的に、あるいは間接的にNGOやパートナーの組織を通じて50カ国以上に対して行なっておりますし、2年ごとに約5千万ドルの規模です。

それにともなって、また別の変化が起きました。この変化によって、私たちは市民的政治的権利と経済的、社会的および文化的権利の間のもともとの分離について取り組みをすることができたわけであります。なぜならば、予防の仕組に取り組んだように、単独の分離した形でその市民的および政治的権利の問題を、経済的、社会的および文化的権利の問題から分けて考えることができないことが判ったからなのです。90年代の初めに、このようなことを背景にして、いわゆる発展に対する権利というのが生まれてまいりました。発展に対する権利は、人権であり、それを大抵の人はばかにするか、あるいは、せいぜい慈悲深いか、または単に好奇心を少し示すかのいずれかです。1986年の宣言にある発展の権利は、それを見るとわかるのですが、便利な方式であり、政治的なやり方以外の何ものでもないのですが、それが国際社会が人権をまとめた形で総合的に取り組ませることを可能にしていることがわかります。

それは国際社会が同意した三つの原則に基づいています。それは、民族自決権という原則で、植

民地解放の再確認であり、独立国の誕生と出現であり、ある集団の権利の確認であるのです。それから二つ目が広く参加するという原則、これは市民的権利および政治的権利の手続きだけでなく、あるいは選挙や政治に参加するということだけではなくて、社会や国の経済的、社会的、文化的な生活にも参加するということなのです。そして三つ目の原則が天然資源に対する主権の原則であります。この三つの原則は、市民的政治的権利に関する国際規約に掲げられてはおりますが、今、ようやく対応されようとしています。

今日、非常に話題になっているグローバル化という現象があります。その中で、人権分野に民間部門が参加していくこと。つまり、多国籍企業と同様のものがそんなに昔のことではないのですが、人権社会の分野にも化身として表れたと言われています。例えばアパルトヘイトの時代を見ても明らかですが、人権に対する統合的な取り組みのこの方式を通して、民間部門が突然、人権を実現する上で意欲的で将来有望なパートナーになり、手順がととのったのです。では、女性の人権というものはこの中でどういう立場にあるのでしょうか。条約に関して言いますと、女性差別撤廃条約があります。これは初期の条約の一つなのですが、これもなかなか離陸しませんでした。つい最近、正しければですが、昨年ようやく議定書が採択されました。それによって個人による苦情、個人で条約に規定されている権利が侵害されたと思う場合には、この条約下の機関に苦情を直接提出できることになったわけです。

1994 年以降、女性に対する暴力に関する特別報告者が任命されています。この特別報告者は何をするのでしょうか？ラディカ・クマラスワミ氏ですけれども、または他の誰でもよいのですが、この特別報告者の役割は、暴力という状況をいくつかの国に関して観察し、関連する政府に対して、また国連人権委員会に対して、総会に対して報告します。それは、特別報告者の報告書に基づいて、特定の状況や全体の問題について、対応がなされるわけです。問題点に焦点があたられます。この特別報告者の役割は、条約を補う役割であります。そして、最終的に女性の人権がきちんと対応されているということを確保することなのです。

最後に、このような進展や進化の中で、全体的な人権と同じように、女性の人権というのも、一般的な人権よりもその離陸に時間がかかったと言わなくてはならないかもしれません。したがって、10 年前の話ではなくて、今話しているのは 1990 年代の話なんです。1993 年に開かれた世界人権会議の準備に関連して—それは実際には 1989 年から始まっていたのですが—女性団体の連合が、ロビー活動を行なっていました。女性の人権を人権に関するプログラムの主流に再統合してほしいとロビー活動を行うようになっていったのです。歴史的に、何が起こっていたかといいますと、1970 年代の初めに、女性の地位の向上問題と当時は言われていたんですが、これは国連人権部における

重要なプログラムの一部でありました。しかしながら、これは今思えば、誤った判断だったんですが、女性の人権の問題をそこから分離し、国連の別のプログラム部門の管轄下に置くことになったわけです。このように女性に関する担当部門が分離された結果は、人権にとっても、また女性の地位の問題にとっても役に立ったことではありませんでした。ですから、1980年代後半に、再び女性の人権問題をもう一度人権全体の中に統合するという手続きが始まりましたが、ウィーン宣言と行動計画の中に秘められていることから判るようにそのようなことが中傷されています。その宣言と行動計画は、女性の人権を扱っている大きな一章を含んでいます。それ以降は次第に進展してジェンダー、それから女性の人権問題を認識できるようになってきたわけであります。

ここでは私の話は終わりますけれども、強調して申し上げたいことは、a)私たちは進歩について語つてのことのプロセスであります。b)そしてこの進展や進化は集団の政治的プロセスの産物であり、この中には、単に政府がかかわっているだけではなくて、より重要なのは非政府組織や市民社会もかかわっていることです。なぜならば、この異なる二つの部門間の相互作用によって、国際社会にとって独立した国際的な政治的意思のこの綱領を発展することが可能になってきたのです。勿論、いろいろな障害があります。ことに、発展の権利や人権の実現に関してはいろいろな障害があります。腐敗や汚職の問題もあります。これは、現在直面している大きな問題の一つでしょう。よいプログラムを構築するシステムは重要ですが、それを実際に利益を受ける必要のある人の手に届かなければ、その人たちから権利を剥奪するだけではなくて、また別の人権問題を発生させることになります。したがって、汚職の問題などもありますが、この数年間の間に腐敗の問題を、ことに経済的社会的文化的分野で人権の実現に対する大きな障害として対応する認識が出てまいりました。このことは、勿論、常にある無知の問題にも密接に関係するものであります。

それでは、ここで話を終わりましょう。最後に申し上げたいのは、国際的規範について、そして私たちの日常の行動に実際に表す必要性に対して、教育、啓蒙して認識を高める活動を行い、感受性を培うということです。私の上司は女性です。彼女は、私の人権に関しての初めての女性のチーフであります。彼女はメリーロビンソンです。彼女に代りまして、皆様に彼女の心からのお祝いをお伝えいたします。彼女はエレノア・ルーズベルト以来、9人目の人権部門のチーフです。このような女性の上司の出現を見ますと、将来はそれほど悪くないかもしれません。有難うございました。（拍手）

（林）どうも有難うございました。今年は女性差別撤廃条約が国連総会で採択されて20周年でございまして、今、パチエさんのお話の中にもありましたように、この条約に選択議定書という形で、個人通報権が付与されるということが、国連女性の地位委員会で先ごろ決まりました。今後の総会の決議を待たなければなりませんけれども、条約違反についての被害者個人が、直接その条約機

関に対して通報できる制度というのがつくられるわけで、その意味では国際法がどんどん発展をしているわけです。今のお話の中でも国際法の進展ということで、大変わかりやすいお話をしていただけだと思います。先ほど冒頭にパチエさんのタイトルを、私は日本語で間違ってご説明してしまって、大変失礼しました。英語のプロフィールと日本語のプロフィールを手元に置いて、両方見ておりまして、失礼しました。パチエさんは、現在は国連人権高等弁務官事務所の調査及び発展の権利部部長です。最後にお話しになりましたように、メアリー・ロビンソンさんが人権高等弁務官事務所の代表をされております。

そして次にお話しいただくシャールジャド・タジバクシュさんは、緒方貞子さんがいらっしゃる国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)で、難民女性の問題の法律顧問をされています。シャールジャドさんは、もともとはイランのご出身で、アメリカで教育を受けて、アメリカのローヤーズコミッティ・フォー・ヒューマンライツを始めとする人権団体で活動なさった後、ジュネーブにあります難民高等弁務官事務所でスタッフとして働いていらっしゃいます。では、シャールジャドさん、よろしくお願ひします。

#### 国連難民高等弁務官事務所—シャールジャド・タジバクシュ

ご紹介有難うございます。私もまず始めに、国連難民高等弁務官事務所を代表いたしまして、アジア女性基金の皆さんに感謝をしたいと思います。このようなセミナーを開いていただきまして、私たちがともにこのような重要なトピックについてお話をする機会を、本当に有難うございました。前のエキスパートの皆さんから、いろいろと報告をいただきました。大変幅広い問題だったと思うんです。さまざまな問題の領域を扱つたものだったと思うのですが、私の話の中ではその中から最も関連した分野、すなわち私たちの UNHCR がフォーカスを置いているところをお話したいと思います。ですから私は、この難民の女性をどのようにして保護するかということについて、お話をしたいと思います。

UNHCR ありますけれども、緒方貞子さんがそのトップでいらっしゃいますが、これは国連によって設立されたものであります。すなわち難民の保護につきまして、国際的な活動をコーディネーションする。そして難民の問題を解決することを行っております。この難民の根本的な原因でけれども、これは紛争、そして迫害、そして人権の否定によってであります。今日専門家委員会でディスカッションがありました。そしてパチエさんのお話がありましたけれども、これは、この話というのは UNHCR の仕事にも大変かかわっているのです。このような軍事紛争というもの、これが難民を生み出しているんです。さまざまな人口に影響を与えております。

この難民ということなのですけれども、難民ということを聞くと、冷戦時代のイメージがあるんですね。人々が例えば迫害から逃げていく、独裁体制から逃げていくというようなイメージだと思うのです。また別のイメージとしては、多くの人たちが、アフリカの国境を逃れて、そして大量虐殺から逃れていくようなこと。そしてヨーロッパの方でも、小規模ですが、そのような難民があつたと思うのです。どのようなイメージを皆さん難民について持っていらっしゃるとしても、強調したいのは、難民女性の 45% が扶養家族と一緒にですから、世界の 2150 万の難民の 80% が女性とその家族員たちだということです。

そして私たち、冷戦の影から引き続きぬけ出して新しい千年紀に向かっていますと、私たちすべての人が認識しなければいけない重要なことは、こんにちの難民というのは女性が多くなっていることです。そして子供たちの世話もしなければいけない難民の問題があるということです。一つの例を申し上げたいと思うのですが、それは私たちのオペレーションの一つとして、ライベリアからの難民を世話しているギニアでの活動を説明することによってそいたします。そこには、23 万 9710 人の難民のうち、12 万 7060 人が女性です。すなわち全難民人口の 53% が女性の難民だということです。

このような会議のテーマが、女性に対する暴力なので、私の話は難民女性を中心に、そして難民のサイクルにつきましてお話をしたいと思います。難民のサイクルにはいろいろなステージがありますが、各ステージで、どのように暴力が女性に影響を与えていたかについて、お話をしたいと思います。私はそのような調査レポートを提出しました。それには、暴力がすべてのサイクルの段階で、この難民女性の人生に影響を与えていたとしています。そこで私はまず最初のステージの難民サイクルからはじめますが、これは実際に難民の移動をおこす根本的な原因の紛争が起きたときにはじまります。

男性が、軍隊や武装集団を支配しているあいだに、非戦闘員の民間人、とくに女性や子供たちも、ますます攻撃の対象になっています。ですので、ますます女性もこのような紛争の犠牲者になっているということなんです。もちろん、武力紛争というと男性と軍隊が男性によって支配されていると考えますが、非常に女性もこうした紛争犠牲者の遺族になってきています。そして紛争中の女性に対する暴力には、レイプですとか性的暴力が含まれますが、これは何世紀にもわたって多くの国で広範囲に、そして持続的に行われてきています。しかしながら、戦争に関係しますこのようなレイプですとか性的暴力は、軍事下においては仕方がない、これは個人の行為であると特徴づけられる傾向がありました。

そこで私は紛争下で女性が性的暴力を受けても、被害者としては見えなかつた時代は終わつてしまつてゐると思ひたいのです。1993年 UNHCR 執行委員会は、その機関の諮問機関で50ヶ国から構成されているものでありますけれども、このような決定を出しました。女性が受けている迫害は男性が受けるのと違うことを認識しており、そして性的暴力が、難民を生み出している原因にもなつてゐるという認識をしています。ボスニア・ヘルツェゴビナでの戦争は、私たちの目を開かせました。すなわち、戦争時の組織的なレイプとして用いられていることに対してですが、恐らくこれが初めてだと思ひますが、ただ単に戦争とか、略奪とともにに行われる何かと見なされるべきではなく、人間性に対する犯罪であることを認識させたのです。アニーさんが先ほど言わされましたけれども、この戦争およびルワンダのジェノサイドは、レイプとか性的暴力も含めての女性に対する暴力は、これは単独の個人の行為から遙かにかけ離れて、戦争の戦略的兵器として益々頻繁に使われてゐることを明らかに認識させました。

それでは、どのようにして、このような紛争地における暴力から女性を守ることができるのでしょうか。ここで私は、国際的な法的枠組みに焦点をあて、それがまず出発点だと思うのですが、国際人道法の観点からはじめたいと思います。この国際人道法ですけれども、この詳細については申し上げませんが、四つのジュネーブ条約と、二つの議定書から成っています。これは、紛争中の女性に対する暴力を防ぐことを目的にしている規定を含んでおります。人権法につきまして、この1日半の間、話し合いをする機会がありました。その中で、ある専門家は人道法というのは現実からかなりかけ離れていると議論をしていました。

実際にどのようにして、人は戦争の取り締りをすることができるのだろうかというような疑問があります。これは当然、正当な疑問だと思うのですが、この国際人道法は大変重要だと思います。近年、より少しずつ現実にその人道法を持ちこむために重要な措置がとられてきていると思います。大変重要な措置ですが、紛争時の女性をより良く保護することができるよう、加害者が罰を免れるという時代を終わらせる重要な措置がとられてきたと思います。私たちがすでに知っている事実ですが、安全保障理事会は、戦争犯罪者を裁くために1993年に国際刑事法廷をユーゴスラビアに設定いたしましたし、次いで1994年にはルワンダでのジェノサイドを裁く国際刑事法廷を設立いたしました。そして歴史上最初のことですが戦争中のレイプというものが、人道に対する犯罪であると明白に述べられたのです。そして、わかっていることですが検察官事務所も個々の性暴力犯罪を行った加害者を起訴しています。そして彼らに二つの法廷は有罪の判決を下しています。これは大変重要なステップだと思うんです。理由はこの追加的な議定書におきましては、個人の尊厳を疎りんする行為、これにはレイプとか強制売春も明らかに含まれております。一方、これらの行為は四つのジュネーブ条約や議定書の中には明確に重大な違反であると書かれておりませんでした。ですから、そ

これらの犯罪を特に起訴する責任が国家にはなかったということなのです。しかしながら、こうした法廷ができたことによりまして、実際に起訴されて、女性に対する暴力が事実、人道に対する犯罪だということを目の当たりにし、認識を深めています。

この人道法に関して、とても有望な進展がもう一つあると思うのですけれども、それは、国際犯罪法廷の設立規定が、昨年の7月、ローマで採択されたことで、この規定はまだ効力を発生していませんが、大変重要なステップだと思うのです。その中には、レイプ、性奴隸制度、強制売春、強制妊娠、強制的不妊手術、あるいはそれらと同程度の重みのある他のすべての形態の性暴力は、攻撃であることを知りながら、広範に、また組織的に直接一般市民を襲う場合は人道に対する犯罪であると規定しています。政府がこの条約(規定)を批准するように働きかけるべきであると私は思います。それは女性を暴力から護るために人道法を現実のものとさせるための重要なステップだからです。

こうしたことが、国際人道法に焦点を当てていることなのですけれども、女性を暴力から守る手段として、そして正義をもたらそうということあります。ここで無視してはならないことは、北京行動綱領で述べられているように、武力紛争時や、社会の崩壊が起こるときに、女性の役割が大変重要である事実です。武力紛争とか他の紛争の最中に社会秩序が保てるよう女性たちが努力していると行動綱領で述べております。女性は、平和の教育者として家族の中でも、また社会の中でも、両方で、重要な貢献をしておりますが、あまり認識されておりません。行動綱領は、女性を、紛争の解決や平和構築にあたって、すべての分野に女性が参加することを求めておりますので、UNHCRでは、NGOのような形態の、これを履行するパートナーの人たちと協力して、活動を行っております。ここに出席されていて、先ほどお話をされた方の組織も参加されているのですが、活動の狙いは、紛争解決の決定を行う過程にジェンダーバランスを取り入れることであります。私たちは、そのような状況をウガンダ、ルワンダ、ライベリア、ガテマラ、それに難民受入れ国でも取り入れて活動しています。

さて、ここまで武力紛争段階での、紛争による難民サイクルについて先ず話をしてまいりました。次の段階といたしましては、亡命先の国での女性に対する暴力のサイクルについてカンボジアの同僚のメン・ホー氏が先ほど報告をされました。亡命した場合に、女性がどのような暴力にさらされるのかということです。特に、女性が世帯主である場合、ないしは思春期の女性である場合は、この亡命国におきましても深刻な暴力に直面していることを勿論、認識しております。安全性、ことに個人的な安全がないということ、キャンプに住んでいようと、集団難民センターに住んでいても、後援者の家族と住んでいても、個人的な身の安全性がないということなのです。一つの例を差し上げたいと思うのですけれども、これは私たちのタンザニアの一つのキャンプの外で、50人のブルンジ難民女性がレイプされたというものです。なぜ彼女たちがレイプされたのか、それは地元の人たち

がこうした難民を自分たちの地域にやって来たというそれだけの理由で、敵意を抱いていたからなのです。これは大変ひどい例だと思うのですが、申し上げなければいけません。というのは、難民の女性は、しばしば亡命生活を享受することができないということ、そして、彼女たちが自国を逃れ、他国に亡命を求めるに至らなかった理由の暴力から開放されないということーそれを表していますので、重要なことであると思うからです。

それでは、亡命国において、どのように難民女性を守ることができるのでしょうか。メンホーさんがさつき話されていましたけれども、これはなかなか難しいことで、いろいろと多くの障害があつて私たちが力不足であることがわかるのです。私たちのプログラムは完全ではないのですけれども、学習しているのだと思います。そして、その難民女性たちは、私たちの一番の先生だと思います。この難民女性が自分たちの住んでいる難民キャンプで自分たちの安全保護をどのようにして確保してほしいのかという話ができるのは、難民女性だと思うのです。ですので、私たちの UNHCR も、その任務の中に、難民女性をこのキャンプの状況づくりや、彼らの生活に影響を与える全てのことについて参加をさせることを、積極的にやっています。

一つの例として、難民キャンプ住居のレイアウトを説明いたしますと、それは特に難民女性の安全に重大な影響を与えるからです。何年か前のことですが、どのような形でキャンプをつくったらよいのかわかるような場所が提供されなかつたのです。しかしながら、経験を通じて、難民女性と契約しなければいけないし、どのような形でキャンプをセットアップすれば、彼女たちの安全が最善に守れるかを頼まなければなりません。例えば、以前マレーシアで勤務していたことがあるのですけれども、そこのベトナムから逃げて来ていた未婚の難民女性たちは、長屋式共同住宅に集団として一緒にされていれば、難民キャンプ内の彼女たちの安全は最善に保たれると感じていたのです。そこではキャンプのレイアウトは彼女たちに役立ちました。しかし、ジボティにいるソマリーの難民女性には、このレイアウトを試したのですがよくなかったのです。長屋式共同ハウスで女性ばかり住んでいると、夜間に襲撃を受けさせてしまうことになったのです。ソマリ女性の保護とその文化におきましては、キャンプの中に住居を散らして設けるようにすれば、難民のコミュニティ全体がその女性たちを守ることができるということなのです。

このような例を紹介したのですけれども、それは亡命先の国でも直面している暴力から難民や難民女性を守る方法を私たちが一番良く知っていると見なすことができないことを示しているからです。私たちの責任は、難民女性に話を聞いていかなければいけないことであり、彼女たちの声を聞き、そしてそこから、亡命国でどのように難民女性を一番よく守れるかを学んでいかなければいけないことです。なぜならば、それは国連機関としての責任であり、難民や難民女性を守ることが義務づけられ

ているからです。もう一つの責任としては、亡命先の国の政府もこの役割を促進することなのです。すみません、少々時間がなくなってきてているのですが、もう少し話をさせていただいてよろしいでしょうか。あと二つ短いトピックスがありますので、お話をしたいと思います。

その一つは、難民女性の身体的な保護について話をしてきたことで、責任があると感じていることは、身体的な保護が、勿論、極めて大切なことで言うまでもないと強調することなのですが、また同時に、難民女性に対する法的保護にも焦点を当てていかなければならないということあります。もしも法的地位が亡命先の国で認められていなければ、肉体的な保護もまた確保できないということになるんです。もし攻撃をされた場合でも、法廷にも立てないし、警察にいくこともできないのです。法的地位がその国ではないからということなんです。ですので、法的保護は、身体的な保護と大変関わり合いがあるということであり、それを確保する必要があるのです。

難民女性に法的保護を与えることの論拠は、難民であることを認定することを通して行うことなのです。1951年の条約で定義されている難民とは、出身国外にいて、人種、宗教、国籍、ある特定な社会集団に属している、あるいは政治的な意見によって、迫害される恐れがあることが明白するために、出身国に戻りたくない、戻れない、そしてその国の保護を利用したくない人のことです。これが難民の定義で、法的な定義でありまして、男性だと女性だと、18歳以下の子供だと、あるいは18歳以上の人だととは述べていません。中立的な定義であると思いますが、この条約は基本的に男性のパラダイムの中で解釈されてきていて、それが典型的な男の難民についての実状を反映しているのですが、女性の保護の必要性については常に対応していないと私は主張したいのです。こここの課題というのは、この認定の定義といったもの、そしてもっと重要なのは、ジェンダーに配慮した解釈を適用していくことなのです。すなわち女性が受けるような迫害のタイプですとか、私たちの同僚から先ほどお話があった迫害のタイプをきちんと認定しなければいけないし、そして難民認定を判断する人が、この点を認識して、避難している女性に対して難民の地位を実際に与えていかなければいけないと思うのです。私たちパキスタンの同僚から、そしてカンボジアの同僚からいろいろな要望をお聞きしました。これらの要望は、条約の下で、女性には国際的な保護が与えられており、亡命を享受することができることを認められていることです。これは容易なことではないのです。例えば国の中にはこれらの問題のあるものは、プライベートなものであると思っていますし、ないしは、国が女性に対する性的行為や性暴力を行わなければ、この難民条約は適用されないと思うところがあるのです。

さて、女性に対する暴力撤廃宣言を再度参照いたしますが、その宣言の中におきましては、政府は国家または個人が犯した女性に対する暴力行為を努力して防止し、調査し、そして罰するために十

分に努力することを要すると述べています。宣言はさらに、もし、国家がその努力を怠った場合、そして安全な環境を女性に提供できなかった場合には、それは国家の責任になると述べています。これは大変重要な点だと思います。これは個人の家庭内暴力行為、ダウリー、すなわち持参金問題だとか花嫁を焼き殺してしまうことなどを、個人のまわりからとり出して、これらの形態の事件を国際的体制の保護下におこうということです。

それでは最後なんですかけれども、難民のサイクルの最後の段階になるのですが、それは難民の帰国です。最初のサイクルは自国での武力紛争ではじまりました。そしてそれが自国に再び戻ってきて終りになるのです。難民に地位を与えるだけでは難民問題の解決にならないので、平和構築の手法とか和解が、難民の帰還中に大変重要なものです。UNHCR でもこの問題に焦点をあてて活動を広範囲にやっております。ルワンダの女性のイニシアチブとルワンダで直面している問題について、先ほどカナダの同僚、アニーさんの方からお話をありました。そして、そのイニシアチブのプログラムを通して、150 万人の難民たちを近隣諸国からルワンダに帰国させました。これは女性の参加を確保しようとし、女性を壊滅した自分たちの社会共同体の中に再統合されるようするという大きなチャレンジでした。そのように私たちはルワンダ女性のイニシアチブがとれる活動をはじめたのです。それは彼女たちを統合し、共同社会の再建に参加させることを確実にすることを目指しています。

スーダンの女性で、ケニアに逃げて難民になった人の言ったことをお伝えして私の話を終りにいたします。彼女はこう言われました。「スーダンでは私たちは、死ぬまで発言なんかできません。でも私たちは、今、ケニアにいます。私たちの文化を変えたいと思います」と。これは大変重要な言葉だと思うのです。それが表していることは、女性にとって難民生活の日々がほろにがいものになり得るということであると思うのです。亡命というあの苦難の中のほろにがさというものはエンパワーメントですか、女性の組織を通じて新しい規則をもたらす機会も与えてくれたということです。難民として生活することにより、自分たちの自尊心を取り戻して、そして自分たちが新しい役割を果たすことができるということを認識し始めるのです。そして、特にジェンダーに関する権利、例えば土地ですか、教育ですか、家庭外での仕事ですか、生殖に関する選択ですか、そして家庭内暴力を受けない権利ですか、そうしたものを認識することができたのです。そして難民サイクルの終りに難民が辛苦に耐えて帰ってきます。難民が苦労して得た権利が劣化してはいけないのです。そしてこの暴力のサイクル、これは実に難民の生活ですが、二度と繰り返してはいけないのです。

（林）難民女性の人権というのがあり得るのかという議論は、大変根深いものがあるのですけれども、今のお話を聞いて、女性が受けている迫害は男性とは質が違うものがあるということが良く分

かりました。戦争や略奪の一部ではなくて、女性に対する特別の保護が必要であるという観点から、難民事務所での活動について、大変詳しいお話を伺うことができたと思います。有難うございました。

では、残りの時間が大変少なくなってしまって、安藤先生には大変申しわけないのですが、昨日の専門家会議でも基調講演をお願いしましたので、今日は締めくくりも兼ねまして、今日の討議を含めまして、お話をいただきたいと思います。

安藤先生は、現在は同志社大学の法学部の教授でいらっしゃいます。国際人権規約と市民的及び政治的権利に関する国際規約、日本ではB規約と呼ばれておりますけれども、そこのもとで設立されております人権専門委員会の委員もされておられます。では、短い時間で恐縮ですが、まとめも兼ねましてよろしくお願ひいたします。

#### 同志社大学法学部教授—安藤仁介

どうも有難うございました。英語でしゃべらさせていただきたいと思います。というのは、私がしゃべった日本語を英語に直していただくより、英語を日本語に直していただくほうが、私の意図がよりよく伝わると思いますので、失礼ですけれども、そういう形でしゃべらせていただきます。

最初に、この組織、このような非常に有益な会議をもっていただきましたことを、開催者の方に感謝いたしたいと思います。また、海外からの参加者にも感謝したいと思います。ほとんどの方がアジアの国から、ジュネーブそしてカナダも含めて遠くからも参加をいただきました。そのために非常に意義深い会合を開くことができました。また会場の皆様にも、今日はこのような非常に“よい天気”といいますか、悪い天気の中をお越しくださいまして、感謝いたします。

パチエさんのはうから、私が過去13年間所属しております人権専門委員会のことが紹介されました。これは国連の目的の一つが、人権を社会的経済的な協力を通じて促進していくことであり、総会が世界人権宣言を採択し、国際協力を通じて促進すべき人権が具体的にどういうものであるかといったことが判った1948年までは決まっていませんでした。パチエ氏に指摘されたように、それから18年以上、つまり、この宣言が締約国を拘束する条約にさせるために、何度も何度も話し合いがされているわけですが、そのためには10倍もの歳月を要したのです。そしてこの国際規約を発効されるまでにさらに10年もかかったのです。というのは、(最低)35カ国がそれぞれこれを批准しなければ

いけないというプロセスを通してなければいけなかつたので、時間がかかつたのです。しかし、またパチエ氏が指摘されていますが、それ以後は締約国の参加が加速しまして、今、145カ国がこの市民的および政治的権利に関する国際規約に加入しているわけであります。これでほぼ全体の世界総人口の70%を網羅しているわけです。現在、中国は署名していますが、未だ批准していません。しかし、もし中国が批准をしましたら、世界人口の90%を網羅することになります。国際的な人権擁護の考えが現在広がつてゐるので、一段と効果的にしなければいけない時期であるのです。

私どもの現在話をしているテーマ、女性に対する暴力や、あるいは人権の分野により多く女性が参加させるという問題ですが、いくつかの考えを述べてみます。13年前に私が委員会に参加した時は、18人の専門家の中で、1人しか女性がいませんでした。13年後の今は、4人の女性委員がいます。しかも、2名の女性が連続してこの委員会の議長を務めています。私の委員会だけを見ても、女性の参加が、事実、多大であります。

私どもの委員会の仕事は、この国際規約の条項がいかに日本の憲法ですか、世界人権宣言の条項と対比させられるのかを見ることであります。つまり、そのような権利や条項をどうやって国内的な手段や国内的な立法、あるいは国内的な慣習を通して実施していくのかを見ていくことなのです。これは、いわば日々の問題であります。勿論、いろいろな現場での話を聞きます。女性がいかに、例えば武力紛争の状況下で犠牲になつてゐるかという話も出ます。それに比べて、私の話は少し退屈になるかもしれませんけれども、人権の擁護に関する限り、私たちは日々のアプローチと一緒に現場でのアプローチの二つが必要であると思います。

私の所属している委員会には、二つの主要な仕事があります。まず一つは、締約国の報告書を審査することです。現在、145の締約国があるわけですけれども、それぞれの国のレポートを受けます。この規約に加入して一年後にまず最初のレポートを提出しなければいけません。その後は5年ごとに定期的にレポートを提出することになっています。

状況がルワンダのような緊急を要するような場合は、私たちは特別レポートを出すことを要求し、それを審査いたします。それを審査した後、同意観察事項を採択します。つまり、それは委員会としての意見なのですが、提出されたレポートをどのように評価したか、そして当該政府に対して勧告を出すわけです。そして、もう一つの役割は、個人通報です。国が国際規約を批准するだけでなく、その規約に付属する選択議定書を批准した場合に、締約国の管轄圏内で個人が直接委員会に苦情を提出することができます。委員会はそれを審査し、もし国による違反があつた場合には、私たちはそれを是正するように勧告を出します。

それでは締約国の審査についてお話をいたします。女性に対する肉体的、心理的、および情緒的な暴力といったものがあります。この暴力といいますと、彼女が人権を享受できないようにするあらゆる種類の圧力のことですが、それ以外にも数々の組織的に行われる暴力があります。そういった組織的な暴力について言及したいと思います。インドから来られた私たちの友人がダウリーについて話をされました。これは、花嫁の家族が、結婚する前にある贈り物をあげなければならぬという習慣であります。そして、また夫が死亡した後は、その妻をそのまま焼死させる“サティー”といった習慣もあります。そして、女性に対してと男性に対してと異なる姦通に対する罰があります。そして、両親から財産・遺産を相続する際にも男性と女性との間で、権利に相違があります。そして、通常婚姻制度の中では財産の所有に関しても、男性のほうより多くの権利を持っています。また女性の国籍を子供につがせることでも、男性の方がずっと優位な立場にあります。こういったような事例すべてが表していますのは、女性に対して、組織的、または制度化された暴力であり、それが確立されているのです。このような状態を是正するためには、恐らく法律を制定する時に女性が規範づくりにより一層参加する必要があると確信しています。女性の声をより多く尊重し反映させる機会をつくるべきなのでしょう。勿論、女性は男性にはない独特な負担、重荷があります。私は重荷という言葉を使いましたが、ある人にとりましては、それは特権でもありますが、子供を宿し、産み、そして育てるというふうな負担が、女性にはかかっています。しかし、そのような負担に対して、国家機関が十分に感謝を表すことをしていません。例えば私の妻は、“ちょっとあなた、私は家庭内のさまざまなサービスをあなたに提供していますけれども、あなたはご自分でそれを賄えるだけの収入がおありになるとお考えですか”と言われますが、勿論そんなことはありません。それは、とりもなおさず、不公平であること、そして一種のねじれた形ではありますが、女性の人間社会への貢献に対して認識していないという一種の暴力であると言えます。これは男性と協力していくなければ私たちは滅亡しますし、女性の未来の人類への貢献に対してより一層公平な認識がなければならないと思います。

次に個人通報についてお話をいたします。2件についてだけお話しさせていただき、それで終りにいたします。カナダの例がありまして、カナダ人のアメリカンインディアン、非常に奇妙な表現ですけれども、この方は女性で、カナダに住んでいて、もともとはアメリカンインディアンの出身であります。アメリカンインディアンの居住地に住んでいたわけですが、白人男性と結婚したために、そのアメリカンインディアンの農園を出なければいけませんでした。今度その両人が離婚したわけです。女性はもとに戻りたいのですが、そのインディアンの慣習法では、女性が再び戻ることを許されません。もし彼女が男性だったなら、白人、黄色人種を問わず、他の人種と結婚して、離婚した場合、もう一度その部族に戻ることを希望すれば、戻ることが許されます。

そこで彼女はカナダの最高裁判所まで持っていったわけですけれども、カナダの法制度のもとでは、

特に憲法の規定では、こういった少数派の人たちの原住民法の方が、男女平等を規定している通常の国の法律より優先されるべきであると規定しています。ですからその結果、彼女は今度は私たちの委員会のところに相談にきました。私たちの委員会としては、これはもう明らかな両性の平等に対する違反であるというふうに判断しました。つまり、それは男性が享受できる少数者の権利を彼女が享受することを妨げられているのも明白だからです。

他方のケースですけれども、これは工業先進国オランダからのもので、社会保障年金の話です。オランダでは、ある既婚女性が、自分が失業した場合には、失業した男性あるいは独身失業女性に比べて、70%の社会保障しか受けことができないというのです。彼女は私たちの委員会にきて、これは、社会的なステータスによる差別であり、婚姻のいかんにかかわらず、性に基く差別であると訴えました。私どもも非常に熱心な討議を行いまして、これは関係国際規約に違反している差別であるとの判断に到達したわけです。私たちの委員会は、特別に注目を得るような場所ではありません。日々よくあるような問題ばかりであります。ですからこのようにいろいろな種類、形をとつてあらわれる女性に対する暴力との取組みをしています。特にこのような制度化された暴力との取組みです。

最後に次のように申し上げて私の話を終わりたいと思います。人権という話をいたしますときに、もし人間の半数のことを見失う、つまり忘れてしまうことがあると、あるいは人権を享受することにハンデをつけられたならば、私たちは人権の擁護について話をする資格はありません。100%の人間、あるいは、少なくとも大多数の人たちが、“私の人権は守られている”と言えるときだけが、本当の人権の擁護について語ることができます。ですから、指摘いたしましたように、そのためにも規範づくりやその規範の実施状況を監視することに女性がより一層参加することを望むわけであります。特にそういう面で日本にできること、すべき役割についてふれて話を終わります。

私たちの憲法の中で、私たちは人類に貢献するために武力を使わないということを決めています。力を使う代りに、より積極的に人権の促進の活動を広めたり参加することで、私たちは貢献できると思います。有難うございました。

（林） 私たちは、国際条約ですか国連というと、何かとても遠いところにあって、自分たちの日々の生活とそれがどう関係しているのか、ときどきわからなくなることがあります。今のお話を伺って、人権専門委員会に持ち込まれてくることというのは、まさに私たちの身近な問題の中で、その中にある差別や不公正な取り扱いということが、国内法に違反し、国内法で満足を受けられなかつた場合には、国際的な条約のもとでの監視機関で審査を受けることができるという、その仕組みをよ

くご説明いただいたと思います。

本来でしたらここでまた会場との皆さんのご意見を交換する時間がとれれば理想的だったのですが、大変限られた時間の中で、たくさんのスピーカーの方にお話ををしていただきたいという欲張りなスケジュールをたてましたので、予定した時間を過ぎてしまいました。

今日の、特に前半の各国の報告では、日本に住んでいる私たちから見ると、戦場でのジェノサイド、大量虐殺であるとか、人身売買やレイプ、あるいは持参金殺人というような問題が語られていて、ともすると日本の女性の問題と、非常に遠いというふうに感じられた方が、あるいはいらっしゃるかもしれません。例えば最近日本の中で大変関心が高まっていますドメスティックバイオレンスの問題についても、これは夫婦間とかパートナーとの間の個人的な問題のように見えて、実はそれは構造的、歴史的な差別の表面化した問題である。それに対して国家が何もしないというのはおかしいのではないかということで、女性たちが声をあげてきたという経過があると思います。また私たちは、毎朝、新聞を開きますと、日本人のほとんどの人が読んでいる日常的な新聞の中で、女性のヌードを売り物にした週刊誌の広告を見ない日はないですよね。私たちは毎日毎日、そういう女性の性を商品化するようなメディアにさらされて生きているわけです。だから、そういう中で女性に対する暴力というのは、いろいろな形態をとるわけで、各国で運動している、闘っている女性たちと、私たち日本の女性、市民も何か一緒にやっていけることがあるのではないかという思いを深くいたしました。

21世紀は人権の世紀になるだろうと言われていますが、本当にそうなるかどうかについては、私たち市民が声をあげて行動をしていかなければならないと思います。そのためにも、NGO の力ですか、一人ひとりの市民の力、そして国際協力が大変重要だということを述べまして、私の締めくくりのご挨拶にさせていただきたいと思います。今日は本当に長時間にわたりまして、ご静聴有難うございました。



## 参加者リスト

■アン・バウンテン(カナダ)  
ヨーク大学社会学部助教授

■メン・ホ・リアン(カンボジア)  
カンボジア人権協会副所長

■サロジャ・シバチャンドラン(スリランカ)  
女性と開発センター所長

■ナンディニ・サマラジング(パキスタン)  
外務省調整官及び法と社会トラスト顧問

■ムサラット・ヒラリ(パキスタン)  
パキスタン人権委員会副議長

■ドン・ティタン・メイ(ベトナム)  
弁護士、ベトナム政府法務省法律研究所副所長

■ラニ・ジェトマラニ(インド)  
インド最高裁判所弁護士、「女性の調査と法的行動」会議長

■ヌウル・シャバニ(インドネシア)  
弁護士、女性への法律扶助連合所長

■ジョン・パチエ  
国連人権高等弁務官事務所・調査及び発展の権利部長

■シャルジャド・タジバクシュ  
国連難民高等弁務官事務所・国際保護局行政担当次長

■安藤仁介  
同志社大学教授

■大谷美紀子  
弁護士

■軽部恵子  
桃山学院大学講師

■小寺小夜子

大阪国際大学教授

■齊藤千香子

国連難民高等弁務官事務所

■田中文子

京都大学法学研究室

■橋本ヒロ子

十文字学園女子大学助教授、アジア女性基金運営審議会委員

■林 陽子

弁護士、アジア女性基金運営審議会委員

■伊勢桃代

アジア女性基金専務理事・事務局長

■松田瑞穂

アジア女性基金

■飯島敏楨

アジア女性基金

■間仲智子

アジア女性基金

## 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月発足いたしました。以来政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1) 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明3) 政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性に対する暴力や人権侵害によって苦しむ女性が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、女性に対する暴力のない社会を目指して、今日的な女性問題の解決のために、以下のようなさまざまな事業に取り組んでいます。

- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動
- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどをご希望の方は、下記の住所にご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347  
Home Page: <http://www.awf.or.jp> e-mail: [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)